

能登町地域防災計画

【 資 料 編 】

沿 革

平成 18 年	3 月 21 日	作成
平成 22 年	2 月 22 日	修正
平成 23 年	3 月 3 日	修正
平成 25 年	3 月 8 日	修正
平成 26 年	6 月 24 日	修正
平成 27 年	6 月 18 日	修正
平成 29 年	3 月 17 日	修正
平成 30 年	7 月 4 日	修正
令和 5 年	3 月 31 日	修正

能登町防災会議

目 次

第1章 防災組織等に関する資料

1 能登町防災会議条例	1-1
2 能登町防災会議委員名簿	1-3
3 能登町災害対策本部条例	1-4
4 能登町災害対策本部設置要綱	1-5

第2章 防災上注意すべき自然条件

1 水防上の注意箇所	2-1
2 土石流危険渓流箇所	2-2
3 急傾斜地危険箇所	2-10
4 地滑り危険箇所	2-18
5 山腹崩壊危険地域（民有林）	2-21
6 崩壊土砂流出危険地域（民有林）	2-26
7 雪崩危険箇所・区域	2-30
8 注意、観察を要するため池等	2-34
9 道路注意箇所（異常気象時における道路通行規制箇所）	2-39
10 石川県建築基準条例第3号に基づく災害危険区域	2-42

第3章 防災上注意すべき社会条件

1 石油類貯蔵取扱所	3-1
2 高圧ガス貯蔵所	3-5
3 高圧ガス製造所	3-5
4 簡易ガス事業供給地点群	3-5
5 プロパンガス貯蔵取扱所	3-5
6 トンネル（延長100m以上）	3-5
7 土砂災害（特別）警戒区域内の教育施設	3-6
8 土砂災害（特別）警戒区域内の要配慮者利用施設	3-6
9 洪水浸水想定区域内の教育施設	3-6
10 洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設	3-6

第4章 消防に関する資料

1 消防職員の構成及び人員	4-1
2 消防団の組織及び人員	4-1
3 消防団担当区域	4-2
4 町内配置ポンプ自動車等	4-3
5 消防用器具一覧表	4-5
6 消防水利の現況	4-6

第5章 防災上必要な施設及び設備等

1 指定避難所	5-1
---------	-----

2	指定緊急避難場所	5-2
3	各種指定避難所運営表	5-4
4	医療機関一覧	5-7
5	ヘリポート適地	5-8
6	水防資機材備蓄状況表	5-9
7	水防上重要な水門、桶門、桶管及びため池等	5-14
8	水防上必要な予報、警報及び通信等の連絡体制	5-15
9	雨量、水位の観測所	5-15
10	ダム一覧	5-17
11	上水道施設一覧	5-18
12	上水道指定業者一覧	5-19
13	給水用機材器具保有状況	5-20
14	下水道施設一覧	5-20
15	下水道排水設備指定業者一覧	5-21
16	除雪対策施設	5-22
17	能登町除雪実施路線延長及び町所有機械の概要	5-24
18	避難路	5-27

第6章 参考資料・各種記録簿

1	災害弔慰金の支払等に関する条例	6-1
2	災害弔慰金の支払等に関する施行条例	6-4
3	輸送記録簿	6-7
4	輸送用燃料受払書	6-8
5	炊き出し実施記録簿	6-9
6	食糧配給物品受領書	6-10
7	給水実施記録簿	6-11
8	医療・助産台帳	6-12
9	臨時予防接種実施記録簿	6-13
10	防疫活動状況報告書	6-14
11	伝染病等患者台帳	6-15
12	遺体処理台帳	6-16
13	埋葬者名簿	6-17
14	障害物除去台帳	6-18
15	応急仮設住宅台帳	6-19
16	応急仮設住宅入居者名簿	6-20
17	住宅修理記録簿	6-21
18	学用品給与台帳	6-22

第7章 各種マニュアル

1	地震直後の手順	7-1
2	地震発生時の行動	7-2
3	避難所の開設手順	7-8
4	避難者名簿	7-10
5	救助実施記録日計票	7-11

6	避難所設置及び収容状況	7-12
7	救助の種目別物資受払状況	7-13
8	災害対策本部の設置	7-14
9	本部室の設置	7-16
10	初動運営	7-17
11	応急活動期の運営	7-20
12	災害対策本部の立ち上げ・運営	7-22
13	職員の動員	7-23
14	被害情報の収集・伝達	7-24
15	消防活動	7-32
16	地震及び津波に関する情報の収集・伝達	7-33
17	二次災害防止対策	7-33
18	医療救護活動	7-34
19	応援要請及び受入れ	7-35
20	津波災害への対応	7-36

第 1 章 防災組織等に関する資料

第1章 防災組織等に関する資料

1 能登町防災会議条例

能登町防災会議条例

平成17年3月1日

条 例 第 13 号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項及び水防法（昭和24年法律第193号）第33条第2項の規定に基づき、能登町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 能登町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 能登町水防計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (3) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (4) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務（会長及び委員）

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (2) 石川県知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
 - (3) 石川県警察の警察官のうちから町長が任命する者
 - (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 教育長
 - (6) 奥能登広域圏事務組合消防職員及び消防団員のうちから町長が任命する者
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者
- 6 前項の委員の定数は、13人以内とする。
- 7 第5項の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、石川県の職員、町の職員、関係公共機関の職員、関係地方公共機関の職員及び学識経験を有する者のうちから、町長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

第5条 防災会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員をもって充てる。

- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成17年3月1日から施行する。

附 則（平成25年3月13日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

2 能登町防災会議委員名簿

令和4年8月5日現在

会長 能登町長 大森 凡世

役 名	機 関 名	委 員 職 名	委 員 氏 名
1号委員	能 登 海 上 保 安 署	署長	中 濱 敏 彦
1号委員	金 沢 地 方 気 象 台	次長	木 津 暢 彦
2号委員	石 川 県 奥 能 登 総 合 事 務 所	所長	中 田 哲 也
2号委員	石 川 県 奥 能 登 土 木 総 合 事 務 所	所長	中 村 博 昭
3号委員	石 川 県 珠 洲 警 察 署	署長	西 島 哲 也
4号委員	能 登 町	副町長	田 代 信 夫
5号委員	能 登 町 教 育 委 員 会	教育長	眞 智 富 子
6号委員	奥 能 登 広 域 圏 事 務 組 合 能 登 消 防 署	署長	竹 中 克 彦
6号委員	能 登 町 消 防 団	団長	新 谷 正 仁
7号委員	北陸電力株式会社珠洲営業所	所長	谷 内 口 充
8号委員	能登町町会区長会連合会	会長	山 本 勉
8号委員	自衛隊石川地方協力本部 能 登 地 域 事 務 所	所長	中 山 悟

3 能登町災害対策本部条例

能登町災害対策本部条例

平成17年3月1日

条 例 第 14 号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、能登町災害対策本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、本部を総理し、所属の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

(部)

第3条 本部長は、必要と認めるときは、本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長及び副部長を置き、本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、平成17年3月1日から施行する。

附 則（平成25年3月13日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

4 能登町災害対策本部設置要綱

平成 26 年 4 月 16 日
能登町訓令第 4 号

能登町災害対策本部設置要綱

(目 的)

第 1 条 この訓令は、能登町災害対策本部条例（平成 17 年能登町条例第 14 号）に基づき、能登町災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めて災害対策の円滑かつ適切な実施を図ることを目的とする。

(本部の組織及び会議)

- 第 2 条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）の職は、町長がこれにあたり、災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）には副町長、教育長、町参事をあて、対策部長及び現場本部長には、それぞれ総務課長及び関係課長をあてる。ただし、副本部長に事故あるとき、又は欠けたときは対策部長が代行し、対策部長に事故あるとき、又は欠けたときは現場本部長が代行する。
- 2 本部に班を置き、班長はそれぞれの関係課長等をもってあて、班員は班長の属する課の職員をもってあてる。
- 3 本部長の下に本部会議をおき、本部長、副本部長、対策部長、現場本部長、消防機関代表者及び各班長をもって構成し、災害応急対策の実施その他防災に関する重要事項について協議する。

(事務分掌)

- 第 3 条 各班の事務分掌は、別表第 1 に定めるところによる。
- 2 各班長は、班の分掌事務を処理するため、あらかじめ担当者を定めるとともに、必要簿冊を備える等体制を整備しておかなければならない。
- 3 本部員は、災害対策活動に従事するときは、法令等において特別の定めがある場合を除くほか、別表第 2 に定める腕章を着用する。

(本部の場所及び本部連絡員)

- 第 4 条 本部は、災害の程度により本部室を本部長が指定する場所におく。
- 2 本部には、「能登町災害対策本部」の標示をする。
- 3 本部室には、原則として本部連絡員を配置する。
- 4 本部連絡員は、各班長がそれぞれ所属職員のうちから指名する。
- 5 本部連絡員は、各班の災害に関する情報及び応急対策の実施状況を取りまとめて本部に報告するとともに、本部からの連絡事項を各班長、班員に伝達する。

(本部の設置基準等)

- 第 5 条 本部は、次の各号の災害が発生し、又は発生するおそれがあるときに設置する。また、災害応急対策を終了し、又は災害発生のおそれがなくなり、町長が本部の閉鎖を適当と認めたときはこれを閉鎖する。
- (1) 相当規模の災害の発生が予測され、本部を設置してその対策を要すると町長が認めたとき。
- (2) 災害が発生し、その規模及び範囲等から本部を設置して、その対策を要すると町長が認めたとき。
- (3) 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用され本部を設置して、その対策を要すると町長が認めたとき。

(本部開設前の措置)

第6条 総務課長は、予報、警報又は情報等により災害の発生するおそれがあると予想されるときは、本部開設前に次の各号について措置する。

- (1) 予報、警報、情報の収集及び連絡調整
 - (2) 人員配備の指示
 - (3) 関係課との連絡調整
- 2 本部開設前に配備する基準は、別表第3の災害対策本部設置前配備体制のとおりとする。
- 3 休日又は勤務時間外において警報又は異常な情報を受理した宿日直員は、直ちに総務課長、総務課消防防災係に通報して指示を受け、関係班長に通報しなければならない。

(災害対策本部の体制)

第7条 本部は、被害を最小限に防止するため、迅速かつ強力な配備体制を整える。

- 2 配備の種類、内容等の基準については、別表第2及び別表第3の災害対策本部設置体制に定めるとおりとする。

(第1次配備下の体制)

第8条 第1次配備下における体制は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 対策部長は、県及び関係機関と連絡をとって、気象その他災害に関する情報を収集し、本部長に報告するとともに関係班に連絡する。
- (2) 本部長は、必要に応じ関係班長を招集し、情報を聴取して当該情勢に対応する措置を検討する。
- (3) 配備につく職員は、所属する班の所在場所に待機して必要な措置をとる。

(第2次配備下の体制)

第9条 第2次配備下における体制は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 本部の機能を円滑にするため本部室を開設する。
- (2) 各班長は、所掌事務に係る情報の収集及び連絡体制を強化する。
- (3) 各班長は、次の措置をとりその状況を本部長に報告する。

ア 災害の状況について職員に周知させ、所要の人員を非常配備につかせる。

イ 装備、物資、器材、設備及び器械等を点検し、必要に応じて被害予想地へあらかじめ配備する。

ウ 関係協力機関及び住民との連絡を密にして協力体制を強化する。

(第3次配備下の体制)

第10条 第3次配備が指令された場合、各班長は災害対策活動に全力を集中するとともに、その活動状況を随時対策部長を通じて本部長に報告する。

(被害状況の取扱)

第11条 災害が発生したときは、各班長は直ちに被害状況を調査し、関係者に報告する。

2 対策部長は、各班長及び関係機関からの被害状況を取りまとめ、本部長に報告するとともに、速やかに石川県危機対策課、石川県奥能登総合事務所へ報告するものとする。

3 石川県に対する報告は、「石川県災害報告取扱要領」により行うものとする。

(災害情報の取扱)

第12条 災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、対策部長は直ちに本部長に報告すると

もに、その状況及び応急対策の概況を速やかに石川県危機対策課、石川県奥能登総合事務所へ報告するものとする。

2 対策部長は、災害に関する予報、警報、その他災害に関する情報を収受したときは、必要事項について直ちに住民その他関係団体に伝達するとともに、予想される災害の実態及びそれに対処してとるべき措置等について周知しなければならない。

(委任)

第13条 この訓令に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は本部長が定める。

附 則

この訓令は、平成17年3月1日から施行する。

附 則（平成28年3月28日訓令第6号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月28日訓令第8号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年9月30日訓令第13号）

この訓令は、平成28年10月1日から施行する。

附 則（平成30年4月1日訓令第3号）

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月27日訓令第4号）

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年8月23日訓令第4号）

この訓令は、令和2年1月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

能登町災害対策本部事務分掌

班 名	班 長	構成課等	分 掌 事 務
総務班	総務課長	総務課 総合支所 支所	・ 班員の動員に関すること。 ・ 災害対策本部に関すること。 ・ 本部の庶務に関すること。 ・ 本部内各班との連絡調整に関すること。 ・ 気象災害関連情報の掌握に関すること。 ・ 災害情報、被害状況の収集、伝達に関すること。 ・ 災害救助法に関すること。 ・ 関係協関との連絡調整に関すること。 ・ 関係機関への応援要請に関すること。 ・ 受援に関すること。 ・ 従事命令その他応急措置に関すること。 ・ 石川県への災害報告に関すること。 ・ 災害応急対策全般に関すること。 ・ 原子力災害活動時に関すること。 ・ 石川県災害対策本部との連絡調整に関すること。 ・ 防災告知放送の運用統制及び非常・緊急通信に関すること。 ・ 動員配備体制に関すること。 ・ ヘリコプター発着基地に関すること。 ・ 公共施設等の利用に関すること。 ・ 水難救護法（明治32年法律第95号）に関すること。 ・ 職員の災害連絡体制、非常招集及び参集状況の報告に関すること。 ・ 緊急避難（避難指示、警戒区域設定等に伴う緊急広報、退去避難誘導、避難所開設等）に関すること。 ・ 災害対策要員の確保に関すること。 ・ 避難所、避難者等の総括的掌握に関すること。 ・ 避難所の開設及び運営に関すること。 ・ 避難所の物資（飲料水、食料、生活必需品等）の需要の把握と供給等に関すること。 ・ 避難所の閉鎖及び収容者の移転に関すること。 ・ 職員再配置及び各班間の調整等に関すること。 ・ 職員の健康管理に関すること。 ・ 被災職員、家族の調査に関すること。 ・ 災害に係る諸証明の総括に関すること。 ・ 義援金の配分に関すること。 ・ 被災地の視察及び慰問に関すること。 ・ 車両の確保と運行管理計画及び実施に関すること。 ・ 人員、物資の輸送に関すること。 ・ 物資集配の拠点の配置に関すること。 ・ 備蓄物資の配分に関すること。 ・ 救援物資の収受及び保管等に関すること。

			・物資の需要把握、手配、調達、業者直送、検収、保管、配分等の実施に関すること。 ・救援物資及び緊急資材の購入契約に関すること。 ・関係施設等の被害状況の収集、伝達に関すること。 ・通信の確保に関すること。 ・町民への広報に関すること。 ・災害及び災害対策活動の記録に関すること。 ・災害写真撮影及び記録等の作成に関すること。 ・その他各班に属さないこと。 ・その他本部長の指示事項に関すること。
--	--	--	---

班 名	班 長	構成課等	分 掌 事 務
協力班	議会事務局長	議会事務局	・班員の動員に関すること。 ・議会との連絡調整に関すること。 ・その他本部長の指示事項に関すること。
会計班	会計課長	会計課	・班員の動員に関すること。 ・災害義援金等の受入れに関すること。 ・災害応急対策に係る資金調達に関すること。 ・災害者に対する見舞金の支給に関すること。 ・その他本部長の指示事項に関すること。
企画班	企画財政課長	企画財政課	・班員の動員に関すること。 ・災害関係予算に関すること。 ・被害情報の整理管理に関すること。 ・災害復興の企画立案に関すること。 ・報道機関への協力要請及び対応に関すること。 ・災害の統計に関すること。 ・町有財産の被害調査、応急対策に関すること。 ・その他本部長の指示事項に関すること。
税務班	税務課長	税務課	・班員の動員に関すること。 ・家屋等の被災状況の調査に関すること。 ・災害に伴う税の免除等の措置に関すること。 ・り災状況の調査に関すること。 ・り災証明に関すること。 ・その他本部長の指示事項に関すること。
住民班	住民課長	住民課	・班員の動員に関すること。 ・住民相談等に関すること。 ・関係施設等の被害状況の収集、伝達に関すること。 ・人的被害状況の調査に関すること。 ・行方不明者の調査整理に関すること。 ・炊き出しその他食品の給与に関すること。 ・日赤との連絡調整に関すること。

		・災害弔慰金等の支給に関すること。 ・遺体の検案の協力に関すること。 ・関係施設等の被害状況の収集、伝達に関すること。 ・被災地域のごみ、がれき等の応急処理に関すること。 ・災害時における産業廃棄物に関すること。 ・災害時における公害に関すること。 ・災害地、避難所等の防疫に関すること。 ・仮設トイレの調達、設置に関すること。 ・し尿処理に関すること。 ・生ごみ等の処理に関すること。 ・遺体の収容、埋葬等に関すること。 ・動物の保護、収容等に関すること。 ・原子力災害活動時における放射線のモニタリングに関すること。 ・その他本部長の指示事項に関すること。
--	--	---

班 名	班 長	構成課等	分 掌 事 務
救護・避難誘導班	健康福祉課長	健康福祉課	・班員の動員に関すること。 ・関係施設等の被害状況の収集、伝達に関すること。 ・救護所の開設に関すること。 ・保健衛生に関すること。 ・消防班、医療班及び医師会との連絡調整に関すること。 ・石川県、災害拠点病院、日本赤十字社等への応援要請に関すること。 ・被災者の健康相談及び心のケア対策に関すること。 ・感染症患者発生に対する措置に関すること。 ・新感染症に関すること。 ・薬事に関すること。 ・避難所の設置、運営の協力に関すること。 ・ボランティアの受付、配置に関すること。 ・要援護者の調査、避難誘導に関すること。 ・要援護者に対する各種の支援措置に関すること。 ・保育園児の安全確保に関すること。 ・保育園児、保護者の被災状況の調査に関すること。 ・避難所における保育に関すること。 ・原子力災害活動時における協力に関すること。 ・その他本部長の指示事項に関すること。

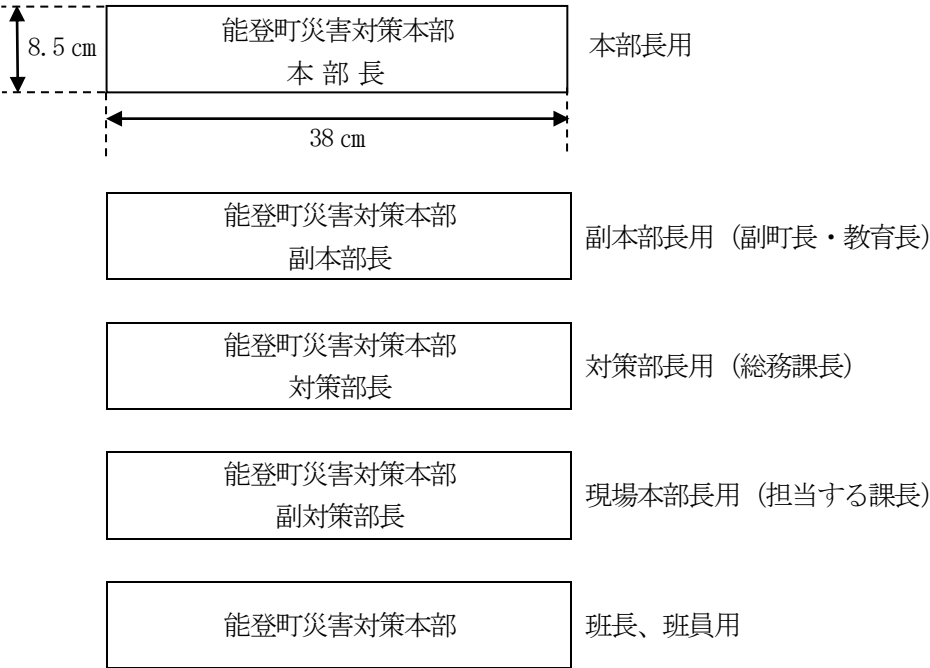
班 名	班 長	構成課等	分 掌 事 務
医療班	公立宇出津 総合病院 事務局長	公立宇出津総合 病院	・班員の動員に関すること。 ・医療班の編成に関すること。 ・災害医療体制に係る総括に関すること。 ・応急及び医療班編成要員の派遣に関すること。 ・医療、助産及び救護等災害医療に関すること。 ・民間医療施設との協力に関すること。 ・救護・避難誘導班との連絡調整に関すること。 ・医療品、救護物資の調達配分に関すること。 ・り災者の医療救護に関すること。 ・原子力災害活動時における医療班に関すること。 ・その他本部長の指示事項に関すること。
商工班	ふるさと振 興課長	ふるさと振興課	・班員の動員に関すること。 ・関係施設等の被害状況の収集、伝達に関すること。 ・商工観光業関係の被害調査、応急対策に関すること。 ・被災商工観光業者に対する金融のあっせんに関すること。 ・り災失業者の職業あっせんに関すること。 ・ボランティア活動の支援に関すること。 ・外国人等の被災者支援に関すること。 ・その他本部長の指示事項に関すること。
農林水産班	農 林 水 産 課 長	農林水産課 農業委員会事務 局	・班員の動員に関すること。 ・関係施設等の被害状況の収集、伝達に関すること。 ・ため池、農業用水等の水利統制に関すること。 ・農産物、林産物、水産物関係の被害調査に関すること。 ・農林業、水産業の復興支援に関すること。 ・農地、農業用施設、林業関係施設の被害調査、応急対策に関すること。 ・復旧用木材等のあっせんに関すること。 ・畜産伝染病予防対策に関すること。 ・鳥獣に関すること。 ・応急食料の確保、供給に関すること。 ・災害用船舶の確保に関すること。 ・漁港、水産船舶の関係の被害調査、応急対策に関すること。 ・その他本部長の指示事項に関すること。

班 名	班 長	構成課等	分 掌 事 務
土木班	建設水道課長	建設水道課	・ 班員の動員に関する事。 ・ 道路、橋りょう及び河川等被害状況の収集、伝達及び調査、応急復旧に関する事。 ・ 水防及び水防関係団体との調整に関する事。 ・ 除雪、雪害に関する事。 ・ 道路交通情報の収集に関する事。 ・ 道路、交通の確保及び規制に関する事。 ・ 障害物の除去に関する事。 ・ 建設業者との災害対策のための連絡調整に関する事。 ・ 土木応急復旧資材の確保に関する事。 ・ 建築物の応急危険度判定及び宅地危険度判定活動に関する事。 ・ 住宅の応急修理に関する事。 ・ 仮設住宅の建設に関する事。 ・ 住宅建築資金の融資あっせんに関する事。 ・ 公営住宅の被害調査、応急対策に関する事。 ・ 公園施設、街路樹等の被害調査、応急対策に関する事。 ・ 関係施設等の被害状況の収集、伝達に関する事。 ・ 飲料水の確保、供給、摂取制限に関する事。 ・ 上水道施設の応急復旧対策に関する事。 ・ 下水道施設の応急復旧対策に関する事。 ・ 下水道いっ水箇所の把握調査及びその対応に関する事。 ・ その他本部長の指示事項に関する事。
教育班	教育委員会事務局長	教育委員会事務局	・ 班員の動員に関する事。 ・ 関係施設等の被害状況の収集、伝達に関する事。 ・ 避難所の設置、運営の協力に関する事。 ・ 避難所内の広報に関する事。 ・ 児童生徒の安全確保に関する事。 ・ 児童等とその家族の被災状況の調査に関する事。 ・ 応急教育に関する事。 ・ 教職員との災害活動時の連絡調整に関する事。 ・ 学用品の給与に関する事。 ・ 文化財保護に関する事。 ・ その他本部長の指示事項に関する事。
指名職員		避難所配備職員	・ 避難所の開設及び運営に関する事。 ・ 避難所収容者の掌握に関する事。 ・ 避難所の物資（飲料水、食料、生活必需品等）の需要の把握と供給等に関する事。 ・ 避難所の閉鎖及び収容者の移転に関する事。

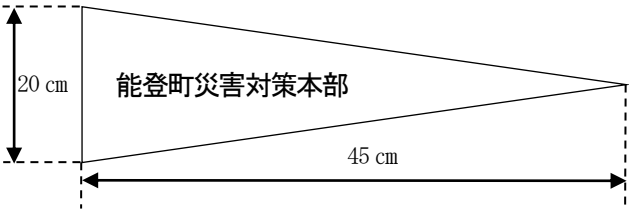
班 名	班 長	構成課等	分 掌 事 務
消防班	消防署長	能登消防署 宇出津分署 内浦分署 全消防団	・災害情報、被害状況の収集、伝達に関すること。 ・消防、水防活動に関すること。 ・隣接市町相互援助協力の受入れに関すること。 ・非常招集に関すること。 ・警戒区域の設定等に関すること。 ・り災者の救出に関すること。 ・救急、救助、避難等に関すること。 ・遭難者、行方不明者の捜索に関すること。 ・危険物等の災害対応措置に関すること。 ・防災資器材の点検整備調達に関すること。 ・気象情報の受信伝達に関すること。 ・災害情報の収集、伝達に関すること。 ・原子力災害活動時における住民安全に関すること。 ・原子力災害時における運営支援に関すること。 ・火災、救急、救助等に係る国、政府及び関係機関への報告に関すること。 ・広報情報班と協力しての災害広報に関すること。 ・消防団（水防団）の出動要請に関すること。 ・災害の警戒及ぶ予防巡回に関すること。 ・その他本部長の指示事項に関すること。

別表第2（第3条関係）

腕 章



標 旗



別表 3（第 6 条関係）

災害対策本部設置前

配備体制			動員対象職員	基準
災害対策本部設置前	注意配備体制	情報連絡活動が円滑に行い得る体制とする。	・総務課、建設水道課、農林水産課の担当職員	次の注意報等の 1 以上が管内に発表され、町長が必要と認めたとき。 ・大雨注意報 ・風雪注意報 ・大雪注意報 ・高潮注意報 ・洪水注意報 ・乾燥注意報 ・波浪注意報 ・台風が接近しているとき。 ・町区域に震度 3 の地震が発生したとき。 ・町区域に津波注意報が発表されたとき。
	警戒配備体制	上記の配備を強化し、災害対策本部の設置の場合に備える体制とする。	[一般災害] ・総務課、建設水道課、農林水産課の担当職員	次の警報等の 1 以上が管内に発表され、町長が必要と認めたとき。 ・大雨警報 ・暴風警報 ・大雪警報 ・暴風雪警報 ・高潮警報 ・洪水警報
			・総務課全職員 ・各課長及び担当職員	次の特別警報の 1 以上が管内に発表され、町長が必要と認めたとき。 ・大雨特別警報 ・暴風特別警報 ・暴風雪特別警報 ・高潮特別警報 ・波浪特別警報
			[地震、津波災害] ・総務課全職員 ・各課長及び担当職員	・町区域に震度 4 又は震度 5 弱の地震が発生したとき。 ・町区域に津波警報が発表されたとき。

災害対策本部体制

配備体制	動員対象職員	基準
災害対策本部体制	[一般災害] ・原則として全職員 ただし、災害対策本部長（以下「本部長」という。）が、災害の発生（予測を含む。）規模等から判断して、災害応急対策に必要な一定の範囲の動員対象職員を指定したときは、この限りではない。	・町区域に震度5強以上の地震が発生したとき。 ・町区域に津波災害が発生又は津波災害の発生するおそれがあるとき。 ・町内に相当規模の災害の発生が予想され、災害対策本部を設置してその対策を要すると町長が認めたとき。 ・町内に災害が発生し、その規模及び範囲等から災害対策本部を設置してその対策を要すると町長が認めたとき。 ・町内に災害救助法による救助を適用する災害が発生し、災害対策本部を設置してその対策を要すると町長が認めたとき。
	[地震、津波災害] ・全職員（自主登庁）	

※災害対策本部設置前段階において、配備対象職員以外の職員についても、いつでも配備体制に入れる準備をする。

第2章 防災上注意すべき自然条件

第2章 防災上注意すべき自然条件

1 水防上の注意箇所

管内における水防注意箇所は、次のとおりである。

河川名	注 意 を 要 す る 区 域					管理団体名 及び団員数	摘 要
	地名	岸	延長 (m)	予想される 危機	水防工法		
町野川	柳田	左	250	堤防高	積み土のう工	能登町 17	野田地内
	柳田	右	250	堤防高	積み土のう工	能登町 17	野田地内
	柳田～日詰脇	右	1,000	堤防高	積み土のう工	能登町 17	百万脇地内
上町川	笹川	左	200	堤防高	積み土のう工	能登町 17	笹川地内
	天坂	左	300	堤防高	積み土のう工	能登町 18	天坂地内
	天坂	右	300	堤防高	積み土のう工	能登町 18	天坂地内
山田川	柿生	左	50	堤防高	積み土のう工	能登町 31	瑞穂橋付近 鶴川橋付近
藤ノ瀬川	藤ノ瀬	左	500	堤防高	積み土のう工	能登町 12	藤ノ瀬橋下流
	藤ノ瀬	右	500	堤防高	積み土のう工	能登町 12	藤ノ瀬橋下流
笹谷川	宇出津	左	250	堤防高	積み土のう工	能登町 35	小棚木, 音羽町 昭和町付近
	宇出津	右	250	堤防高	積み土のう工	能登町 35	小棚木, 音羽町 昭和町付近

※ 二級河川町野川については、洪水ハザードマップ参照。

津波の 警戒区域	家屋の連担地域 船舶等が集まる漁港・港湾 河川の一部	越波浸水	積み土のう工	能登町 166	海岸線全域
-------------	----------------------------------	------	--------	------------	-------

2 土石流危険渓流箇所

(1) 危険渓流 I

(県土木部砂防課)

地区	ランク	箇所番号	区域名	区域の所在地	土砂災害 特別警戒区域 該当箇所	要配慮者利用施設等	備考
秋吉地区	I	11022	秋吉川	秋吉	○		
岩井戸地区	I	10976	影田川2号	黒川			
岩井戸地区	I	10977	下地川	黒川	○		
岩井戸地区	I	10978	中組川	当目	○		
岩井戸地区	I	10979	大箱川6号	大箱	○		
岩井戸地区	I	10980	大箱川3号	大箱	○		
岩井戸地区	I	10981	大箱川8号	大箱	○		
岩井戸地区	I	10982	大箱川9号	大箱	○		
岩井戸地区	I	10983	上河内2号	北河内	○		
鵜川地区	I	10931	天神町1号	鵜川	○		
鵜川地区	I	10932	天神町2号	鵜川	○		
鵜川地区	I	10933	天神町3号	鵜川	○	鵜川小学校	
鵜川地区	I	10934	七見2号谷	七見	○		
鵜川地区	I	10935	七見谷	七見	○		
宇出津地区	I	10945	小棚木	宇出津山分	○		
宇出津地区	I	11032	川原	宇出津山分	○		
小木地区	I	11019	小木川	小木		小木デイサービスセンター	
小木地区	I	11020	市之瀬川2号	市之瀬	○		
小木地区	I	11021	市之瀬川	市之瀬	○		
小間生地区	I	10959	長尾川	上長尾	○		
小間生地区	I	10960	小間生川2号	小間生			
小間生地区	I	10961	脇谷内川	小間生	○		
小間生地区	I	10962	下出川	小間生	○		
小間生地区	I	10963	タニ谷内川	鈴ヶ嶺	○		
小間生地区	I	10964	鈴ヶ嶺川	鈴ヶ嶺	○		
小間生地区	I	10959-2	長尾川	上長尾	○		
小間生地区	I	0741	北丸山川	上長尾			
上町地区	I	10966	言若川1号	合鹿	○		
上町地区	I	10967	上合鹿川1号	合鹿	○		
上町地区	I	10968	上合鹿川2号	合鹿	○		
上町地区	I	10970	中斉川1号	中斉	○		
上町地区	I	10971	タカツボ川	寺分			

地区	ランク	箇所番号	区域名	区域の所在地	土砂災害 特別警戒区域 該当箇所	要配慮者利用施設等	備考
上町地区	I	10972	寺分川1号	五郎左エ門分	○		
上町地区	I	10973	寺分川4号	天坂	○		
三波地区	I	10936	矢波1号	矢波	○		
三波地区	I	10937	猪平谷	猪平	○		
三波地区	I	10938	矢波2号	矢波	○		
三波地区	I	10939	波並1号	波並	○		
三波地区	I	10940	波並川	波並	○		
三波地区	I	10941	波並2号	波並	○		
三波地区	I	0943	間島	藤波間島	○		
三波地区	I	10943	柳倉1号	藤波			
高倉地区	I	10946	羽根	羽根	○		
高倉地区	I	10947	小浦1号	小浦	○		
高倉地区	I	10948	小浦2号	小浦	○		
高倉地区	I	10949	小浦3号	小浦	○		
高倉地区	I	10950	真脇1号	真脇	○		
高倉地区	I	10951	真脇2号	真脇	○		
高倉地区	I	10952	真脇3号	真脇	○		
高倉地区	I	10954	姫2号	姫		ケアホームいるか乃里	
高倉地区	I	10955	姫3号	姫	○		
高倉地区	I	10956	姫4号	姫	○		
高倉地区	I	10957	姫5号	姫	○		
高倉地区	I	10958	姫6号	姫	○		
不動寺地区	I	11023	不動寺川	不動寺	○		
不動寺地区	I	11024	時長川2号	時長	○		
不動寺地区	I	11025	時長川3号	時長	○		
不動寺地区	I	11026	時長川4号	時長	○		
不動寺地区	I	11026-2	時長川4号	時長	○		
松波地区	I	11027	上川9号	上	○		
松波地区	I	11028	田代川	滝之坊	○		
松波地区	I	11029	恋路川2号	恋路	○		
松波地区	I	11030	恋路川	恋路	○		
松波地区	I	11027-2	上川9号	上			
瑞穂・宮地地区	I	10924	本木1号	本木	○		
瑞穂・宮地地区	I	10925	ウドガ谷	宮地	○		

地区	ランク	箇所番号	区域名	区域の所在地	土砂災害 特別警戒区域 該当箇所	要配慮者利用施設等	備考
瑞穂・宮地地区	I	10926	宮地谷	宮地	○		
瑞穂・宮地地区	I	10927	宮地川	宮地			
瑞穂・宮地地区	I	10928	西安寺1号	瑞穂	○		
瑞穂・宮地地区	I	10929	八ノ田1号	瑞穂	○		
瑞穂・宮地地区	I	10930	八ノ田2号	瑞穂	○		
柳田地区	I	10965	溜水川	笹川			
柳田地区	I	10974	十郎原川1号	十郎原	○		
柳田地区	I	10975	坂本平川	五十里	○		
柳田地区	I	10984	上之屋川	五十里	○		
柳田地区	I	10985	日詰脇川1号	柳田	○		
柳田地区	I	10986	日詰脇川2号	柳田	○		
柳田地区	I	10987	日詰脇川3号	柳田	○		
柳田地区	I	10988	野田川	柳田			
柳田地区	I	11031	溜水川2号	能登町笹川	○		

(2) 危険溪流Ⅱ

(県土木部砂防課)

地区	ランク	箇所番号	区域名	区域の所在地	土砂災害 特別警戒区域 該当箇所	要配慮者利用施設等	備考
秋吉地区	Ⅱ	20776	河ヶ谷川	河ヶ谷	○		
秋吉地区	Ⅱ	20777	秋吉川2号	秋吉	○		
岩井戸地区	Ⅱ	20710	黒川	黒川	○		
岩井戸地区	Ⅱ	20711	影田川1号	黒川	○		
岩井戸地区	Ⅱ	20712	日向川	黒川	○		
岩井戸地区	Ⅱ	20713	当目川1号	当目			
岩井戸地区	Ⅱ	20714	当目川2号	当目	○		
岩井戸地区	Ⅱ	20715	当目川3号	当目	○		
岩井戸地区	Ⅱ	20716	当目川4号	当目	○		
岩井戸地区	Ⅱ	20717	尻田川1号	当目			
岩井戸地区	Ⅱ	20718	尻田川2号	当目	○		
岩井戸地区	Ⅱ	20719	尻田川3号	当目	○		
岩井戸地区	Ⅱ	20720	当目川5号	当目	○		
岩井戸地区	Ⅱ	20721	蓮花坊川2号	当目	○		
岩井戸地区	Ⅱ	20722	蓮花坊川1号	当目	○		
岩井戸地区	Ⅱ	20723	蓮花坊川3号	当目	○		
岩井戸地区	Ⅱ	20724	堂ヶ谷内川	当目	○		
岩井戸地区	Ⅱ	20725	当目川6号	当目	○		
岩井戸地区	Ⅱ	20726	当目川7号	当目	○		
岩井戸地区	Ⅱ	20727	田代川2号	当目	○		
岩井戸地区	Ⅱ	20728	当目川8号	当目	○		
岩井戸地区	Ⅱ	20729	極楽寺川1号	当目	○		
岩井戸地区	Ⅱ	20730	極楽寺川2号	当目	○		
岩井戸地区	Ⅱ	20731	大箱川7号	大箱	○		
岩井戸地区	Ⅱ	20732	大箱川5号	大箱	○		
岩井戸地区	Ⅱ	20733	大箱川4号	大箱	○		
岩井戸地区	Ⅱ	20734	大箱川2号	大箱	○		
岩井戸地区	Ⅱ	20735	大箱川1号	大箱	○		
岩井戸地区	Ⅱ	20737	北河内川1号	北河内	○		
岩井戸地区	Ⅱ	20738	北河内川2号	北河内	○		
岩井戸地区	Ⅱ	20739	上河内3号	北河内	○		
岩井戸地区	Ⅱ	20740	北河内川3号	北河内	○		
岩井戸地区	Ⅱ	20741	北河内川4号	北河内	○		

地区	ランク	箇所番号	区域名	区域の所在地	土砂災害 特別警戒区域 該当箇所	要配慮者利用施設等	備考
岩井戸地区	Ⅱ	20710-2	黒川	黒川	○		
岩井戸地区	Ⅱ	20710-3	黒川	黒川	○		
岩井戸地区	Ⅱ	20710-4	黒川	黒川	○		
岩井戸地区	Ⅱ	20716-2	当目川4号	当目	○		
岩井戸地区	Ⅱ	20716-3	当目川4号	当目	○		
岩井戸地区	Ⅱ	20720-2	当目川5号	当目	○		
岩井戸地区	Ⅱ	20723-2	蓮花坊川3号	当目	○		
岩井戸地区	Ⅱ	20723-3	蓮花坊川3号	当目			
岩井戸地区	Ⅱ	20738-2	北河内川2号	北河内	○		
岩井戸地区	Ⅱ	20738-3	北河内川2号	北河内	○		
宇出津地区	Ⅱ	20639	平体	宇出津山分	○		
小間生地区	Ⅱ	20652	小間生川1号	小間生			
小間生地区	Ⅱ	20653	小間生川3号	小間生	○		
小間生地区	Ⅱ	20654	桐畑川1号	桐畑	○		
小間生地区	Ⅱ	20655	桐畑川2号	桐畑			
小間生地区	Ⅱ	20656	桐畑川3号	桐畑	○		
小間生地区	Ⅱ	20657	幸助川	小間生			
小間生地区	Ⅱ	20658	久田川1号	久田	○		
小間生地区	Ⅱ	20659	久田川2号	久田			
小間生地区	Ⅱ	20660	久田川3号	久田			
小間生地区	Ⅱ	20661	久田川4号	久田	○		
小間生地区	Ⅱ	20662	久田川5号	久田			
神野地区	Ⅱ	20641	下藤ノ瀬1号	藤ノ瀬	○		
神野地区	Ⅱ	20642	下藤ノ瀬2号	藤ノ瀬	○		
神野地区	Ⅱ	20643	下藤ノ瀬3号	藤ノ瀬	○		
神野地区	Ⅱ	20644	上藤ノ瀬1号	藤ノ瀬	○		
神野地区	Ⅱ	20645	上藤ノ瀬2号	藤ノ瀬	○		
神野地区	Ⅱ	20646	宇加塚	宇加塚	○		
神野地区	Ⅱ	20647	曾又1号	曾又	○		
神野地区	Ⅱ	20648	曾又2号	曾又	○		
神野地区	Ⅱ	20649	曾又3号	曾又	○		
神野地区	Ⅱ	20650	藤ノ瀬1号	藤ノ瀬	○		
神野地区	Ⅱ	20651	藤ノ瀬2号	藤ノ瀬	○		
上町地区	Ⅱ	20664	天坂川	天坂	○		

地区	ランク	箇所番号	区域名	区域の所在地	土砂災害 特別警戒区域 該当箇所	要配慮者利用施設等	備考
上町地区	Ⅱ	20665	上川1号	上町			
上町地区	Ⅱ	20666	上川2号	上町	○		
上町地区	Ⅱ	20667	坪ノ口川	上町	○		
上町地区	Ⅱ	20668	上川3号	上町	○		
上町地区	Ⅱ	20669	言若川2号	合鹿	○		
上町地区	Ⅱ	20670	多々羅川	合鹿	○		
上町地区	Ⅱ	20671	小木ノ又川	合鹿	○		
上町地区	Ⅱ	20672	上川4号	上町	○		
上町地区	Ⅱ	20673	中ノ又川1号	上町	○		
上町地区	Ⅱ	20674	中ノ又川2号	上町			
上町地区	Ⅱ	20675	上川5号	上町	○		
上町地区	Ⅱ	20676	立ヶ谷内谷	上町	○		
上町地区	Ⅱ	20677	中ノ又川3号	上町	○		
上町地区	Ⅱ	20678	上川6号	上町	○		
上町地区	Ⅱ	20679	上川7号	上町	○		
上町地区	Ⅱ	20680	上川8号	上町	○		
上町地区	Ⅱ	20681	寺分川2号	五郎左エ門分			
上町地区	Ⅱ	0682	影田川3号	五郎左エ門分		特別養護老人ホーム こすもす	
上町地区	Ⅱ	20683	大久保川1号	五郎左エ門分	○		
上町地区	Ⅱ	20684	大久保川2号	五郎左エ門分	○		
上町地区	Ⅱ	20685	中斉川2号	中斉	○		
上町地区	Ⅱ	20686	中斉川3号	中斉	○		
上町地区	Ⅱ	20687	谷内村川1号	中斉	○		
上町地区	Ⅱ	20688	谷内村川2号	中斉	○		
上町地区	Ⅱ	20689	谷内村川3号	中斉	○		
上町地区	Ⅱ	20690	谷内村川4号	中斉			
上町地区	Ⅱ	20691	丑屋地川1号	中斉	○		
上町地区	Ⅱ	20692	丑屋地川2号	中斉	○		
上町地区	Ⅱ	20693	丑屋地川3号	中斉	○		
上町地区	Ⅱ	20694	中斉川4号	中斉	○		
上町地区	Ⅱ	20695	中斉川5号	中斉			
上町地区	Ⅱ	20696	滝ヶ原川	神和住	○		
上町地区	Ⅱ	20697	寺分川3号	寺分	○		

地区	ランク	箇所番号	区域名	区域の所在地	土砂災害 特別警戒区域 該当箇所	要配慮者利用施設等	備考
上町地区	Ⅱ	20676-2	立ヶ谷内谷	上町	○		
上町地区	Ⅱ	20676-3	立ヶ谷内谷	上町	○		
上町地区	Ⅱ	20682-2	影田川3号	五郎左エ門分	○		
三波地区	Ⅱ	20635	猪平	猪平	○		
三波地区	Ⅱ	20636	矢波3号	矢波	○		
三波地区	Ⅱ	20637	鯨島	波並	○		
三波地区	Ⅱ	20638	柳倉2号	藤波柳倉	○		
高倉地区	Ⅱ	0640	姫7号	姫		ケアホームいるか乃里	
不動寺地区	Ⅱ	20778	不動寺川2号	不動寺	○		
不動寺地区	Ⅱ	20779	菊ヶ谷	不動寺			
不動寺地区	Ⅱ	20780	山中川	山中	○		
不動寺地区	Ⅱ	20781	時長川	時長	○		
松波地区	Ⅱ	20782	上川	上	○		
松波地区	Ⅱ	20783	上川10号	上	○		
松波地区	Ⅱ	20784	打越川	駒渡	○		
瑞穂・宮地地区	Ⅱ	20617	谷屋	柿生	○		
瑞穂・宮地地区	Ⅱ	20618	本木2号	本木	○		
瑞穂・宮地地区	Ⅱ	20619	小杉	本木	○		
瑞穂・宮地地区	Ⅱ	20620	小杉谷	山田	○		
瑞穂・宮地地区	Ⅱ	20621	坂尻沢	鮭尾	○		
瑞穂・宮地地区	Ⅱ	20622	柏木沢	柏木	○		
瑞穂・宮地地区	Ⅱ	20623	太田原1号	太田原	○		
瑞穂・宮地地区	Ⅱ	20624	太田原2号	太田原	○		
瑞穂・宮地地区	Ⅱ	20625	太田原3号	太田原	○		
瑞穂・宮地地区	Ⅱ	20626	上鮭尾沢	鮭尾	○		
瑞穂・宮地地区	Ⅱ	20627	宮地	宮地	○		
瑞穂・宮地地区	Ⅱ	20628	三田1号	山田	○		
瑞穂・宮地地区	Ⅱ	20629	三田2号	山田	○		
瑞穂・宮地地区	Ⅱ	20630	三田3号	山田	○		
瑞穂・宮地地区	Ⅱ	20631	西安寺2号	瑞穂	○		
瑞穂・宮地地区	Ⅱ	20632	八ノ田3号	瑞穂	○		
瑞穂・宮地地区	Ⅱ	20633	神道	柿生	○		
瑞穂・宮地地区	Ⅱ	20634	谷屋	柿生	○		
瑞穂・宮地地区	Ⅱ	20620-2	小杉谷	山田	○		

地区	ランク	箇所番号	区域名	区域の所在地	土砂災害 特別警戒区域 該当箇所	要配慮者利用施設等	備考
瑞穂・宮地地区	Ⅱ	20620-3	小杉谷	山田	○		
柳田地区	Ⅱ	20663	笹川1号	笹川	○		
柳田地区	Ⅱ	20698	東谷川	十郎原	○		
柳田地区	Ⅱ	20699	十郎原川2号	十郎原			
柳田地区	Ⅱ	20700	十郎原川3号	十郎原	○		
柳田地区	Ⅱ	20701	西谷川	十郎原			
柳田地区	Ⅱ	20702	笹川2号	笹川	○		
柳田地区	Ⅱ	20703	笹川3号	笹川	○		
柳田地区	Ⅱ	20704	柳田川1号	柳田	○		
柳田地区	Ⅱ	20705	柳田川2号	柳田	○		
柳田地区	Ⅱ	20706	柳田川3号	柳田	○		
柳田地区	Ⅱ	20707	重年川	柳田	○		
柳田地区	Ⅱ	20708	柳田川4号	柳田	○		
柳田地区	Ⅱ	20709	エンタニ川	五十里	○		
柳田地区	Ⅱ	20742	立岩地川	五十里	○		
柳田地区	Ⅱ	20743	大畑地川	五十里	○		
柳田地区	Ⅱ	20744	柳田川5号	柳田	○		
柳田地区	Ⅱ	20745	国光川	国光	○		

(3) 危険溪流Ⅲ

(県土木部砂防課)

地区	ランク	箇所番号	区域名	区域の所在地	土砂災害 特別警戒区域 該当箇所*	要配慮者利用 施設等	備考
秋吉地区	Ⅲ	30185	九里川尻川1号	九里川尻	○		
小木地区	Ⅲ	30178	小木川2号	小木	○		
小木地区	Ⅲ	30179	小木川3号	小木	○		
小木地区	Ⅲ	30181	市之瀬川3号	市之瀬	○		
小木地区	Ⅲ	30182	市之瀬川4号	市之瀬	○		
小木地区	Ⅲ	30183	市之瀬川5号	市之瀬	○		
白丸地区	Ⅲ	30184	白丸川1号	白丸	○		
松波地区	Ⅲ	30186	松波川1号	松波	○		
松波地区	Ⅲ	30187	松波川2号	松波	○		
松波地区	Ⅲ	30188	明生	松波	○		

3 急傾斜地危険箇所

(1) 急傾斜 I

(県土木部砂防課)

地区	ランク	箇所番号	区域名	区域の所在地	土砂災害 特別警戒区域 該当箇所	要配慮者利用施設等	備考
秋吉地区	I	191300	河ヶ谷 1 号	河ヶ谷	○		
秋吉地区	I	191320	秋吉 1 号	秋吉	○		
秋吉地区	I	191480	清真	清真	○		
岩井戸地区	I	185130	尻田谷内	当目	○		
岩井戸地区	I	185140	蓮花坊	当目	○		
岩井戸地区	I	185150	中組 2 号	当目	○		
岩井戸地区	I	185160	中組 1 号	当目	○		
岩井戸地区	I	185170	極楽寺 (1)	当目	○		
岩井戸地区	I	185180	大箱	大箱	○		
岩井戸地区	I	185190	北河内	北河内	○		
岩井戸地区	I	185400	上之屋	五十里	○		
鵜川地区	I	184010	馬場出	鵜川	○		
鵜川地区	I	184020	鵜川 2 号	鵜川	○		
鵜川地区	I	184030	鵜川 1 号	鵜川	○	鵜川小学校	
鵜川地区	I	184040	鵜川 3 号	鵜川	○		
鵜川地区	I	184050	小垣	小垣	○		
鵜川地区	I	184060	七見 1 号	七見			
鵜川地区	I	184070	七見 2 号	七見	○		
鵜川地区	I	87260	古君 3 号	鵜川	○		
宇出津地区	I	184260	崎山	崎山 3 丁目	○		
宇出津地区	I	184270	天保島	宇出津	○	石川県立能登高等学校	
宇出津地区	I	184280	錦町	宇出津	○		
宇出津地区	I	184290	仙人町	宇出津	○	宇出津小学校	
宇出津地区	I	184300	栄町	宇出津	○		
宇出津地区	I	184310	梅の木 2 号	宇出津山分	○		
宇出津地区	I	184320	梅の木 1 号	宇出津山分	○		
宇出津地区	I	184330	漆原	宇出津山分	○		
宇出津地区	I	184340	川原 1 号	宇出津山分	○		
宇出津地区	I	184350	川原 2 号	宇出津	○		
宇出津地区	I	184360	昭和町	宇出津	○	しらさぎ保育所	
宇出津地区	I	184370	棚木	宇出津山分	○		
宇出津地区	I	184380	宇出津山分	宇出津山分	○		

地区	ランク	箇所番号	区域名	区域の所在地	土砂災害 特別警戒区域 該当箇所	要配慮者利用施設等	備考
宇出津地区	I	184390	田の浦	宇出津	○	就労継続支援センター おおとり	
宇出津地区	I	184490	平体	宇出津山分	○		
宇出津地区	I	184600	大棚木	宇出津山分	○		
宇出津地区	I	191640	梅の木3号	宇出津山分	○		
小木地区	I	191010	西町1号	小木			
小木地区	I	191020	元町2号	小木	○		
小木地区	I	191030	越坂3号	越坂	○		
小木地区	I	191040	小木三矢	小木	○		
小木地区	I	191050	元町1号	小木			
小木地区	I	191070	東町	小木		小木デｲｰﾍﾞﾞｾﾝﾀｰ 小木小学校	
小木地区	I	191080	下浜2号	小木			
小木地区	I	191090	高浜1号	小木	○		
小木地区	I	191100	高浜2号	小木			
小木地区	I	191110	庄崎1号	小木	○		
小木地区	I	191120	庄崎2号	小木	○		
小木地区	I	191130	小木三矢2号	小木	○		
小木地区	I	191140	庄崎3号	小木			
小木地区	I	191150	下浜1号	小木	○		
小木地区	I	191160	小木三矢3号	小木	○		
小木地区	I	191170	小木三矢1号	小木	○		
小木地区	I	191180	奈古浦	小木	○		
小木地区	I	191190	越坂2号	越坂	○		
小木地区	I	191200	越坂1号	越坂	○		
小木地区	I	191210	市之瀬南	市之瀬	○		
小木地区	I	191220	上市之瀬	市之瀬	○		
小木地区	I	191230	市之瀬	市之瀬	○		
小木地区	I	191610	小木三矢4号	小木	○		
小間生地区	I	185270	久田	久田	○		
小間生地区	I	185280	鈴ヶ嶺	鈴ヶ嶺	○		
小間生地区	I	185290	小間生3号	小間生	○		
小間生地区	I	185300	小間生2号	小間生	○		
小間生地区	I	185310	桐畑	桐畑	○		
小間生地区	I	185320	小間生1号	小間生	○		

地区	ランク	箇所番号	区域名	区域の所在地	土砂災害 特別警戒区域 該当箇所	要配慮者利用施設等	備考
小間生地区	I	185330	長尾1号	上長尾	○		
神野地区	I	184500	藤ノ瀬	藤ノ瀬	○		
上町地区	I	185010	立ヶ谷内	上町	○		
上町地区	I	185020	多々羅	合鹿	○		
上町地区	I	185030	言若	合鹿	○		
上町地区	I	185040	小木ノ又1号	合鹿	○		
上町地区	I	185050	小木ノ又2号	合鹿	○		
上町地区	I	185090	寺分	五郎左エ門分	○		
上町地区	I	185110	神和住	神和住	○		
上町地区	I	185120	中斉	中斉	○		
三波地区	I	184140	矢波	矢波	○		
三波地区	I	184150	鯨島	波並	○		
三波地区	I	184170	波並1号	波並	○		
三波地区	I	184180	波並2号	波並	○		
三波地区	I	184190	間島1号	藤波	○		
三波地区	I	184200	間島2号	藤波	○		
三波地区	I	184220	柳倉	藤波	○		
三波地区	I	184230	藤波1号	藤波	○		
三波地区	I	184240	藤波2号	藤波	○	能都中学校	
三波地区	I	184250	辺田の浜	藤波	○		
三波地区	I	191630	矢波2号	矢波	○		
白丸地区	I	191250	長尾	内浦長尾	○		
白丸地区	I	191260	新村2号	白丸	○		
白丸地区	I	191270	新村1号	白丸	○		
白丸地区	I	191490	立壁	立壁	○		
高倉地区	I	184400	羽根	羽根	○		
高倉地区	I	184410	小浦	小浦	○		
高倉地区	I	184420	真脇2号	真脇	○		
高倉地区	I	184430	真脇1号	真脇	○		
高倉地区	I	184440	姫2号	姫	○		
高倉地区	I	184450	姫向浜	姫	○		
高倉地区	I	184460	姫3号	姫	○		
高倉地区	I	184470	姫4号	姫	○		
不動寺地区	I	191350	程谷下	時長	○		

地区	ランク	箇所番号	区域名	区域の所在地	土砂災害 特別警戒区域 該当箇所	要配慮者利用施設等	備考
不動寺地区	I	191360	山中1号	満泉寺	○		
不動寺地区	I	191380	十八束	時長	○		
不動寺地区	I	191400	国重1号	国重	○		
不動寺地区	I	191410	山口西	時長	○		
不動寺地区	I	191430	山口東1号	時長	○		
不動寺地区	I	191450	行延	行延	○		
不動寺地区	I	191460	不動寺	不動寺	○		
不動寺地区	I	191470	宮犬	宮犬	○		
松波地区	I	191060	駒渡	駒渡	○		
松波地区	I	191420	滝ノ坊2号	滝ノ坊	○		
松波地区	I	191500	上東	上	○		
松波地区	I	191510	上西1号	上	○		
松波地区	I	191520	上西2号	上	○		
松波地区	I	191540	滝ノ坊1号	滝ノ坊	○		
松波地区	I	191560	平尻	松波	○		
松波地区	I	191570	港町2号	松波	○		
松波地区	I	191580	港町1号	松波	○		
松波地区	I	191590	恋路2号	恋路	○		
松波地区	I	191600	恋路1号	恋路	○		
瑞穂・宮地地区	I	184080	谷屋	柿生	○		
瑞穂・宮地地区	I	184090	神道	柿生	○		
瑞穂・宮地地区	I	184100	瑞穂	瑞穂	○		
瑞穂・宮地地区	I	184110	高照寺	本木	○		
瑞穂・宮地地区	I	184130	八の田	瑞穂	○		
瑞穂・宮地地区	I	184510	西安寺	瑞穂	○		
瑞穂・宮地地区	I	184520	山田	山田	○		
瑞穂・宮地地区	I	184530	宮地2号	宮地	○		
瑞穂・宮地地区	I	184540	宮地1号	宮地	○		
瑞穂・宮地地区	I	184570	鮭尾	鮭尾	○		
瑞穂・宮地地区	I	184590	柏木	柏木	○		
柳田地区	I	185200	十郎原1号	十郎原	○		
柳田地区	I	185210	十郎原2号	十郎原	○		
柳田地区	I	185220	十郎原3号	十郎原	○		
柳田地区	I	185230	百万脇	柳田	○		

地区	ランク	箇所番号	区域名	区域の所在地	土砂災害 特別警戒区域 該当箇所	要配慮者利用施設等	備考
柳田地区	I	185240	上谷	柳田	○		
柳田地区	I	185250	柳田	柳田	○		
柳田地区	I	185260	石井	柳田	○		
柳田地区	I	185340	鴨川1号	鴨川	○		
柳田地区	I	185350	鴨川2号	鴨川	○		
柳田地区	I	185360	野田2号	柳田	○		
柳田地区	I	185370	野田1号	柳田	○		
柳田地区	I	185380	日詰脇	柳田	○		
柳田地区	I	185390	重年	柳田	○		
柳田地区	I	185410	五十里	五十里	○		
柳田地区	I	185420	笹川	笹川		老人福祉センター笹川ゆり荘 柳田中学校	
柳田地区	I	191620	日詰脇2号	柳田	○		

(2) 急傾斜Ⅱ

地区	ランク	箇所番号	区域名	区域の所在地	土砂災害 特別警戒区域 該当箇所※	要配慮者利用 施設等	備考
秋吉地区	Ⅱ	291020	秋吉2号	秋吉	○		
秋吉地区	Ⅱ	291110	河ヶ谷2号	河ヶ谷	○		
秋吉地区	Ⅱ	291120	河ヶ谷3号	河ヶ谷	○		
秋吉地区	Ⅱ	291130	秋吉3号	秋吉	○		
岩井戸地区	Ⅱ	285020	小又4号	北河内	○		
岩井戸地区	Ⅱ	285050	尻田2号	当目	○		
岩井戸地区	Ⅱ	285060	尻田3号	当目	○		
岩井戸地区	Ⅱ	285070	尻田4号	当目	○		
岩井戸地区	Ⅱ	285080	尻田5号	当目	○		
岩井戸地区	Ⅱ	285090	尻田1号	当目	○		
岩井戸地区	Ⅱ	285100	兜地1号	当目	○		
岩井戸地区	Ⅱ	285110	兜地2号	当目	○		
岩井戸地区	Ⅱ	285120	兜地3号	当目	○		
岩井戸地区	Ⅱ	285130	兜地4号	当目	○		
岩井戸地区	Ⅱ	285160	極楽寺(2)	当目	○		
宇出津地区	Ⅱ	284170	源平	宇出津山分	○		
小間生地区	Ⅱ	285170	下出	小間生	○		
小間生地区	Ⅱ	285180	五田1号	久田	○		
小間生地区	Ⅱ	285190	五田2号	久田	○		
小間生地区	Ⅱ	285200	五田3号	久田	○		
小間生地区	Ⅱ	291220	小間生4号	字小間生	○		
神野地区	Ⅱ	284120	鶴町	鶴町	○		
上町地区	Ⅱ	285220	猪谷内	上町	○		
上町地区	Ⅱ	285230	中ノ又1号	上町	○		
上町地区	Ⅱ	285240	中ノ又2号	上町	○		
上町地区	Ⅱ	285250	中ノ又3号	上町	○		
上町地区	Ⅱ	285260	上町	上町	○		
上町地区	Ⅱ	285270	天坂	天坂	○		
上町地区	Ⅱ	285290	原反坊	寺分	○		
三波地区	Ⅱ	284150	波並3号	波並	○		
三波地区	Ⅱ	284160	柳倉2号	藤波	○		
白丸地区	Ⅱ	291100	新保	新保	○		
高倉地区	Ⅱ	284130	羽根2号	羽根	○		
不動寺地区	Ⅱ	291030	程谷	時長	○		
不動寺地区	Ⅱ	291040	程谷上	時長	○		
不動寺地区	Ⅱ	291050	山中2号	山中	○		
不動寺地区	Ⅱ	291060	国重3号	国重	○		
不動寺地区	Ⅱ	291070	国重2号	国重	○		
不動寺地区	Ⅱ	291140	程谷中	時長	○		
不動寺地区	Ⅱ	291150	満泉寺	時長	○		
不動寺地区	Ⅱ	291160	山中	山中	○		
不動寺地区	Ⅱ	291170	国重	国重	○		
不動寺地区	Ⅱ	291180	山口東2号	時長	○		
松波地区	Ⅱ	291010	上東2号	上	○		
松波地区	Ⅱ	291080	上西	上	○		
松波地区	Ⅱ	291190	水上	上	○		
松波地区	Ⅱ	291200	水滝	上	○		
瑞穂、宮地地区	Ⅱ	284010	太田原1号	太田原	○		
瑞穂、宮地地区	Ⅱ	284020	太田原2号	太田原	○		
瑞穂、宮地地区	Ⅱ	284030	下鮭尾1号	鮭尾	○		
瑞穂、宮地地区	Ⅱ	284040	下鮭尾2号	鮭尾	○		
瑞穂、宮地地区	Ⅱ	284050	高尾出	宮地	○		
瑞穂、宮地地区	Ⅱ	284060	谷地	宮地	○		
瑞穂、宮地地区	Ⅱ	284070	本木	本木	○		
瑞穂、宮地地区	Ⅱ	284080	八の田1号	瑞穂	○		
瑞穂、宮地地区	Ⅱ	284090	八の田2号	瑞穂	○		
瑞穂、宮地地区	Ⅱ	284100	谷屋2号	柿生	○		
瑞穂、宮地地区	Ⅱ	284110	吉谷	柿生	○		
瑞穂、宮地地区	Ⅱ	284140	町	瑞穂	○		
瑞穂、宮地地区	Ⅱ	284180	小杉	本木	○		
瑞穂、宮地地区	Ⅱ	284190	小原	本木	○		
瑞穂、宮地地区	Ⅱ	284200	上鮭尾	鮭尾	○		
柳田地区	Ⅱ	285210	笹川2号	笹川	○		
柳田地区	Ⅱ	291210	鴨川3号	鴨川	○		

(3) 急傾斜Ⅲ

地区	ランク	箇所番号	区域名	区域の所在地	土砂災害 特別警戒区域 該当箇所	要配慮者利用施設等	備考
秋吉地区	Ⅲ	391040	河ヶ谷	河ヶ谷	○		
宇出津地区	Ⅲ	384020	平体1号	宇出津山分	○		
宇出津地区	Ⅲ	384030	平体2号	宇出津山分	○		
宇出津地区	Ⅲ	384040	音羽町	宇出津山分	○		
宇出津地区	Ⅲ	384050	源平2号	宇出津山分	○		
宇出津地区	Ⅲ	384070	大平	宇出津山分	○		
小木地区	Ⅲ	391010	越坂	越坂	○		
小木地区	Ⅲ	391020	市之瀬2号	市之瀬	○		
小木地区	Ⅲ	391030	能登小木駅西	市之瀬	○		
三波地区	Ⅲ	384010	藤波	藤波	○		
岩井戸地区	Ⅲ	92110	黒川	黒川	○		

※ ○・・・土砂災害特別警戒区域＋土砂災害警戒区域

空欄・・・土砂災害警戒区域のみ

急傾斜地崩壊危険地区危険度判定基準

要 因		点 数		備 考
		自然斜面	人工斜面	
高さ	10m以上	7	7	
	10m未満	3	3	
傾斜度	45° 以上	1	1	
	45° 未満	0	0	
オーバー ハングの有無		3	3	
		0	0	
表土の厚さ	a (0.5m以上)	1	1	
	b (0.5m未満)	0	0	
湧水等の 有無	有	1	1	がけ上に奥行き 10m以上の平坦面がある場合を含む。
	無	0	0	
崩壊の有無	有	3	3	
	無	0	0	
急傾斜地崩壊 工事の技術的 基準構造物等 の有無	満足		0	人為的工事によって、各要因による危険が生滅しているものは、その要因がないものとして計算する。 例 オーバーハングしているが、コンクリートで完全に保護している場合は 0 点
	不満足		3	
	有		0	
	無		3	

4 地滑り危険箇所

(1) 地滑り危険箇所

(県土木部砂防課)

地区	ランク	箇所番号	区域名	区域の所在地	土砂災害 特別警戒区域 該当箇所※	要配慮者利用 施設等	備考
岩井戸地区	I	142	北河内	北河内			
岩井戸地区	I	143	黒川	黒川			
岩井戸地区	I	144	黒川南	黒川			
鶴川地区	I	202	小垣	小垣			
宇出津地区	I	196	音羽	宇出津			
宇出津地区	I	197	大平	宇出津山分			
宇出津地区	I	198	平体	宇出津山分			
小木地区	I	59	上市之瀬	市之瀬			
小間生地区	I	133	平床	久田			
小間生地区	I	134	幸助	小間生			
小間生地区	I	135	久田	久田			
小間生地区	I	136	久田西	久田			
小間生地区	I	137	長尾	上長尾			
小間生地区	I	1002	小間生	鈴ヶ嶺			
不動寺地区	I	57	下出	時長			
不動寺地区	I	58	時長	時長			
松波地区	I	1001	滝の坊	滝の坊			
瑞穂、宮地地区	I	199	宮地	宮地			
瑞穂、宮地地区	I	200	谷地	宮地			
瑞穂、宮地地区	I	201	山田	山田			
柳田地区	I	138	国光	国光			
柳田地区	I	139	野田	柳田		柳田保育所	
柳田地区	I	140	五十里北	五十里			
柳田地区	I	141	五十里南	五十里			
柳田地区	I	145	十郎原	十郎原			

※ ○・・・土砂災害特別警戒区域＋土砂災害警戒区域
空欄・・・土砂災害警戒区域のみ

(2) 地滑り危険区域 (林野庁所管)

(県農林水産部森林管理課 令和5年3月31日)

危険地区 番号		保安林等	地すべり防止区域	他の法令等の指定	荒廃状況	危険地区の危険度	面積(ha)	治山事業進捗状況	位置			公共施設等					被災危険度	自然条件（最高点メッシュによる）										地すべり危険度	備考						
									市町村	大字	字	人家50戸以上	人家49戸以下	人家9戸以下	人家4戸以下	（道路除く）公共施設		道路	地質区分	岩石の種類	地質の走行	岩石の風化	変質・断層・破碎帯	表層土の質	土層の質	滑落崖	陥没隆起			亀裂	沼地湿地	湧出水	立木の異常	地すべり	活動
463	1		無		有	A	44	無	能登町	松波	(坪根)		23			0	他	a2	新第三紀	火山岩		d				d	c	c	b	b1					
463	2		無	土砂	有	A	41	一部概成	能登町	不動寺			27			4	国	a2	新第三紀	火山岩		d				d	c	c	b	b1					
463	3		無	土砂	有	B	38	一部概成	能登町	時長	(山口)			8		0	県	b2	新第三紀	火山岩		d				d	d	c	b	b1					
463	4		無	土砂	有	A	26	一部概成	能登町	国重			23			0	県	a2	新第三紀	火山岩		d				d	d	c	b	b1					
463	5		無		有	A	14	無	能登町	秋吉			10			0	他	a2	新第三紀	火山岩		d				d	b	c	b	a1					
463	6		無	土砂	有	A	23	一部概成	能登町	河ヶ谷			16			0	他	a2	新第三紀	火山岩		d				d	d	c	b	b1					
463	7		無	土砂	有	A	25	無	能登町	十八束			12			0	国	a2	新第三紀	火山岩	d	d				c	d	c	b	b1					
463	8		無	土砂	有	A	25	無	能登町	市之瀬			10			1	県	a2	新第三紀	火山岩	d	d				d	c	c	b	b1					
463	9	魚つき	有	土砂	有	A	30	概成	能登町	小浦			29			0	県	a2	新第三紀	火山岩	d	d				d	c	c	b	b1					
463	10		無	土砂	有	A	54	無	能登町	小浦			18			0	県	a2	新第三紀	火山岩	d	d				c	c	c	b	a1					
463	11		無	土砂	有	A	136	無	能登町	宇出津山分	(大棚木)	67				0	県	a2	新第三紀	火山岩	d	d				c	c	c	b	a1					
463	12		無	土砂	有	A	38	無	能登町	藤ノ瀬	(井出口)		29			0	県	a2	新第三紀	火山岩	d	d				c	c	c	b	a1					
463	13		無	土砂	有	A	50	無	能登町	藤ノ瀬	(井出口)		21			0	県	a2	新第三紀	堆積岩		d				c	b	a	b	a1					
463	14		無		有	C	22	無	能登町	藤波						0	県	c2	新第三紀	火山岩		d				d	c	c	b	b1					
463	15		無		有	A	17	無	能登町	波並			34			0	国	a2	新第三紀	火山岩		d				d	c	c	b	b1					
463	16		無		有	A	68	無	能登町	波並			46			0	国	a2	新第三紀	火山岩	d					c	c	c	b	a1					
463	17		無	土砂	有	A	70	無	能登町	波並	(鯨島)		38			1	国	a2	新第三紀	火山岩		d				c	c	c	b	a1					
463	18		無		有	B	7	無	能登町	猪平				5		0	県	b2	新第三紀	火山岩		d				c	d	c	b	b1					
463	19		無	土砂	有	A	20	無	能登町	猪平			12			1	県	a2	新第三紀	火山岩		d				c	d	c	b	b1					
463	20		無	砂防	有	A	7	無	能登町	鮭尾					2	0	県	b2	新第三紀	火山岩		d				c	c	c	b	a1					
463	21		無	土砂	有	A	38	無	能登町	本木	(木戸)			7		0	他	b2	新第三紀	火山岩	d	d				b	b	a	a	a1					
463	22		無		有	B	10	無	能登町	山田	(木住)			9		0	国	b2	新第三紀	火山岩		d				c	d	c	b	b1					
463	23		無	土砂	有	A	58	一部概成	能登町	瑞徳	(安西寺)		36			0	国	a2	新第三紀	堆積岩		d				d	d	c	b	b1					
463	24		無		有	A	36	未成	能登町	瑞徳	(院内)		21			2	国	a2	新第三紀	火山岩	d	d				c	d	c	b	b1					
463	25	土流	有	土砂	有	A	73	一部概成	能登町	柿生	(神道)		20			0	他	a2	新第三紀	火山岩		d				c	c	c	b	a1					
463	26	土流	有		有	A	6	一部概成	能登町	柿生			12			0	他	a2	新第三紀	堆積岩		d				c	d	c	b	b1					
463	27		有		有	A	14	無	能登町	宇出津山分		120				0	県	a2	新第三紀	火山岩	d	d				b	c	c	a	a1					
463	28	土崩	無	砂・土	有	A	67	一部概成	能登町	小間生	(往古)		14			0	県	a2	新第三紀	火山岩	d	d				b	b	a	a	a1					
463	29		無	土砂	有	A	40	無	能登町	小間生	(脇ヶ谷内)		22			1	県	a2	新第三紀	火山岩	d	d				b	c	a	b	a1					
463	30		無	土砂	有	A	17	無	能登町	久田				8		0	他	b2	新第三紀	堆積岩		d				c	d	c	b	a1					
463	31		無	土砂	有	A	13	無	能登町	上町	(坪ノ口)		11			0	県	a2	新第三紀	火山岩		d				c	d	c	c	b	a1				
463	32		無	土砂	有	A	39	未成	能登町	上町	(山根)		18			0	県	a2	新第三紀	堆積岩		c				c	d	c	c	b	a1				
463	33		無	砂防	有	A	20	未成	能登町	合鹿	(小木ノ又)		10			1	他	a2	新第三紀	火山岩		d				d	d	c	b	b1					
463	34	土流	無	砂・土	有	A	41	一部概成	能登町	上町	(中ノ又)		10			0	県	a2	新第三紀	火山岩		d				d	c	c	b	b1					
463	35	土流	有		有	A	39	一部概成	能登町	柳田	(金山)		11			0	県	a2	新第三紀	堆積岩		d				c	b	b	a	a	a1				
463	36	土流	無		有	A	41	未成	能登町	柳田	(金山)		13			0	林	a2	新第三紀	堆積岩	d	d				c	b	b	a	a	a1				
463	37		無	土砂	有	A	23	一部概成	能登町	寺分			25			0	県	a2	新第三紀	火山岩		d				d	d	c	b	b1					
463	38		無		有	A	6	無	能登町	北河内	(小又)				4	0	他	b2	新第三紀	火山岩		d				b	c	a	b	a1					
463	39		無		有	C	13	無	能登町	北河内	(下河内)					0	県	c2	新第三紀	火山岩		d				c	d	c	b	b1					
463	40		無	土砂	有	A	10	無	能登町	五十里	(立岩地)				9	0	県	b2	新第三紀	火山岩		d				b	c	a	b	a1					
463	41		無	砂・土	有	A	45	無	能登町	北河内	(下河内)		10			0	県	a2	新第三紀	火山岩		d				b	c	a	b	a1					
463	42		無	砂・土	有	A	34	一部概成	能登町	大箱			17			0	他	a2	新第三紀	火山岩		d				c	d	c	b	b1					
463	43		無	土砂	有	A	50	一部概成	能登町	当目	(中組)		19			2	県	a2	新第三紀	火山岩	d	d				b	c	a	b	a1					
463	44	水かん	無		有	B	44	無	能登町	北河内	(上河内)					0	林	c2	新第三紀	火山岩		d				c	c	c	b	a1					
463	45		無	土砂	有	A	44	一部概成	能登町	当目	(田代)		17			0	他	a2	新第三紀	火山岩	d	d				c	c	c	b	a1					
463	46		無	土砂	有	A	33	無	能登町	当目	(蓮花坊)		16			0	県	a2	新第三紀	火山岩		d				d	d	c	b	b1					
463	47		無		有	B	8	無	能登町	当目	(亀田原)				3	0	県	b2	新第三紀	火山岩		d				d	c	c	b	b1					

(3) 農地地滑り防止区域（農村振興局所管）（県農林水産部農業基盤課 令和4年3月31日）

整理番号	県整理番号	地区名	字	指定面積	指定年月日	告示番号
				(ha)		
1	7	南時長	程谷	51.58	S36.5.1	403
			山中	48.44	S47.3.22	430
2	63	向山	鴨川	34.82	S54.3.31	564
3	65	北河内	北河内	75.52	S56.12.12	1858
4	72	北河内小又	北河内	80.00	S61.3.25	471

(4) 農地地滑り危険箇所（農村振興局所管）（農林水産部農業基盤課 令和4年3月31日）

整備 番号	地区名	大字、字名	崩壊危険地の概要			被害の対象				備考
			地籍 (ha)	耕地 (ha)	その他 (ha)	農用地 (ha)	農業用 施設	人家 (戸)	その他 重要施設	
1	真脇	真脇	32	14	18	25				
2	棚木	棚木	66	30	36	20	農道			
3	藤波	藤波	23	7	16	10				
4	黒郷第2	黒郷	19	10	9	7	農道	3		
5	猪平	猪平	17	10	7	9		5		
6	三田	三田	24	11	13	10				
7	八ノ田	八ノ田	16	6	9	8	農道	6		
8	谷屋	谷屋	23	12	11	9	農道	7		
9	院内	院内	23	18	5	14	農道	5		
10	魚地	魚地	32	11	21	17	農道	5		
11	平床	鈴ヶ嶺、平床	15	13	2	6	農道	10		
12	上出	鈴ヶ嶺、上出	31	8	23	15		12	主要地方道	
13	野田	鴨川、野田	13	6	7	10	農道			
14	日詰脇第1	五十里、日詰脇	39	7	32	15		25		
15	日詰脇第2	五十里、日詰脇	20	4	16	11			主要地方道	
16	当目	当目	18	15	3	15	農道		集荷場	

5 山腹崩壊危険地域（民有林）

（県農林水産部森林管理課 令和5年3月31日）

危険地区 番号		保安林等	他の法令等の指定	荒廃状況	危険地区の度	面積 (ha)		治進 山事業 状況	位置			公共施設等					被災危険度	自然条件（最高点メッシュによる）													山腹崩壊危険度	備考	
市町村	地区					調査地区	危険地区 （メッシュ 100点以上の）		市町村	大字	字	人家50戸以上	人家49〜10戸	人家9〜5戸	人家4戸以下	（道路除く） 公共施設		道路	メッシュ番号	地質類別	傾斜	縦断面 形状	横断面 形状	土層 深	年齢	点数計	補正点数						合計
																											崩壊地有	地震	落石	加算点			
463	1		土砂	有	B	1	1	無	能登町	駒渡			7		0	県	b2	1	第5分類	0	6	25	4	29	64	36	26	0	0	126	b1		
463	2		土砂	無	C	1	1	無	能登町	駒渡				4	0	県	c2	1	第5分類	0	16	25	10	33	84	0	26	0	0	110	c1		
463	3		土砂	有	C	1	1	無	能登町	駒渡				1	0	他	c2	1	第5分類	0	6	29	4	33	72	28	25	0	0	125	b1		
463	4		土砂	無	C	1	1	一部概成	能登町	打越				4	0	他	c2	1	第5分類	0	29	0	4	29	62	0	26	0	12	100	c1		
463	5			無	C	1	1	一部概成	能登町	田代				3	0	他	c2	1	第5分類	0	16	25	10	29	80	0	23	0	0	103	c1		
463	6			無	C	1	1	無	能登町	駒渡					0	県	c2	1	第5分類	0	16	29	4	29	78	0	21	0	1	100	c1		
463	7		土砂	無	C	1	1	一部概成	能登町	滝ノ坊			5		0	他	b2	1	第5分類	0	29	0	4	29	62	0	22	0	16	100	c1		
463	8		土砂	無	C	1	1	無	能登町	上	（水滝）			3	0	他	c2	1	第5分類	27	6	25	10	29	97	0	27	0	0	124	c1		
463	9		土砂	無	C	2	2	無	能登町	上	（西）		9		0	他	b2	2	第5分類	27	6	25	10	29	97	0	27	0	0	124	c1		
463	10		土砂	有	A	1	1	一部概成	能登町	上	（西）	12			0	県	a2	1	第5分類	47	29	25	10	29	140	0	26	0	0	166	a1		
463	11		土砂	無	A	2	1	一部概成	能登町	上	（西）	15			0	県	a2	2	第5分類	27	29	25	10	49	140	0	23	0	0	163	a1		
463	12			有	C	1	1	無	能登町	上	（東）			1	0	他	c2	1	第5分類	0	6	29	4	33	72	28	0	0	0	100	c1		
463	13			有	C	1	1	無	能登町	上	（東）			2	0		c2	1	第5分類	0	16	0	4	33	53	47	23	0	0	123	c1		
463	14		土砂	有	C	1	1	無	能登町	上	（東）			6	0		b2	1	第5分類	0	6	29	4	29	68	32	24	0	0	124	c1		
463	15		土砂	有	A	1	1	一部概成	能登町	上	（東）		6		0	県	b2	1	第5分類	27	16	29	10	29	111	0	25	0	0	136	a1		
463	16			有	C	1	1	無	能登町	松波	（坪根）			2	0	他	c2	1	第5分類	0	0	25	4	29	58	42	26	0	0	126	b1		
463	17		土砂	無	C	1	1	一部概成	能登町	恋路			5		0	他	b2	1	第5分類	0	0	0	4	29	33	0	23	0	44	100	c1		
463	18	土崩	土砂	無	B	1	1	一部概成	能登町	恋路		10			0	他	a2	1	第2分類	0	0	0	8	24	32	0	26	0	42	100	c1		
463	19		土砂	有	C	1	1	一部概成	能登町	松波			3	0		c2	1	第2分類	0	0	0	8	24	32	68	21	0	0	121	c1			
463	20		土砂	有	B	1	1	無	能登町	布浦	（空林）		6		0	他	b2	1	第5分類	0	6	29	4	29	68	32	25	0	0	125	b1		
463	21			無	C	1	1	無	能登町	布浦	（布浦）			2	0		c2	1	第5分類	0	16	25	4	33	78	0	26	0	0	104	c1		
463	22			無	C	1	1	無	能登町	布浦	（鹿泊）			3	0	他	c2	1	第5分類	0	16	25	4	29	74	0	0	0	26	100	c1		
463	23			有	C	1	1	無	能登町	国重				4	0	他	c2	1	第5分類	0	16	0	4	29	49	51	23	0	0	123	c1		
463	24			有	A	2	2	無	能登町	時長	（山口）	11			0	他	a2	1	第5分類	27	16	25	10	29	107	0	22	0	0	129	b1		
463	25		土砂	有	C	1	1	一部概成	能登町	時長	（山口）			1	0	他	c2	1	第5分類	0	16	29	4	29	78	22	20	0	0	120	c1		
463	26		土砂	無	C	1	1	無	能登町	時長	（山口）			1	0	他	c2	1	第5分類	0	6	0	4	29	39	0	23	0	38	100	c1		
463	27		土砂	無	C	2	2	無	能登町	時長	（山口）			4	0	他	c2	1	第2分類	16	24	24	8	31	103	0	26	0	0	129	b1		
463	28		土砂	無	C	1	1	一部概成	能登町	時長	（山口）		2	0	0	他	c2	1	第5分類	0	29	25	10	29	93	0	23	0	0	116	c1		
463	29		土砂	有	C	1	1	一部概成	能登町	行延			5		0	他	b2	1	第5分類	27	6	0	4	29	66	34	23	0	0	123	c1		
463	30			無	C	1	1	一部概成	能登町	宮犬			2	0	国	c2	1	第5分類	27	6	25	10	29	97	0	26	0	0	123	c1			
463	31		土砂	無	B	2	2	無	能登町	宮犬		40			0	国	a2	2	第5分類	27	6	25	10	29	97	0	27	0	0	124	c1		
463	32		土砂	有	C	1	1	一部概成	能登町	清真				3	0	他	c2	1	第5分類	0	6	0	10	29	45	55	26	0	0	126	b1		
463	33		土砂	無	C	1	1	一部概成	能登町	秋吉					0	他	c2	1	第5分類	0	6	0	10	29	45	0	26	0	29	100	c1		
463	34		土砂	無	B	1	1	一部概成	能登町	秋吉		10			0	他	a2	1	第2分類	0	0	0	8	26	34	0	26	0	40	100	c1		
463	35		土砂	有	B	1	1	無	能登町	河ヶ谷			5		0	他	b2	1	第2分類	0	0	24	8	24	56	44	26	0	0	126	b1		
463	36		土砂	無	C	1	1	一部概成	能登町	河ヶ谷				1	0	他	c2	1	第5分類	0	6	0	4	29	39	0	26	0	35	100	c1		
463	37			無	C	1	1	無	能登町	市之瀬	（上市之瀬）			3	0	他	c2	1	第5分類	27	16	0	10	37	90	0	26	0	0	116	c1		
463	38		土砂	無	B	2	1	一部概成	能登町	市之瀬	（上市之瀬）	19			0	他	a2	1	第5分類	27	0	25	10	29	91	0	23	0	0	114	c1		
463	39		土砂	有	B	1	1	無	能登町	市之瀬	（下市之瀬）	21			0	県	a2	1	第5分類	0	29	25	10	29	93	7	22	0	0	122	c1		
463	40			無	C	1	1	無	能登町	市之瀬	（下市之瀬）				0	他	c2	1	第5分類	0	6	25	4	29	64	0	26	0	10	100	c1		
463	41		土砂	有	A	1	1	無	能登町	小木	（奈古浦）	12			0	他	a2	1	第5分類	27	6	0	10	29	72	28	26	0	0	126	b1		
463	42	風致		有	C	1	1	概成	能登町	小木	（奈古浦）			3	0	他	c2	1	第5分類	0	29	0	4	37	70	30	0	0	0	100	c1		
463	43		土砂	有	C	1	1	無	能登町	小木	（奈古浦）		1	0	0	他	c2	1	第5分類	0	0	0	4	29	33	67	20	0	0	120	c1		
463	44	保健		有	C	1	1	一部概成	能登町	小木	（日和山）		2	0	他	c2	1	第5分類	0	16	0	4	29	49	51	26	0	0	126	b1			
463	45	保健	土砂	有	C	1	1	一部概成	能登町	小木	（日和山）		3	0	他	c2	1	第5分類	0	16	29	4											

危険地区 番号		市町村	地区	保安林等	他の法令等の指定	荒廃状況	危険地区の危険度	面積(ha)		調査地区	100点以上の危険地区(メッシュ)	進捗状況 治山事業	位置			公共施設等					被災危険度	自然条件（最高点メッシュによる）												山腹崩壊危険度	備考
								市町村	大字				字	人家50戸以上	人家49戸以下	人家9戸以下	公共施設	(道路除く)	道路	メッシュ番号		地質類別	傾斜	縦断面形	横断面形	土層深	年齢	点数計	補正点数				合計		
																													崩壊地有	地震	落石	加算点			
463	55					無	C	1	1	無	能登町	布浦	(九ノ里)					0	他	c2	1	第2分類	0	19	0	8	24	51	0	23	0	26	100	c1	
463	56					無	C	1	1	無	能登町	白丸				5		0	他	b2	1	第5分類	0	16	29	4	37	86	0	21	0	0	107	c1	
463	57		土砂			無	C	1	1	無	能登町	白丸				1		0	他	c2	1	第5分類	0	16	25	4	37	82	0	26	0	0	108	c1	
463	58					無	C	1	1	無	能登町	長尾				3		0	他	c2	1	第5分類	0	16	0	4	37	57	0	25	0	18	100	c1	
463	59					無	C	2	1	無	能登町	長尾				8		0	他	b2	2	第5分類	0	16	29	0	49	94	0	22	0	0	116	c1	
463	60		土砂			無	C	1	1	無	能登町	新保				1		0	他	c2	1	第2分類	0	19	24	8	40	91	0	26	0	0	117	c1	
463	61					無	C	1	1	無	能登町	新保				1		0	他	c2	1	第5分類	0	16	25	4	37	82	0	26	0	0	108	c1	
463	62					無	C	1	1	無	能登町	新保				2		0	他	c2	1	第5分類	0	6	25	4	37	72	0	26	0	2	100	c1	
463	63	土崩	土砂			有	C	1	1	無	能登町	市之瀬	(下市之瀬)			7		0	県	b2	1	第2分類	16	0	0	8	26	50	50	21	0	0	121	c1	
463	64		土砂			無	A	4	2	無	能登町	時長	(山口上出)			14		0	他	a2	4	第5分類	27	16	25	10	29	107	0	26	0	0	133	b1	
463	65	風致				無	C	1	1	無	能登町	越坂				2		0	他	c2	1	第5分類	0	6	29	4	29	68	0	22	0	10	100	c1	
463	66		土砂			有	A	2	1	無	能登町	山中				9		0	国	b2	2	第5分類	27	29	25	10	29	120	0	20	0	0	140	a1	
463	67	土崩	土砂			有	C	1	1	一部概成	能登町	小木	(田志倉)			7		0	他	b2	1	第5分類	0	6	0	4	29	39	61	0	0	0	100	c1	
463	68	土崩	土砂			有	B	1	1	未成	能登町	越坂				23		0	他	a2	1	第5分類	0	16	29	4	37	86	14	0	0	0	100	c1	
463	69		土砂			無	B	5	2	無	能登町	太田原				17		0	県	a2	3	第5分類	27	16	25	10	33	111	0	0	0	0	111	c1	
463	70		土砂			有	C	3	1	無	能登町	曾又	(南曾又)			9		0	県	b2	3	第5分類	0	16	29	4	33	82	18	24	0	0	124	c1	
463	71		土砂			無	C	3	1	未成	能登町	柏木				8		0	県	b2	3	第5分類	0	16	29	4	33	82	0	0	0	18	100	c1	
463	72		土砂			無	B	3	2	無	能登町	蛙尾	(坂尻)			17		0	県	a2	2	第5分類	27	6	25	10	33	101	0	22	0	0	123	c1	
463	73					無	A	2	1	無	能登町	蛙尾	(坂尻)			5		0	県	b2	1	第5分類	47	29	25	10	29	140	0	0	0	0	140	a1	
463	74		土砂			無	A	2	2	無	能登町	蛙尾	(坂尻)			17		0	県	a2	1	第5分類	69	6	0	10	33	118	0	22	0	0	140	a1	
463	75					無	B	2	1	無	能登町	蛙尾	(坂尻)				2	0	県	c2	1	第5分類	27	29	25	10	33	124	0	22	0	0	146	a1	
463	76		土砂			無	A	2	2	無	能登町	蛙尾	(下代)			18		0	県	a2	2	第5分類	47	6	25	10	33	121	0	20	0	0	141	a1	
463	77					有	A	5	3	無	能登町	蛙尾	(下代)			19		0	県	a2	2	第3分類	51	25	25	3	25	129	0	20	0	0	149	a1	
463	78					有	A	6	5	未成	能登町	蛙尾	(下代)			13		0	県	a2	2	第5分類	47	29	25	10	29	140	0	22	0	0	162	a1	
463	79		土砂			無	A	9	5	未成	能登町	宮地	(高尾出)			24		0	県	a2	3	第3分類	59	5	20	3	25	112	0	21	0	0	133	b1	
463	80		土砂			有	A	2	2	一部概成	能登町	宮地	(宮谷)			22		0	県	a2	1	第5分類	47	16	25	10	29	127	0	22	0	0	149	a1	
463	81	土崩				有	C	2	1	未成	能登町	山田	(新耕)				2	0	他	c2	2	第3分類	17	10	0	3	25	55	45	23	0	0	123	c1	
463	82		土砂			無	A	7	7	未成	能登町	山田	(三田)			16		0	県	a2	4	第5分類	47	16	25	10	33	131	0	24	0	0	155	a1	
463	83	水かん				無	C	10	2	無	能登町	鶴町	(広表)			9		0	他	b2	8	第5分類	0	29	29	4	29	91	0	20	0	0	111	c1	
463	84	水かん				無	C	4	4	無	能登町	俎倉				3		0	他	c2	3	第5分類	27	6	29	4	37	103	0	21	0	0	124	c1	
463	85					有	C	2	1	一部概成	能登町	宇加塚				1		0	c2	2	第2分類	0	24	0	8	24	56	44	22	0	0	122	c1		
463	86	水かん				無	A	5	5	無	能登町	猪平				7		0	他	b2	5	第5分類	47	16	25	10	33	131	0	25	0	0	156	a1	
463	87	水かん	土砂			無	A	4	2	無	能登町	猪平				19		0	他	a2	2	第5分類	27	29	29	10	29	124	0	20	0	0	144	a1	
463	88	水かん				無	A	3	3	無	能登町	猪平	(藤木棚)			8		0	県	b2	1	第5分類	47	29	25	10	33	144	0	21	0	0	165	a1	
463	89					無	B	4	1	無	能登町	猪平	(藤木棚)				2	0	県	c2	2	第5分類	47	0	25	10	29	111	0	25	0	0	136	a1	
463	90					無	B	2	2	無	能登町	黒郷						0	他	c2	1	第5分類	47	6	25	10	29	117	0	24	0	0	141	a1	
463	91					無	C	3	1	無	能登町	吉野						0	他	c2	2	第2分類	0	19	19	8	40	86	0	25	0	0	111	c1	
463	92					無	B	1	1	無	能登町	崎山					1	他	a2	1	第2分類	0	19	24	8	31	82	0	26	0	0	108	c1		
463	93					無	A	2	2	無	能登町	宇出津新				16		1	他	a2	2	第5分類	27	29	25	10	49	140	0	23	0	0	163	a1	
463	94		土砂			無	B	4	1	未成	能登町	宇出津山分	(梅ノ木)	61				0	国	a2	1	第5分類	0	16	29	4	29	78	0	20	0	2	100	c1	
463	95		土砂			無	B	5	1	未成	能登町	宇出津山分	(漆原)			37		0	他	a2	4	第2分類	16	24	19	8	24	91	0	21	0	0	112	c1	
463	96					無	C	2	1	無	能登町	羽根					1	0	県	c2	2	第5分類	0	16	29	4	29	78	0	25	0	0	103	c1	
463	97	水かん				無	C	2	1	無	能登町	大沢						0	他	c2	2	第2分類	0	0	24	8	26	58	0	21	0	21	100	c1	
463	98					有	C	2	1	無	能登町	羽生				2		0	他	c2															

危険地区 番号		市町村	地区	保安林等	他の法令等の指定	荒廃状況	危険地区の危険度	面積(ha)		調査地区	100点以上の 危険地区 (メッシュ)	進捗状況 治山事業	位置			公共施設等					被災危険度	自然条件（最高点メッシュによる）														山腹崩壊危険度	備考
								市町村	大字				字	人家50戸以上	人家49～10戸	人家9～5戸	人家4戸以下	公共施設 (道路除く)	道路	メッシュ番号		地質類別	傾斜	縦断面形	横断面形	土層深	年齢級	点数計	補正点数				合計				
																													崩壊地有	地震	落石	加算点					
463	109		土砂	無	C	3	2	未成	能登町	瑞穂	(院内)			9	0	国	b2	2	第5分類	27	6	25	10	33	101	0	23	0	0	124	c1						
463	110			有	C	3	1	無	能登町	柿生	(吉谷)				0	他	c2	1	第3分類	17	25	20	3	25	90	10	25	0	0	125	b1						
463	111		土砂	無	B	3	1	無	能登町	矢波			18	0	県	a2	2	第3分類	17	10	20	3	25	75	0	23	0	2	100	c1							
463	112			無	C	3	1	無	能登町	武連				5	0	他	b2	3	第2分類	0	19	24	8	26	77	0	26	0	0	103	c1						
463	113		土砂	無	B	4	1	無	能登町	小垣			54	0	国	a2	2	第3分類	51	10	20	3	27	111	0	0	0	0	111	c1							
463	114		土砂	有	C	8	2	未成	能登町	鶴川				1	0	国	c2	5	第5分類	27	16	29	10	29	111	0	22	0	0	133	b1						
463	115		土砂	無	C	2	1	無	能登町	七見					0	国	c2	2	第5分類	0	16	0	4	29	49	0	23	0	28	100	c1						
463	116		土砂	無	A	2	2	無	能登町	瑞穂	(西安寺)		10		0	県	a2	1	第2分類	31	24	24	8	24	111	0	26	0	0	137	a1						
463	117			無	C	2	1	無	能登町	瑞穂	(院内)			5	0	他	b2	2	第3分類	17	5	20	3	25	70	0	27	0	3	100	c1						
463	118			無	B	1	1	無	能登町	本木				3	0	国	c2	1	第5分類	27	16	29	10	37	119	0	23	0	0	142	a1						
463	119			無	A	2	2	一部概成	能登町	宮地	(魚地)		10		0	県	a2	2	第5分類	27	16	25	10	29	107	0	23	0	0	130	b1						
463	120			無	C	1	1	無	能登町	武連				1	0	他	c2	1	第2分類	16	0	24	8	31	79	0	23	0	0	102	c1						
463	121			無	C	1	1	無	能登町	七見				2	0	他	c2	1	第5分類	0	16	0	4	37	57	0	20	0	23	100	c1						
463	122	水かん		無	B	2	1	無	能登町	小浦				9	1	他	a2	2	第5分類	27	6	29	4	29	95	0	24	0	0	119	c1						
463	123		土砂	無	A	3	1	無	能登町	柿生	(谷屋)			9	0	国	b2	1	第2分類	31	24	24	8	31	118	0	26	0	0	144	a1						
463	124		土砂	無	B	1	1	無	能登町	宮地			19		0	他	a2	1	第3分類	17	5	0	3	25	50	0	24	0	26	100	c1						
463	125			無	C	1	1	無	能登町	藤波					0	県	c2	1	第2分類	0	19	0	8	31	58	0	23	0	19	100	c1						
463	126			有	C	2	1	無	能登町	山田	(木住)			3	0	他	c2	2	第2分類	16	0	0	8	24	48	52	26	0	0	126	b1						
463	127		土砂	無	B	2	2	無	能登町	羽根	(思ヶ浦)			2	0	県	c2	2	第5分類	27	29	29	4	29	118	0	24	0	0	142	a1						
463	128			無	C	1	1	無	能登町	宇出津山分	(漆原)				0	他	c2	1	第5分類	27	6	25	10	29	97	0	25	0	0	122	c1						
463	129		土砂	有	A	3	3	未成	能登町	小浦			21		0	県	a2	1	第5分類	27	16	25	10	29	107	0	26	0	26	133	b1						
463	130			無	C	1	1	概成	能登町	小浦				1	0	県	c2	1	第5分類	27	6	0	4	29	66	0	23	0	11	100	c1						
463	131		土砂	無	A	2	1	概成	能登町	宇出津山分				9	0	他	b2	2	第5分類	27	29	25	10	33	124	0	23	0	0	147	a1						
463	132			有	B	2	1	概成	能登町	山田			16		0	県	a2	1	第2分類	16	24	0	8	24	72	28	22	0	0	122	c1						
463	133		土砂	無	B	2	1	概成	能登町	山田			11		0	県	a2	2	第5分類	0	16	29	4	29	78	0	24	0	0	102	c1						
463	134		土砂	無	C	1	1	無	能登町	藤波				1	0	国	c2	1	第2分類	0	0	24	8	31	63	0	26	0	11	100	c1						
463	135	水かん		無	B	2	1	概成	能登町	俎倉				2	0	他	c2	2	第5分類	47	6	25	10	37	125	0	27	0	0	152	a1						
463	136			有	C	1	1	概成	能登町	宇加塚					0	他	c2	1	第2分類	0	19	24	8	26	77	23	26	0	0	126	b1						
463	137			無	C	2	1	概成	能登町	本木				1	0	他	c2	1	第5分類	27	29	0	10	29	95	0	24	0	0	119	c1						
463	138			無	C	2	1	概成	能登町	武連					0	他	c2	1	第5分類	0	16	25	4	37	82	0	0	0	18	100	c1						
463	139			有	B	2	1	無	能登町	曾又				6	0	他	b2	2	第5分類	27	6	25	10	29	97	3	26	0	0	126	b1						
463	140		土砂	無	C	1	1	無	能登町	真脇				4	0	他	c2	1	第2分類	0	19	19	8	26	72	0	24	0	4	100	c1						
463	141	魚つき	土砂	有	B	1	1	概成	能登町	小浦			11		0	県	a2	1	第5分類	27	6	0	10	33	76	24	21	0	0	121	c1						
463	142		土砂	有	A	1	1	概成	能登町	矢波			10		0	国	a2	1	第3分類	0	25	20	3	30	78	22	26	0	0	126	b1						
463	143		土砂	無	A	4	3	無	能登町	北河内	(下河内)			5	0	県	b2	2	第5分類	27	29	25	10	33	124	0	21	0	0	145	a1						
463	144			無	C	1	1	概成	能登町	五十里	(立岩地)				2	0	他	c2	1	第5分類	27	6	25	10	33	101	0	23	0	0	124	c1					
463	145		土砂	無	B	3	1	無	能登町	長尾			26		0	他	a2	3	第2分類	16	19	24	8	26	93	0	22	0	0	115	c1						
463	146		土砂	有	B	4	1	未成	能登町	鴨川			25		0	県	a2	3	第5分類	27	16	25	10	33	111	0	0	0	0	111	c1						
463	147		土砂	無	B	3	3	無	能登町	小間生	(下出)			9	0	他	b2	1	第5分類	27	16	25	10	33	111	0	23	0	0	134	b1						
463	148		土砂	無	C	2	1	無	能登町	柳田	(日詰脇)			8	0	他	b2	2	第5分類	27	6	25	10	33	101	0	0	0	0	101	c1						
463	149		土砂	無	C	5	1	無	能登町	国光				2	0	他	c2	1	第3分類	17	25	20	3	25	90	0	21	0	0	111	c1						
463	150		土砂	有	A	6	4	未成	能登町	小間生	(幸助)			7	0	他	b2	6	第5分類	47	6	25	10	29	117	0	20	0	0	137	a1						
463	151	土崩	土砂	有	C	2	1	一部概成	能登町	小間生	(往古)			8	0	県	b2	1	第3分類	17	25	20	3	27	92	8	0	0	0	100	c1						
463	152		土砂	無	C	3	1	無	能登町	桐畑				8	0	県	b2	1	第5分類	27	16	29	4	33	109	0	0	0	0	109	c1						
463	153	水かん	土砂	無	B	6	1	概成	能登町	田代			11		0	他	a2	2	第5分類	27	6	25	10	29	97	0	0	0	3	100	c1						
463																																					

危険地区 番号		保安林等	他の法令等の指定	荒廃状況	危険地区の危険度	面積(ha)		進捗状況 治山事業	位置			公共施設等					被災危険度	自然条件（最高点メッシュによる）													山腹崩壊危険度	備考	
市町村	地区					調査地区	100点以上の危険地区		市町村	大字	字	人家50戸以上	人家49戸以下	人家4戸以下	公共施設	（道路除く）		メッシュ番号	地質類別	傾斜	縦断面形	横断面形	土層深	年齢	点数計	補正点数				合計			
																										崩壊地有	地震	落石	加算点				
463	163		土砂	無	B	2	2	概成	能登町	十郎原	(東谷)			8		0	他	b2	2	第5分類	47	16	25	10	33	131	0	0	0	0	131	b1	
463	164			無	B	1	1	無	能登町	柳田	(日詰脇)	15			0	県	a2	1	第2分類	16	0	0	8	31	55	0	21	0	24	100	c1		
463	165		土砂	無	B	3	1	未成	能登町	柳田	(野田)	35			0	県	a2	1	第2分類	16	24	0	8	26	74	0	21	0	5	100	c1		
463	166		土砂	無	B	2	1	無	能登町	柳田	(野田)	14			0	他	a2	2	第3分類	17	5	25	3	42	92	0	0	0	8	100	c1		
463	167		土砂	無	B	2	1	無	能登町	柳田	(野田)	14			0	県	a2	2	第2分類	31	0	24	8	24	87	0	0	0	13	100	c1		
463	168		土砂	無	B	2	1	無	能登町	石井		11			0		a2	2	第2分類	0	19	19	8	26	72	0	21	0	7	100	c1		
463	169		土砂	有	A	8	2	未成	能登町	鈴ヶ嶺		18			0	県	a2	2	第5分類	27	16	25	10	33	111	0	21	0	0	132	b1		
463	170		土砂	無	C	5	1	概成	能登町	柳田	(四ツ谷)			3	0	他	c2	3	第5分類	27	29	29	10	33	128	0	0	0	0	128	b1		
463	171			無	C	2	1	未成	能登町	柳田	(四ツ谷)			1	0	他	c2	2	第5分類	47	6	0	10	37	100	0	25	0	0	125	b1		
463	172			無	A	3	3	無	能登町	笹川	(余ノ井)	20			0	他	a2	2	第2分類	56	19	24	8	24	131	0	27	0	0	158	a1		
463	173	土流	土砂	無	A	3	3	未成	能登町	笹川	(溜水)	21			0	他	a2	3	第5分類	27	29	25	10	37	128	0	22	0	0	150	a1		
463	174		土砂	無	B	2	1	無	能登町	久田		11			0	他	a2	1	第3分類	17	25	20	3	25	90	0	0	0	10	100	c1		
463	175		土砂	無	B	2	1	無	能登町	合鹿	(小木ノ又)	12			0	県	a2	1	第5分類	47	6	0	10	29	92	0	23	0	0	115	c1		
463	176		土砂	無	C	1	1	無	能登町	当日	(堂ヶ谷内)			3	0	県	c2	1	第2分類	16	24	24	8	24	96	0	0	0	4	100	c1		
463	177		土砂	無	C	4	1	無	能登町	当日	(兜地)		6		0	県	b2	3	第2分類	16	19	19	8	31	93	0	0	0	7	100	c1		
463	178		土砂	無	A	5	3	無	能登町	当日	(兜地)	11			0	県	a2	5	第5分類	27	6	29	10	33	105	0	21	0	0	126	b1		
463	179			有	C	4	2	無	能登町	当日	(尻田)			4	0	県	c2	3	第2分類	16	24	24	8	26	98	2	22	0	0	122	c1		
463	180		土砂	無	C	5	1	無	能登町	当日	(尻田)		7		0	県	b2	3	第5分類	27	16	0	10	33	86	0	0	0	14	100	c1		
463	181		土砂	無	C	7	1	概成	能登町	中斉	(丑屋地)		6		0	県	b2	7	第2分類	16	24	24	8	24	96	0	21	0	0	117	c1		
463	182		土砂	無	A	12	7	概成	能登町	中斉	(丑屋地)	10			0	県	a2	4	第5分類	47	6	25	10	29	117	0	22	0	0	139	a1		
463	183	土崩		無	B	2	1	概成	能登町	上町	(下和住)	19			0	県	a2	2	第2分類	16	24	24	8	24	96	0	26	0	0	122	c1		
463	184	土崩		有	C	4	3	無	能登町	五郎左エ門分	(大久保)		5		0	他	b2	1	第5分類	0	29	25	4	37	95	5	23	0	0	123	c1		
463	185		土砂	無	B	2	1	概成	能登町	上町	(上和住)	10			0	県	a2	2	第5分類	27	16	0	10	29	82	0	23	0	0	105	c1		
463	186		土砂	有	B	2	1	未成	能登町	合鹿	(上合鹿)		7		0	他	b2	1	第5分類	27	6	0	10	29	72	28	26	0	0	126	b1		
463	187		土砂	有	C	2	1	無	能登町	柳田	(上谷)			4	0	他	c2	1	第3分類	17	5	25	3	25	75	25	20	0	0	120	c1		
463	188		土砂	有	C	2	1	無	能登町	黒川	(影田)		6		0	他	b2	2	第5分類	27	29	25	10	29	120	0	0	0	0	120	c1		
463	189			無	C	2	1	無	能登町	天坂			2		0	県	c2	1	第5分類	0	6	25	10	29	70	0	22	0	8	100	c1		
463	190			無	C	1	1	無	能登町	当日	(兜地)		5		0	県	b2	1	第2分類	31	19	0	8	26	84	0	0	0	16	100	c1		
463	191			無	C	2	1	無	能登町	神和住				4	0	県	c2	2	第5分類	0	6	25	10	29	70	0	22	0	8	100	c1		
463	192			有	C	1	1	無	能登町	国光			1	0		c2	1	第2分類	0	19	24	8	31	82	18	0	0	0	100	c1			
463	193		土砂	有	B	1	1	無	能登町	小間生					0	他	c2	1	第5分類	27	29	25	10	37	128	0	23	0	0	151	a1		
463	194			無	C	2	1	無	能登町	神和住			3		0	他	c2	2	第5分類	27	29	0	10	29	95	0	22	0	0	117	c1		
463	195			有	C	2	1	無	能登町	久田			2		0	県	c2	2	第5分類	0	6	0	4	33	43	57	21	0	0	121	c1		
463	196			無	B	2	1	無	能登町	神和住	(平渡)		3		0	県	c2	1	第5分類	27	29	25	10	29	120	0	21	0	0	141	a1		
463	197		土砂	無	C	1	1	無	能登町	笹川	(余ノ井)		2		0	他	c2	1	第5分類	0	16	29	10	29	84	0	0	0	16	100	c1		
463	198		土砂	有	B	2	1	無	能登町	桐畑			1		0	県	c2	2	第5分類	47	16	29	10	33	135	0	22	0	0	157	a1		
463	199		土砂	無	B	2	1	無	能登町	小間生	(下出)	15			0	県	a2	1	第5分類	27	6	29	10	33	105	0	0	0	0	105	c1		
463	200			無	C	2	1	無	能登町	五十里			2		0	県	c2	1	第5分類	0	6	29	4	37	76	0	0	0	24	100	c1		
463	201			無	C	2	1	無	能登町	十郎原	(西谷)				0	他	c2	1	第5分類	0	6	0	10	29	45	0	21	0	34	100	c1		
463	202		土砂	有	B	2	2	概成	能登町	五郎左エ門分			3		0	他	c2	2	第5分類	27	29	25	10	29	120	0	23	0	0	143	a1		
463	203			無	C	1	1	概成	能登町	中斉			4		0	県	c2	1	第2分類	0	24	0	8	26	58	0	21	0	21	100	c1		
463	204		土砂	無	A	2	2	無	能登町	天坂			7		0	他	b2	2	第5分類	27	29	29	10	29	124	0	22	0	0	146	a1		
463	205		土砂	有	C	1	1	無	能登町	北河内					0	他	c2	1	第5分類	27	0	25	10	29	91	9	20	0	0	120	c1		
463	206			有	C	2	1	無	能登町	大箱			8		0	県	b2	1	第5分類	27	6	25	10	33	101	0	0	0	0	101	c1		
463	207			有	B	2	1	無	能登町	黒川				4	0	他	c2	2	第5分類	27	29	25	10	29	120	0	20	0	0	140	a1		
463	208		土砂	有	C	2																											

山腹崩壊危険地区危険度判定

表一 4 山腹崩壊危険度判定表

危険度	危険度点数が最高点のメッシュの点数
a_1	180点以上
b_1	140点以上180点未満
c_1	100点以上140点未満

表一 5 被災危険度判定表

危険度	公共施設等の種類及び数量
a_2	公用若しくは公共用施設（道路を除く。）又は10戸以上の人家がある場合
b_2	5戸以上10戸の人家がある場合
c_2	5戸未満の人家又は道路がある場合

表一 6 山腹崩壊危険地区の危険度判定表

危険度	危険度点数
A	$a_1 - a_2$ 、 $a_1 - b_2$ 、 $b_1 - a_2$
B	$a_1 - c_2$ 、 $b_1 - b_2$ 、 $c_1 - a_2$
C	$b_1 - c_2$ 、 $c_1 - c_2$ 、 $c_1 - b_2$

6 崩壊土砂流出危険地域（民有林）

（県農林水産部森林管理課 令和5年3月31日）

危険地区 番号		保安林等	地すべり防止区域	他の法令等の指定	荒廃状況	危険地区の危険度	面積 (ha)	治山事業進捗状況	位置			公共施設等						被災危険度	荒廃発生源				崩壊土砂流出区間							危険度 崩壊土砂	備考	
									市町村	大字	字	人家 50戸以上	人家 49～10戸	人家 9～5戸	人家 4戸以下	（道路除く） 公共施設	道路		火 山	山 腹	地すべり	地質の種別 又は区分	転石の 混入割合	の発生 源直下配	渓流延長		平 溪床 勾配 均配	点 数 計	補正加算点			総 点 数
点数	点数																								点数	m						
463	1		無		無	C	0.12	無	能登町	田代				8		0	県	b2		56	0	第5類	20	5	100	0	16	97	3	100	c1	
463	2		無		無	B	0.33	無	能登町	滝ノ坊			22			0	県	a2		56	0	第5類	20	27	370	14	0	117	0	117	c1	
463	3		無	土砂	無	B	0.23	無	能登町	水滝			19			0	県	a2		56	0	第5類	5	5	150	0	24	90	10	100	c1	
463	4		無		無	A	0.65	無	能登町	松波	(坪根)		25			0	国	a2		56	0	第5類	20	0	720	37	8	121	0	121	b1	
463	5		無	土砂	無	B	0.12	無	能登町	上	(西)	78				0	国	a2		56	0	第5類	5	14	100	0	16	91	9	100	c1	
463	6		無	土砂	無	B	0.30	無	能登町	山口			26			0	他	a2		48	0	第5類	20	5	330	14	16	103	0	103	c1	
463	7		無		有	B	1.09	無	能登町	宮犬			33			0	他	a2		56	0	第5類	20	5	910	37	0	118	0	118	c1	
463	8		無		無	B	1.02	無	能登町	鮭尾	(下代)		10			0	県	a2		48	0	第5類	20	0	1,130	37	0	105	0	105	c1	
463	9		無	土砂	無	A	0.98	無	能登町	宮地	(宮谷)		30			0	県	a2		56	0	第5類	20	5	1,090	37	8	126	0	126	b1	
463	10		無	土砂	無	B	0.52	無	能登町	曾又	(上出)		26			0	県	a2		40	0	第5類	5	0	580	37	0	82	18	100	c1	
463	11		無		無	B	0.54	無	能登町	曾又	(上出)		23			0	県	a2		56	0	第5類	5	0	600	37	0	98	2	100	c1	
463	12		無		無	B	0.34	無	能登町	曾又	(上出)		23			0	県	a2		40	0	第5類	5	0	380	14	8	67	33	100	c1	
463	13		無		無	C	0.46	無	能登町	藤ノ瀬	(向山)				3	0	県	c2		40	0	第5類	5	0	380	14	8	67	33	100	c1	
463	14		無		無	B	0.31	無	能登町	藤ノ瀬	(井口出)		19			0	県	a2		40	0	第5類	5	0	340	14	8	67	33	100	c1	
463	15		無	土砂	無	C	0.58	無	能登町	宇出津山分	(大平)				2	0	他	c2		56	0	第5類	5	5	650	37	8	111	0	111	c1	
463	16		無		無	A	0.76	一部概成	能登町	宇出津山分	(源平)		21			1	国	a2		56	0	第5類	20	0	840	37	8	121	0	121	b1	
463	17	水かん	無		無	B	0.08	無	能登町	鮭尾	(下代)		25			0	県	a2		56	0	第5類	5	27	70	0	24	112	0	112	c1	
463	18		無	土砂	無	C	0.45	無	能登町	鮭尾	(下代)			6		0	県	b2		56	0	第5類	5	5	500	37	8	111	0	111	c1	
463	19	土流	無	土砂	無	B	0.43	一部概成	能登町	宮地	(宮谷)		30			0	県	a2		56	0	第5類	20	14	480	14	8	112	0	112	c1	
463	20	水かん	無	土砂	無	B	0.81	無	能登町	宮地	(宮谷)		31			0	県	a2		56	0	第5類	20	0	900	37	0	113	0	113	c1	
463	21	水かん	無		無	B	0.31	無	能登町	山田	(新耕)		19			0	県	a2		56	0	第5類	5	0	340	14	0	75	25	100	c1	
463	22		無		有	B	0.83	無	能登町	俎倉			11			0	他	a2		40	0	第5類	5	0	920	37	16	98	2	100	c1	
463	23	水かん	無		無	B	0.81	無	能登町	鶴町	(棚谷内)		14			0	他	a2		56	0	第5類	5	0	900	37	0	98	2	100	c1	
463	24		無		無	B	0.46	無	能登町	猪平			12			0	県	a2		56	0	第5類	5	0	510	37	8	106	0	106	c1	

危険地区 番号		保安林等	地すべり防止区域	他の法令等の指定	荒廃状況	危険地区の危険度	面積 (ha)	治山事業進捗状況	位置			公共施設等						被災危険度	荒廃発生源				崩壊土砂流出区間								崩壊土砂 危険度	備考
市町村	地区								市町村	大字	字	人家 50戸以上	人家 49～10戸	人家 9～5戸	人家 4戸以下	（道路除く） 公共施設	道路		火 山	山 腹	地すべり	地質の種別 又は区分	転石の 混入割合	の 発生 源 直 下	渓流延長		平 溪 床 勾 均 配	点 数 計	補 正 加 算 点	総 点 数		
																									m	点数						
463	25		無		無	B	0.04	無	能登町	猪平			12			0	県	a2		56	0	第5類	5	5	40	0	24	90	10	100	c1	
463	26		無		無	A	1.70	無	能登町	波並		52				0	他	a2		56	0	第5類	20	5	1,420	37	8	126	0	126	b1	
463	27	水かん	無		無	B	1.36	無	能登町	波並		104				0	国	a2		56	0	第5類	5	0	1,130	37	8	106	0	106	c1	
463	28		無		無	C	0.92	無	能登町	藤波						0	県	c2		56	0	第5類	20	0	770	37	0	113	0	113	c1	
463	29		無		有	B	0.03	無	能登町	藤波	(柳倉)		20			1	国	a2		48	0	第5類	5	0	30	0	16	69	31	100	c1	
463	30		無		有	B	0.41	無	能登町	藤波	(柳倉)		25			0	国	a2		40	0	第5類	5	0	460	14	16	75	25	100	c1	
463	31		無		有	B	0.04	無	能登町	藤波	(柳倉)		43			0	国	a2		40	0	第5類	5	0	40	0	16	61	39	100	c1	
463	32	水かん	無		無	B	0.90	無	能登町	真脇		70				3	県	a2		56	0	第5類	5	0	750	37	0	98	2	100	c1	
463	33	水かん	有	土砂	有	B	0.77	無	能登町	小浦			31			0	県	a2		56	0	第5類	5	0	850	37	8	106	0	106	c1	
463	34	水かん	無	土砂	無	B	0.39	無	能登町	小浦			14			0	県	a2		56	0	第5類	20	5	430	14	24	119	0	119	c1	
463	35		無		無	C	0.15	無	能登町	本木	(小原)			7		0	他	b2		56	0	第5類	5	5	170	0	8	74	26	100	c1	
463	36		無		無	C	0.17	無	能登町	本木	(小杉)				3	0	他	c2		40	0	第5類	5	14	190	0	30	89	11	100	c1	
463	37		無	土砂	無	C	1.40	無	能登町	本木	(小杉)			7		0	他	b2		56	0	第5類	20	0	1,170	37	0	113	0	113	c1	
463	38	水かん	無		無	C	2.22	一部概成	能登町	柿生	(神道)				4	0	国	c2		56	0	第5類	5	0	1,850	37	0	98	2	100	c1	
463	39	水かん	無		無	B	0.72	無	能登町	矢波		111				0	国	a2		56	0	第5類	5	0	600	37	0	98	2	100	c1	
463	40	水かん	無		無	B	1.37	無	能登町	矢波		73				0	国	a2		56	0	第3類	20	5	1,140	37	0	118	0	118	c1	
463	41		無	土砂	無	C	0.32	未成	能登町	北河内	(上河内)				2	0	県	c2		40	0	第5類	20	27	350	14	30	131	0	131	b1	
463	42	水かん	無		無	C	2.29	一部概成	能登町	柳田	(日詰脇)				3	0	他	c2		56	0	第5類	5	0	1,910	37	0	98	2	100	c1	
463	43	土流	無	土砂	無	B	0.89	無	能登町	国光			26			0	県	a2		0	0	第3類	5	5	990	37	0	47	53	100	c1	
463	44	土流	無		有	A	2.33	一部概成	能登町	長尾			35			0	県	a2		56	0	第5類	20	14	1,940	37	8	135	0	135	b1	
463	45	水かん	無		無	C	4.36	無	能登町	大箱						0	他	c2		56	0	第5類	20	5	3,630	37	0	118	0	118	c1	
463	46		無		無	C	1.78	概成	能登町	大箱					1	0	他	c2		56	0	第5類	5	27	1,480	37	0	125	0	125	b1	
463	47	水かん	無		無	C	0.56	無	能登町	当日	(加門谷内)				4	0	県	c2		56	0	第5類	20	5	620	37	8	126	0	126	b1	

危険地区 番号		保安林等	地すべり防止区域	他の法令等の指定	荒廃状況	危険地区の危険度	面積 (ha)	治山事業進捗状況	位置			公共施設等						被災危険度	荒廃発生源				崩壊土砂流出区間								崩壊土砂 危険度	備考	
市町村	地区								市町村	大字	字	人家 50戸以上	人家 49 〜 10戸	人家 9 〜 5戸	人家 4戸以下	(道路除く) 公共施設	道路		火 山	山 腹	地すべり	地質の種別 又は区分	転石の 混入割合	の 発生 源 直 下 配	渓流延長		平 溪 床 勾 均 配		点 数 計	補正加算点			総 点 数
																									m	点数	点数	点数					
463	48	土流	無		無	C	1.28	無	能登町	黒川	(免谷)				4	0	県	c2		56	0	第5類	5	14	1,420	37	0	112	0	112	c1		
463	49		無	土砂	無	B	0.67	無	能登町	五十里			23			0	県	a2		40	0	第5類	5	5	740	37	8	95	5	100	c1		
463	50		無	土砂	無	C	1.13	無	能登町	五十里	(影田)			5		0	県	b2		56	0	第5類	20	5	1,250	37	0	118	0	118	c1		
463	51	水かん	無	土砂	有	C	1.16	無	能登町	黒川	(日向)			5		0	県	b2		40	0	第5類	5	0	970	37	0	82	18	100	c1		
463	52		無		無	B	0.84	無	能登町	十郎原	(西谷)		19			0	他	a2		48	0	第5類	5	0	700	37	0	90	10	100	c1		
463	53		無	土砂	無	B	0.85	無	能登町	柳田	(上谷)	104				2	県	a2		48	0	第5類	20	5	710	37	0	110	0	110	c1		
463	54		無	土砂	無	B	0.32	無	能登町	久田			31			0	県	a2		40	0	第5類	5	5	360	14	16	80	20	100	c1		
463	55		無	土砂	有	B	1.24	無	能登町	桐畑				8		0	県	b2		56	0	第5類	20	5	1,030	37	8	126	0	126	b1		
463	56	水かん	無		無	B	0.36	無	能登町	当目	(堂ヶ谷内)		16			0	県	a2		56	0	第5類	20	0	300	14	0	90	10	100	c1		
463	57		無	土砂	無	B	0.76	無	能登町	当目	(中組)		10			0	県	a2		56	0	第5類	20	5	630	37	0	118	0	118	c1		
463	58		無	土砂	有	C	0.61	無	能登町	当目	(中組)				4	0	県	c2		56	0	第5類	5	5	510	37	0	103	0	103	c1		
463	59		無		無	C	0.72	無	能登町	中斎	(谷内村)			8		0	県	b2		48	0	第5類	5	5	600	37	0	95	5	100	c1		
463	60		無	土砂	有	C	0.54	無	能登町	中斎	(谷内村)				3	0	他	c2		48	0	第5類	5	5	600	37	8	103	0	103	c1		
463	61		無	土砂	無	B	0.77	無	能登町	寺分	(原反坊)		11			0	県	a2		40	0	第5類	5	5	860	37	0	87	13	100	c1		
463	62		無		有	C	0.39	無	能登町	寺分	(大久保)				1	0	他	c2		40	0	第5類	5	0	260	14	0	59	41	100	c1		
463	63		無		無	B	1.22	無	能登町	上町	(上和住)		19			0	県	a2		56	0	第5類	5	5	1,350	37	0	103	0	103	c1		
463	64		無		有	B	0.74	無	能登町	上町	(下和住)		22			1	県	a2		40	0	第5類	5	0	820	37	8	90	10	100	c1		
463	65		無	土砂	有	B	0.95	無	能登町	合鹿	(上合鹿)		23			0	県	a2		40	0	第5類	5	0	790	37	0	82	18	100	c1		
463	66		無	土砂	無	B	0.47	無	能登町	上町	(中ノ又)			8		0	県	b2		56	0	第5類	20	5	520	37	8	126	0	126	b1		
463	67		無	土砂	無	B	0.06	概成	能登町	柳田	(野田)	190				1	県	a2		0	0	第3類	20	14	190	0	30	64	36	100	c1		
463	68	土流	無	土砂	無	C	1.71	一部概成	能登町	北河内	(小又)					0	他	c2		56	0	第5類	20	14	1,900	37	8	135	0	135	b1		
463	69	土流	無	土砂	有	C	0.46	一部概成	能登町	十郎原				9		0	他	b2		40	0	第5類	20	0	380	14	8	82	18	100	c1		
463	70		無	土砂	有	A	0.13	一部概成	能登町	北河内				7		0	県	b2		56	0	第5類	20	0	220	14	16	106	0	106	c1		

山腹崩壊危険地区危険度判定

表一 4 山腹崩壊危険度判定表

危険度	危険度点数が最高点のメッシュの点数
a ₁	180点以上
b ₁	140点以上180点未満
c ₁	100点以上140点未満

表一 5 被災危険度判定表

危険度	公共施設等の種類及び数量
a ₂	公用若しくは公共用施設（道路を除く。）又は10戸以上の人家がある場合
b ₂	5戸以上10戸の人家がある場合
c ₂	5戸未満の人家又は道路がある場合

表一 6 山腹崩壊危険地区の危険度判定表

危険度	危険度点数
A	a ₁ -a ₂ 、a ₁ -b ₂ 、b ₁ -a ₂
B	a ₁ -c ₂ 、b ₁ -b ₂ 、c ₁ -a ₂
C	b ₁ -c ₂ 、c ₁ -c ₂ 、c ₁ -b ₂

7 雪崩危険箇所・区域

(1) 雪崩危険箇所(国土交通省所管)

(県土木部砂防課)

危険箇所番号	ランク	箇所名	箇所の所在地
84010	I	宇出津新港	宇出津新港1丁目
84020	I	天保島	宇出津天保島
84030	I	錦町	宇出津錦町
84040	I	梅の木1	宇出津山分梅の木
84050	I	梅の木2	宇出津山分梅の木
84060	I	平体1	宇出津山分平体
84070	I	大平1	宇出津山分大平
84080	I	漆原	宇出津山分漆原
84090	I	宇出津山分	宇出津山分
84100	I	小浦1	小浦
84110	I	小浦2	小浦
84120	I	小浦3	小浦
84130	I	真脇1	真脇
84140	I	真脇2	真脇
84150	I	真脇3	真脇
84160	I	姫1丁目	姫1丁目
84170	I	本木1	本木
84180	I	本木2	本木
84190	I	鮭尾1	鮭尾
84200	I	鮭尾2	鮭尾
84210	I	鮭尾3	鮭尾
84220	I	鮭尾4	鮭尾
84230	I	宮地1	宮地
84240	I	宮地2	宮地
84250	I	宮地3	宮地
84260	I	宮地4	宮地
84270	I	宮地5	宮地
84280	I	真脇4	真脇
84300	I	木住1	山田木住
84320	I	院内1	瑞徳院内
84340	I	西安寺1	瑞徳西安寺
84350	I	八ノ田1	瑞徳八ノ田
84370	I	八ノ田2	瑞徳八ノ田
84380	I	神道1	柿生神道
84390	I	神道2	柿生神道
84400	I	谷屋1	柿生谷屋
84410	I	小垣1	小垣
84420	I	天神町	鶴川天神町
84430	I	上出町	鶴川上出町
84440	I	波並	波並
84450	I	矢波1	矢波
84460	I	矢波2	矢波
84470	I	矢波3	矢波
84480	I	矢波4	矢波
84510	I	猪平1	猪平
84520	I	猪平2	猪平
84530	I	鶴町1	鶴町

危険箇所番号	ランク	箇所名	箇所の所在地
84550	I	梅の木3	宇出津山分梅の木
85040	I	言若	合鹿言若
85090	I	山根1	天坂山根
85100	I	余ノ井1	笹川余ノ井
85140	I	中組1	当目中組
85150	I	中組2	当目中組
85160	I	極楽寺1	当目極楽寺
85170	I	極楽寺2	当目極楽寺
85180	I	大箱	大箱
85190	I	中組3	当目中組
85210	I	下河内1	北河内下河内
85220	I	下河内2	北河内下河内
85230	I	下ノ屋	五十里下ノ屋
85240	I	坂本平	五十里坂本平
85260	I	柳田1	柳田
85270	I	柳田2	柳田
85280	I	久田1	久田
85290	I	上出	鈴ヶ嶺上出
85300	I	下出	小間生下出
85320	I	下地（黒川）	黒川下地
91010	I	国重	国重
91020	I	満泉寺	満泉寺
91040	I	程谷1	時長程谷
91050	I	行延	行延
91070	I	下浜1	小木下浜
91080	I	下浜2	小木下浜
91090	I	高浜1	小木高浜
91100	I	高浜2	小木高浜
91110	I	下浜3	小木下浜
91120	I	下浜4	小木下浜
91130	I	上市ノ瀬	市ノ瀬上市ノ瀬
91150	I	秋吉	秋吉
91160	I	上東1	明生上東
91170	I	上西1	明生上西
91190	I	上西2	明生上西
91200	I	上西3	明生上西
91210	I	上西4	明生上西
91220	I	滝之坊	滝之坊
91230	I	山口1	時長山口
91240	I	山口2	時長山口
91250	I	不動寺1	不動寺
91260	I	不動寺2	不動寺
91270	I	宮犬1	宮犬
91280	I	松波1	松波
91290	I	松波2	松波
91300	I	恋路1	恋路
91310	I	恋路2	恋路

危険箇所番号	ランク	箇所名	箇所の所在地
84030	Ⅱ	大平2	宇出津山分大平
84050	Ⅱ	本木3	本木
84060	Ⅱ	本木4	本木
84080	Ⅱ	本木5	本木
84090	Ⅱ	本木6	本木
84100	Ⅱ	本木7	本木
84110	Ⅱ	本木8	本木
84120	Ⅱ	本木9	本木
84130	Ⅱ	鮭尾5	鮭尾
84140	Ⅱ	鮭尾6	鮭尾
84160	Ⅱ	宮地6	宮地
84170	Ⅱ	木住2	山田木住
84180	Ⅱ	山田	山田
84190	Ⅱ	院内2	瑞穂院内
84200	Ⅱ	谷屋2	柿生谷屋
84210	Ⅱ	小垣2	小垣
84220	Ⅱ	猪平3	猪平
84230	Ⅱ	猪平4	猪平
84240	Ⅱ	猪平5	猪平
84250	Ⅱ	猪平6	猪平
84260	Ⅱ	俎倉1	俎倉
84270	Ⅱ	宮地7	宮地
84280	Ⅱ	俎倉2	俎倉
84290	Ⅱ	俎倉3	俎倉
84300	Ⅱ	俎倉4	俎倉
84310	Ⅱ	鶴町2	鶴町
84320	Ⅱ	鶴町3	鶴町
84330	Ⅱ	鶴町4	鶴町
84340	Ⅱ	鶴町5	鶴町
84350	Ⅱ	曾又1	曾又
84360	Ⅱ	曾又2	曾又
84370	Ⅱ	曾又3	曾又
84380	Ⅱ	鶴町6	鶴町
84390	Ⅱ	上藤ノ瀬1	藤ノ瀬上藤ノ瀬
84400	Ⅱ	上藤ノ瀬2	藤ノ瀬上藤ノ瀬
84410	Ⅱ	上藤ノ瀬3	藤ノ瀬上藤ノ瀬
84420	Ⅱ	木住3	山田木住
84430	Ⅱ	木住4	山田木住
84440	Ⅱ	西安寺2	瑞穂西安寺
84450	Ⅱ	八ノ田3	瑞穂八ノ田
84460	Ⅱ	猪平7	猪平
84470	Ⅱ	猪平8	猪平
84480	Ⅱ	柏木	柏木
85010	Ⅱ	立ヶ谷内	上町立ヶ谷内

危険箇所番号	ランク	箇所名	箇所の所在地
85030	Ⅱ	谷内村1	中斉谷内村
85040	Ⅱ	谷内村2	中斉谷内村
85050	Ⅱ	尻田1	当日尻田
85060	Ⅱ	尻田2	当日尻田
85070	Ⅱ	平床1	久田平床
85080	Ⅱ	小木ノ又1	合鹿小木ノ又
85090	Ⅱ	久亀屋	上町久亀屋
85100	Ⅱ	小木ノ又2	合鹿小木ノ又
85110	Ⅱ	中ノ又	上町中ノ又
85120	Ⅱ	大久保	五郎左エ門分大久保
85140	Ⅱ	余ノ井2	笹川余ノ井
85150	Ⅱ	東ノ谷1	十郎原東ノ谷
85160	Ⅱ	十郎原	十郎原
85170	Ⅱ	丑屋地	中斉丑屋地
85180	Ⅱ	上河内1	北河内上河内
85190	Ⅱ	立岩地	五十里立岩地
85200	Ⅱ	兜地1	当日兜地
85210	Ⅱ	兜地2	当日兜地
85230	Ⅱ	中組4	当目中組
85240	Ⅱ	上河内2	北河内上河内
85250	Ⅱ	小又	北河内小又
85260	Ⅱ	日向	五十里日向
85270	Ⅱ	向地1	柳田向地
85280	Ⅱ	向地2	柳田向地
85290	Ⅱ	久田2	久田
85300	Ⅱ	鴨川	鴨川
85310	Ⅱ	蓮華坊	当日蓮華坊
85330	Ⅱ	往古1	小間生往古
85340	Ⅱ	往古2	小間生往古
85350	Ⅱ	平床2	久田平床
85360	Ⅱ	小木ノ又3	合鹿小木ノ又
85370	Ⅱ	多々羅	合鹿多々羅
85380	Ⅱ	下之屋	五十里下之屋
85390	Ⅱ	下和住	上町下和住
85400	Ⅱ	東ノ谷2	十郎原東ノ谷
85410	Ⅱ	兜地3	当日兜地
85420	Ⅱ	兜地4	当日兜地
85430	Ⅱ	東ノ谷3	十郎原東ノ谷
85440	Ⅱ	日詰脇	柳田日詰脇
85450	Ⅱ	幸助	小間生幸助
91020	Ⅱ	不動寺3	不動寺
91030	Ⅱ	宮犬2	宮犬
91040	Ⅱ	宮犬3	宮犬
91050	Ⅱ	程谷2	時長程谷
91060	Ⅱ	下市ノ瀬	市ノ瀬上市ノ瀬
84010	Ⅲ	平体2	宇出津山分平体
84020	Ⅲ	昭和町	宇出津昭和町
85010	Ⅲ	谷内村3	中斉谷内村
85020	Ⅲ	山根2	天坂山根
85030	Ⅲ	田代	当日田代
91010	Ⅲ	上東2	明生上東

8 注意、観察を要するため池等

(県農林水産部農業基盤課 町農林水産課 令和4年3月31日)

コード番号	名称	所在地	位置座標		ため池諸元								改修履歴		
			緯度 (北緯)	経度 (東経)	堤高 (m)	堤頂長 (m)	総貯水量 (m³)	満水面積 (km²)	かんがい 受益地 (ha)	かんがい 受益戸数 (戸)	想定被害 戸数 (戸)	防災重点 ため池	地区名	最新事業 採択年度	最新改修 完了年度
174230001	小浦	字小浦28字3番地	37.30872222	137.1817222	9.1	79	43,100	0.0085	5	15	1	○	小浦	S63	H1
174230005	宮下	字七見	37.26783333	137.0912778	1.4	29	1,000	0.0009	1	1	21	○			
174230006	スゲソ第4	字七見	37.26558333	137.0843889	5	32	2,300	0.001	1.8	1		○			
174230007	桜木第1	字七見	37.26783333	137.0883056	2	27	600	0.0004	1.9	1					
174230008	桜木第2	字七見	37.268	137.0912222	4	22	200	0.0003	1.2	1					
174230010	桜木第4	字七見	37.26788889	137.0918611	0.9	52	200	0.0003	0	0					
174230011	桜木第5	字七見	37.26755556	137.0933333	1	25	300	0.0006	0	0		○			
174230012	黒合第1	字波並	37.29533333	137.1086944	2.5	19	200	0.0002	1.2	9					
174230013	黒合第2	字波並	37.29533333	137.1082222	3	16	100	0.0001	0.16	0					
174230015	竹中第2	字波並	37.28716667	137.1073611	2.5	19	200	0.0002	0	0					
174230017	黒郷	字波並	37.29319444	137.0993333	2.5	15	100	0.0001	1.5	12					
174230018	波並第2	字波並	37.29336111	137.1165	2.8	17	3,000	0.0009	2	0	36	○			
174230020	水谷内	字波並	37.29919444	137.1158611	3.7	30	800	0.0004	1.9	0	0	○			
174230022	防ヶ谷内	字藤ノ瀬	37.31858333	137.1014167	4.2	25	3,200	0.0015	3	1	2	○			
174230024	棚谷内	字宇加塚ホ	37.30919444	137.0954722	2.3	20	200	0.0003	0.27	0					
174230025	元内地	字宇加塚	37.30713889	137.1011389	3.9	21	600	0.0003	0.32	3	1	○			
174230026	宇加塚	字宇加塚	37.30875	137.1046667	2.6	26	600	0.0007	3	1	0	○			
174230027	上野	字宇加塚	37.30780556	137.09725	3.3	20	700	0.0004	0.2	2	1	○			
174230028	東崎	字宇加塚	37.30872222	137.1056111	4	40	7,400	0.0032	5	1	2	○			
174230029	吉野	字宇加塚	37.30169444	137.1005	1.8	18	200	0.0003	0.44	0					
174230030	奥野	字宇加塚	37.30580556	137.0944167	1.5	11	100	0.0002	0.2	0					
174230031	赤坂	字宇加塚	37.30583333	137.0996667	3.1	25	700	0.0007	0.7	3	0	○			
174230032	スゲソ第5（五里地）	字七見リ字17番乙	37.26205556	137.0814444	3	23	400	0.0003	0.75	6					
174230033	東谷内	字藤ノ瀬	37.32888889	137.0893889	5.5	44	4,500	0.0002	7	1	3	○	東谷内	H19	H20
174230034	矢波	字矢波	37.27552778	137.0899444	16.3	54	41,600	0.005	8	10	37	○	矢波	R4	R8(予定)
174230036	町中	字矢波	37.27361111	137.0887778	2.5	20	300	0.0002	1.1	7					
174230037	町中第2	字矢波	37.2815	137.1008333	5.1	29.1	1,500	0.0006	1	1	2	○			
174230038	浜崎第1	字矢波	37.28177778	137.1013611	5	20	2,100	0.0007	2	1	2	○			
174230039	浜崎第2	字矢波	37.28152778	137.1025833	2	11.5	200	0.0002	0	0					
174230040	堀田	字矢波	37.28277778	137.1046389	4.9	82	14,800	0.0024	1	1	0	○			
174230043	間島第1	字藤波	37.29483333	137.1235556	11.8	37	10,400	0.002	2	0	10	○			
174230048	武連2	字武連	37.25222222	137.0216389	2.1	27	800	0.001	0.1	1	4	○			
174230049	松木	字宮地	37.30272222	137.0320556	3.3	25	700	0.0004	3	5					
174230050	大中	字宮地	37.30330556	137.034	3.3	32	900	0.0005	3	5					
174230052	大野第1	字宮地	37.30827778	137.0284444	4	27	2,100	0.0009	2	0	3	○			
174230053	大野第2	字宮地	37.30705556	137.0278889	4	27	400	0.0003	0.8	5					
174230055	三田	字山田	37.295	137.0411389	4.4	25	1,200	0.0004	2	0	3	○			
174230056	浦窪	字山田	37.27577778	137.0311111	4.3	24	3,200	0.001	1	1	3	○			

コード番号	名称	所在地	位置座標		ため池諸元								改修履歴		
			緯度 (北緯)	経度 (東経)	堤高 (m)	堤頂長 (m)	総貯水量 (m³)	満水面積 (km²)	かんがい 受益地 (ha)	かんがい 受益戸数 (戸)	想定被害 戸数 (戸)	防災重点 ため池	地区名	最新事業 採択年度	最新改修 完了年度
174230057	大峰第1	字瑞穂	37.27619444	137.0353056	6	33	5,400	0.0015	2	20	10	○			
174230058	大峰第2	字瑞穂	37.27655556	137.0335	5	15	1,000	0.0005	8	20	10	○			
174230059	森谷	字瑞穂	37.27211111	137.0085	1.5	13.5	100	0.0001	0.5	6					
174230060	シメンジャラ	字瑞穂	37.28188889	137.0466944	4	19	1,400	0.0004	1	1	6	○			
174230061	境谷	字柿生	37.26916667	137.0594722	5	20	1,900	0.00007	2	1	0	○			
174230062	仕明	字鶴川	37.25116667	137.0824722	2.4	51	5,100	0.001	2	3	30	○			
174230066	ビヤン谷	字山田	37.29875	137.0486667	2	13.5	300	0.0004	0.3	0					
174230068	国分	字瑞穂	37.28138889	137.0493889	8	44	500	0.0002	0.2	0					
174230069	トン谷内	字瑞穂	37.28258333	137.0488056	4.1	22.2	600	0.0003	0	0					
174230070	滝ヶ谷内	字瑞穂	37.28325	137.0460556	4	16	500	0.0003	0	0					
174230071	スゲソ	字七見	37.26922222	137.0824722	8.3	44	20,000	0.008	10	20	16	○	七見	S55	S60
174230072	森川	字柏木	37.30336111	136.9741944	1.9	23	100	0.0002	0	0					
174230073	山岸	字本木27字118	37.27211111	137.0085	3.2	19	1,900	0.0008	2	1	5	○			
174230077	柳倉	字藤波	37.29777778	137.1319722	5	28	1,500	0.0007	2	0	12	○			
174230078	笹谷川	字小浦	37.30863889	137.1836667	4.7	25	500	0.0003	0	0					
174230082	平床	字藤ノ瀬	37.32308333	137.0869444	1.2	27	300	0.0003	0.36	0					
174230084	大畠	字藤ノ瀬	37.32458333	137.0964167	2.3	12.5	100	0.0001	0.2	2	1	○			
174230085	平谷	字鶴町	37.31816667	137.0756667	2.5	16	200	0.0002	0.23	0					
174230087	天池	字鶴町	37.30708333	137.0748333	1.7	23	400	0.0006	0.612	8					
174230088	下谷	字鶴町	37.31791667	137.0842222	1.2	7	100	0.0001	0.6	5					
174230090	田谷	字鶴町	37.30666667	137.0841944	1.7	15	100	0.0002	0.25	0					
174230092	安田	字鶴町	37.31647222	137.0868333	1.4	14	100	0.0001	0.3	2	3	○			
174230093	田崎間島池	字矢波	37.28802778	137.1131389	2.8	20	100	0.0001	0	0					
174230094	三波第3	字矢波	37.28419444	137.1088889	3	37	600	0.0004	0.27	0					
174230095	三波第4	字矢波	37.28513889	137.1087778	1.8	60	100	0.0002	0	0					
174230096	三波第5	字矢波	37.28586111	137.1073056	2.1	19	200	0.0002	0	0					
174230099	岩谷第1	字宮地	37.29513889	137.0263056	5	30	800	0.0006	0	0					
174230100	岩谷第2	字宮地	37.29538889	137.0263333	8	28	1,500	0.0005	1	1					
174230101	新耕溜池	字宮地	37.29336111	137.02375	4.5	32	100	0.0001	1	1					
174230104	武連第3	字武連	37.25469444	137.0247222	2.1	18	100	0.0001	0	0					
174230110	大谷内	字七見	37.27755556	137.0671111	7.3	38	3,100	0.0008	2	1					
174230111	堂の上	字宮地	37.29852778	137.02925	3.5	31	700	0.0004	0.44	0					
174230112	保田	字鶴町	37.31427778	137.0795833	3.3	22.7	200	0.0002	0.58	5					
174230113	源平	字源平	37.32863889	137.1529444	4.5	32	700	0.0003	0.38	0					
174230114	親谷	字波並	37.29194444	137.121	3.4	25	600	0.0003	0.00026	0					
174230115	河野	字波並	37.29058333	137.1202222	2.5	33	300	0.0046	0	0					
174230116	滝ヶ谷内	字波並	37.2925	137.1182778	1.9	21	300	0.0007	1.5	0	2	○			
174230117	西の上	字波並	37.28688889	137.1096111	3.5	45.5	700	0.0003	0.5	5	16	○			
174230118	竹中第3	字波並	37.28458333	137.1093056	2.9	43	400	0.0003	0.1	0					
174240001	鶴ヶ谷堤	字国光	37.37736111	137.0949722	7.1	52	38,300	0.0068	6.5	10	13	○	国光	H4	H6

コード番号	名称	所在地	位置座標		ため池諸元								改修履歴		
			緯度 (北緯)	経度 (東経)	堤高 (m)	堤頂長 (m)	総貯水量 (m³)	満水面積 (km²)	かんがい 受益地 (ha)	かんがい 受益戸数 (戸)	想定被害 戸数 (戸)	防災重点 ため池	地区名	最新事業 採択年度	最新改修 完了年度
174240002	柱谷堤	字国光	37.38058333	137.093	4	26	1,400	0.0007	12	1					
174240003	菅田堤	字国光	37.37969444	137.0983333	1.9	16	200	0.0002	0.3	0					
174240004	政田堤	字国光	37.37811111	137.0939167	2	13.5	100	0.0002	0.3	0	0				
174240005	重見堤	字五十里	37.37152778	137.0505	4.2	28	1,100	0.0004	3	1	0	○			
174240006	ふくら平池	字五十里	37.37125	137.0476667	3.7	42	5,200	0.0023	2	10	2	○			
174240007	重見堤	字五十里	37.36933333	137.047	4.7	27	1,400	0.0006	2	1			五十里	H25	H27
174240008	谷内堤	字五十里	37.37213889	137.0455	3	15	300	0.0004	0.9	1	4	○			
174240009	中浦堤	字北河内	37.37769444	137.0335833	5	22	700	0.0003	0.6	3					
174240010	中浦2号堤	字北河内	37.37880556	137.0343611	4.3	23	900	0.0006	0.6	1					
174240011	池田堤	字北河内	37.38830556	137.0261389	3	40	500	0.0003	0	0					
174240015	野本2号堤	字柳田	37.37783333	137.0920278	4.5	29	900	0.0004	0	0					
174240016	大堤	字上長尾	37.39158333	137.1160833	6.8	60	8,100	0.0042	17	25	7	○	長尾第2	H14	H17
174240017	滝山池	字小間生△-35番地	37.39102778	137.12225	5	39	400	0.0002	0.4	0					
174240020	山田池	字上町	37.35736111	137.1131389	1.5	31	1,000	0.0008	10	1	0	○			
174240021	あらけ池	字鴨川	37.38658333	137.0965	7.5	60	8,500	0.0023	13	19	6	○			
174240023	小杉谷池	字上長尾	37.39919444	137.1127222	10.5	30	11,100	0.004	10.8	1	0	○	上長尾	H23	H28
174240024	姫面池	字上長尾	37.39472222	137.1206667	8	45	2,600	0.0016	5.5	15			長尾	H8	H11
174240025	正南池	字上長尾	37.39222222	137.1156389	6	40	3,700	0.0014	5	28	7	○	正南	R1	R5(予定)
174240026	寺谷内池	字上長尾	37.39513889	137.1084167	4.2	56	4,500	0.0032	7.3	29	2	○	長尾第3	H16	H18
174240027	桐木谷池	字上長尾	37.39541667	137.1114444	3	20	500	0.0006	1.36	1					
174240028	家中池	字上長尾	37.39341667	137.1101389	2.6	25	1,200	0.001	2	1	3	○			
174240029	杉谷内池	字小間生△-6番地	37.38611111	137.1211944	3	25	400	0.0005	0.5	2					
174240030	浦堤	字国光	37.37469444	137.0982222	3.2	48	1,300	0.0006	2	0	5	○			
174240031	とよだ池	字金山	37.38980556	137.0670278	5.1	25	3,400	0.0007	2	1					
174240032	ぼしよだ池	字金山	37.38644444	137.0835556	1.2	23	2,000	0.00075	2	6					
174240035	新開池	字重年	37.37225	137.0728056	3.8	52	600	0.0003	0.1	0					
174240036	くちなし池	字五十里	37.38111111	137.0459444	6	32	3,100	0.001	2	1					
174240038	羽根木	字笹川	37.36111111	137.1065	10	34	3,700	0.003	4	2	1	○	羽根木	H13	H15
174240039	榎谷内池	字笹川	37.36327778	137.1061389	6.9	62	3,000	0.0018	6	13			笹川	H7	H9
174240040	大笹池	字笹川	37.36127778	137.10075	10.7	49	21,200	0.0022	5	15	3	○	大笹	H17	H19
174240041	コヤ谷池	字十郎原	37.36072222	137.0708333	3	12	300	0.0002	0.2	0					
174240042	中谷内池	字合鹿	37.34088889	137.1447222	1.8	13	100	0.0002	0.5	3					
174240044	水坂池	字合鹿	37.34072222	137.1426389	2.4	22	500	0.0009	0.14	0					
174240045	小田の脇池	字合鹿	37.34116667	137.1370833	1.7	12	100	0.0001	0.1	0					
174240046	浅谷内	字合鹿	37.34727778	137.1411667	2.5	17	200	0.0002	0.2	0					
174240047	宮田堤	字当目	37.34397222	136.9948056	3.8	18	800	0.0007	0.2	0					
174240053	藤巻	字合鹿	37.34822222	137.1364167	1	9	60	0.0001	0	0					
174240054	上平池	字桐畑ヶ字池内	37.37541667	137.1413333	2.5	28	1,700	0.0008	2	10	4	○			
174240055	名新寺	字十郎原	37.36083333	137.0631389	4.2	17	700	0.0006	0.3	0					
174240056	新開池	字十郎原	37.36411111	137.0742222	7	35	2,200	0.0006	0.7	3	2	○			

コード番号	名称	所在地	位置座標		ため池諸元								改修履歴		
			緯度 (北緯)	経度 (東経)	堤高 (m)	堤頂長 (m)	総貯水量 (m³)	満水面積 (km²)	かんがい 受益地 (ha)	かんがい 受益戸数 (戸)	想定被害 戸数 (戸)	防災重点 ため池	地区名	最新事業 採択年度	最新改修 完了年度
174240057	山本	字当目	37.34647222	136.9972778	3.8	18	900	0.0005	1.9	1					
174240058	家中	字黒川	37.36408333	137.0369444	5.8	63	8,400	0.002	2	1	8	○			
174240059	高津堀	字五郎左エ門分	37.34983333	137.0870833	3	60	700	0.0005	1.1	1		○	寺分	R5(予定)	R9(予定)
174240060	石原池	字笹川	37.36047222	137.0999444	5.3	30.5	1,200	0.001	5	17	1	○	笹川	H26	H28
174240062	滝ヶ谷内	字神和住	37.34883333	137.0629722	4.1	34.1	3,300	0.0012	7	15			神和住	H10	H12
174240063	菅田池	字小間生ユ14番地	37.38044444	137.1325278	1.1	13	100	0.0001	0.4	0					
174240065	長福寺池	字柳田2-21, 2-14	37.37216667	137.0595	5	39	900	0.0004	1	6	1	○			
174240066	穴がま池	字桐畑二字	37.37605556	137.14275	2.5	12	200	0.0001	1.5	8					
174240067	墓の谷内堤	字国光	37.38047222	137.0986111	5	51	4,000	0.0015	4	1	4	○	国光第2	H13	H15
174240068	細谷内堤	字国光	37.37875	137.0974444	4.45	37	600	0.0005	1.9	2	2	○			
174240069	木曾田池	字柳田	37.39102778	137.0698056	5.5	25	2,300	0.0008	0.4	0					
174240072	藤蔵堤	字当目	37.3635	137.0310833	2	40	900	0.0023	1.5	11	1	○			
174240073	ぼっ田の池	字黒川	37.3725	137.0323056	3.8	13	100	0.0002	0.3	0					
174240074	まきだらの池	字黒川	37.35711111	137.0337778	2.5	32	400	0.0003	1.3	8					
174240076	猫の池	字石井	37.36572222	137.1089722	2.7	18	200	0.0002	1.2	9					
174240077	堂田1号堤	字上町	37.34608333	137.1261389	3	18	500	0.0003	0.3	0					
174240078	堂田2号堤	字上町	37.34466667	137.1261389	2.6	13	300	0.0003	0.3	0					
174240080	新出堤	字上町	37.35622222	137.1157778	1.5	10	100	0.0001	0.3	0					
174240081	穴釜堤	字上町	37.33983333	137.1115556	2.3	13	100	0.0001	0.2	0					
174240089	六呂谷池	字上長尾	37.39613889	137.1211389	2	20	600	0.0003	0.2	0					
174240090	南谷内池	字鈴ヶ嶺	37.37308333	137.1091111	9	30	3,300	0.001	13	15	2	○	鈴ヶ嶺	H12	H13
174410002	せん堤	字松波	37.36733333	137.2181389	11	55	35,000	0.005	13	1	14	○	坪根	S54	S55
174410003	かせだんの池	字松波	37.34911111	137.2356111	8.6	70	60,000	0.008	8	62	20	○	松波	S55	S59
174410004	神宮寺の池1	字松波	37.35011111	137.2416389	8	33	7,000	0.002	6	1	110	○	神宮寺	H3	H4
174410005	志賀浦の池1	字九里川尻	37.33611111	137.246	4	28	2,100	0.0007	6	51	15	○	九里川尻	R1	R3
174410007	二堤	字立壁	37.33633333	137.2605278	1.6	58	1,000	0.001	2	15	7	○			
174410008	宮の谷内の池1	字秋吉	37.33111111	137.2334722	5.5	40	3,600	0.0013	7	7	5	○	秋吉	S61	S63
174410009	宮の谷内の池2	字秋吉	37.33066667	137.2333611	3.6	37	7,500	0.0019	7	7	5	○			
174410010	寺の堤	字不動寺	37.33958333	137.2107222	9	26	2,400	0.0006	3	1	7	○			
174410011	立壁の池	字立壁	37.33725	137.2560278	11	62.8	4,900	0.0019	28	17	0	○	立壁	H12	H14
174410012	かさね堤	字新保	37.31558333	137.247	5.2	50	3,000	0.0014	3	33	9	○	新保	H6	H7
174410013	杉山池	字山中	37.31725	137.1869444	5.8	25	8,000	0.002	6.2	21	2	○	山中	H25	H27
174410014	山本の池	字山中	37.32208333	137.1923889	2	14	100	0.0001	0.3	0					
174410015	高後尻の池	字秋吉	37.33355556	137.2400278	3.3	38	3,500	0.0022	5	1	2	○			
174410016	明野ダム	字明野	37.31547222	137.2215833	4.4	55	14,300	0.0081	2	1	30	○			
174410017	四方山の下堤	字四方山	37.33622222	137.2643889	1.9	69	1,800	0.0012	1	1	16	○			
174410018	大堤	字四方山	37.33444444	137.2598889	2	52	2,200	0.0015	3	1					
174410019	墓場の池	字白丸	37.33202778	137.2597222	1.5	27	300	0.0006	1	3	17				
174410020	四方山の中堤	字四方山	37.33594444	137.26225	1.7	31	1,000	0.0006	2	1	16	○			
174410021	立壁の下堤	字立壁	37.33791667	137.2632778	1.3	88	1,100	0.0012	2	1	19	○			

コード番号	名称	所在地	位置座標		ため池諸元								改修履歴		
			緯度 (北緯)	経度 (東経)	堤高 (m)	堤頂長 (m)	総貯水量 (m³)	満水面積 (km²)	かんがい 受益地 (ha)	かんがい 受益戸数 (戸)	想定被害 戸数 (戸)	防災重点 ため池	地区名	最新事業 採択年度	最新改修 完了年度
174410022	しんかい池	字清真	37.33455556	137.22875	5.6	49	3,300	0.0016	5.5	10			清真	H1	H4
174410023	ツブラナ谷内の池	字秋吉	37.33094444	137.2375278	2.9	28	800	0.0008	0.5	6	3	○			
174410024	立壁の中堤	字立壁	37.33641667	137.2616111	2.5	96	1,900	0.001	3	1	7	○			
174410025	坂本の池	字秋吉	37.33125	137.2382222	3.4	22	1,000	0.0005	1	1	1	○			
174410026	新堤	字内浦長尾	37.32172222	137.2439444	5.8	44	1,900	0.0012	6	1					
174410027	上田のため池	字国重	37.33080556	137.1605278	1.8	17	200	0.0002	0.6	2					
174410028	貸山	字滝ノ坊	37.34380556	137.1876667	7	47.8	1,100	0.0006	5	18			滝の坊	H17	H19
174410029	越坂の池	字越坂	37.30866667	137.2417778	1.8	18	600	0.0004	4	5					
174410030	山野谷の池	字羽生	37.31863889	137.1990556	7.8	30	9,700	0.0018	3	1	2	○			
174410034	飛家の池	字秋吉	37.33322222	137.2326944	4	26	1,500	0.0007	1	1	2	○			
174410035	大久保の池	字滝之坊	37.34533333	137.1928056	6.4	24	900	0.0005	0.5	4					
174410044	とりがはな	字清真	37.33983333	137.2310833	4.4	20	600	0.0005	1	5					
174410045	あさの谷内の池	字秋吉	37.33080556	137.2313889	4.3	25	500	0.0005	0.2	0					
174410046	山林田の池	字秋吉	37.32872222	137.2337778	4	21	900	0.0006	1	1					
174410047	とらくぼ	字九里川尻	37.33583333	137.2472222	3.8	24	1,000	0.0005	2	0	4				
174410049	橋本の堤	字満泉寺	37.32316667	137.1938056	1	19	60	0.0001	0.3	0					
174410056	小林堤	字内浦長尾	37.32244444	137.2482222	2.3	18.5	100	0.0002	1	3					
174410057	山田堤	字内浦長尾	37.32405556	137.2417222	3.6	40	1,000	0.0006	1	1					
174410058	古堤	字内浦長尾	37.32188889	137.2451389	2.4	27	600	0.0005	1.3	4	3	○			
174410059	栗政堤	字内浦長尾	37.32063889	137.2461111	3	65	2,100	0.0015	2	1		○			
174410060	宮田の堤	字新保	37.31775	137.2482222	2.6	28	500	0.0004	1.2	11					
174410061	百枚田堤	字新保	37.31741667	137.2454722	2.8	21	600	0.0005	1.5	7					
174410062	吉田の池	字新保	37.31805556	137.2425278	2.4	21	200	0.0003	1	11					
174410063	水上の池	字明野	37.31597222	137.2288333	4.3	19	900	0.0008	1.4	6					
174410070	小山田	字松波	37.36213889	137.2321944	1.5	15	300	0.0004	0.2	0					
174410073	神宮寺の池 3	字松波	37.34780556	137.2409444	2	0	260	-	0	0					
174410076	延次の池	字不動寺	37.33522222	137.2179167	3.7	27	1,600	0.0008	2	1					
174410081	堂ヶ谷内の池 1	字白丸	37.32827778	137.2543056	3.5	25	1,000	0.0006	2	1	25	○			
174410082	堂ヶ谷内の池 2	字白丸	37.32819444	137.2535833	3.4	24	2,000	0.0005	2	1	25	○			
174410083	鹿泊の池 2	字布浦ハ字12番地	37.35433333	137.2639444	1.5	27	600	0.0007	0.6	3					
174410084	鹿泊の池 3	字布浦ハ字67番地	37.35369444	137.2637222	1	26	200	0.0005	0.4	0					
174410093	新保新池	字新保	37.31122222	137.2432222	3.3	22	1,200	0.0007	1	不明	3	○			
174410094	じろう島の池	字布浦	37.34736111	137.2496944	2.3	28	5,400	0.0025	2.5	1	4	○			
174410095	山中池	字山中	37.31994444	137.1942222	2.7	25	100	0.0001	0.4	0					
174410096	大向の池	字立壁	37.33461111	137.2520556	10.7	24	600	0.0046	1.3	0					
174410098	小谷内	字四方山4字84番地	37.33543	137.260511	1.5	28	500	0.0006	2						

9 道路注意箇所（異常気象時における道路通行規制箇所）

(1) 県管理道路

ア 特殊通行規制区間及び道路通行規制基準

(7) 一般国道

(県土木部道路整備課)

路線名	担 当 事務所	規制区間		交通量 (台/日)	規 制 条 件 (通行止)	危険内容
		区 間	延長 (km)			
249 号	奥能登	比良 ～ 瑞穂	9.80	2,500	パトロール等を行い、気象・現地の状況等から危険と予想される場合	落 石 法面崩落
249 号	奥能登	矢波 ～ 波並	3.50	3,600	パトロール等を行い、気象・現地の状況等から危険と予想される場合	落 石 法面崩落
249 号	奥能登	波並 ～ 藤波	4.00	3,600	パトロール等を行い、気象・現地の状況等から危険と予想される場合	浪 害
249 号	奥能登	宇出津	2.00	3,100	パトロール等を行い、気象・現地の状況等から危険と予想される場合	落 石 法面崩落

(イ) 主要地方道

路線名	担 当 事務所	規制区間		交通量 (台/日)	規 制 条 件 (通行止)	危険内容
		区 間	延長 (km)			
宇出津町 野線	奥能登	宇出津 梅の木 ～ 上町	2.90	5,900	パトロール等を行い、気 象・現地の状況等から危 険と予想される場合	落 石 地滑り 法面崩落
珠洲穴水線	珠洲 奥能登	珠洲市 宝立町 柏原 ～ 能登町 小間生	8.00	2,100	パトロール等を行い、気 象・現地の状況等から危 険と予想される場合	落 石 法面崩落
珠洲穴水線	奥能登	黒川 ～ 当目	4.00	3,300	パトロール等を行い、気 象・現地の状況等から危 険と予想される場合	落石地滑り 法面崩落 路肩欠壊
珠洲穴水線	奥能登	柏木 ～ 梶	8.50	6,100	パトロール等を行い、気 象・現地の状況等から危 険と予想される場合	落石地滑り 法面崩落 路肩欠壊
能都穴水線	奥能登	鵜川 ～ 古君	1.80	700	パトロール等を行い、気 象・現地の状況等から危 険と予想される場合	落 石 法面崩落
能都内浦線	奥能登	宇出津 ～ 真脇	6.50	4,300	パトロール等を行い、気 象・現地の状況等から危 険と予想される場合	落 石 浪 害 法面崩落
能都内浦線	奥能登	真脇	0.90	4,300	パトロール等を行い、気 象・現地の状況等から危 険と予想される場合	落 石 法面崩落
輪島山田線	奥能登	太田原 ～ 鮭尾	2.00	600	パトロール等を行い、気 象・現地の状況等から危 険と予想される場合	落 石 法面崩落
輪島山田線	奥能登	山田 ～ 瑞穂	1.90	600	パトロール等を行い、気 象・現地の状況等から危 険と予想される場合	落 石 法面崩落
内浦柳田線	奥能登	上町 ～ 上東	10.0	3,600	パトロール等を行い、気 象・現地の状況等から危 険と予想される場合	落 石 法面崩落

(ウ)一般県道

(県土木部道路整備課)

路線名	担 当 事務所	規 制 区 間		交通量 (台/日)	規 制 条 件 (通行止)	危険内容
		自 至	郡 市 町 村 字 郡 市 町 村 字			
鮭尾比 良線	奥能登	能登町鮭尾 ～ 穴水町比良	10.50	300	パトロール等を行 い、気象・現地の 状況等から危険と 予想される場合	落石地滑り 法面崩落 路肩欠壊
与呂見 藤波線	奥能登	当目	1.50	500	パトロール等を行 い、気象・現地の 状況等から危険と 予想される場合	落 石 法面崩落
五十里 深見線	奥能登	五十里 ～ 北河内	4.20	300	パトロール等を行 い、気象・現地の 状況等から危険と 予想される場合	落 石 法面崩落 路肩欠壊
柳田里 線	奥能登	能登町野田 ～ 輪島市里町	8.90	1,200	パトロール等を行 い、気象・現地の 状況等から危険と 予想される場合	落 石 法面崩落 路肩欠壊
小木時 長線	奥能登	真脇 ～ 山中	4.5	1,000	パトロール等を行 い、気象・現地の 状況等から危険と 予想される場合	落 石 法面崩落 路肩欠壊
鈴木峰矢 波線	奥能登	小間生 ～ 坪口	3.30	1,400	パトロール等を行 い、気象・現地の 状況等から危険と 予想される場合	落 石 法面崩落 路肩欠壊
鈴木峰矢 波線	奥能登	上町 ～ 矢波	10.9	1,400	パトロール等を行 い、気象・現地の 状況等から危険と 予想される場合	落 石 法面崩落 路肩欠壊

10 石川県建築基準条例第3号に基づく災害危険区域

(県土木部建築住宅課 平成15年5月20日)

災害危険 区 域 名	指定年月日	告示番号	区域面積	崖等の概要		
				勾配	高さ (m)	長さ (m)
小木元町	S52. 1. 14	第 19 号	1. 88	45°	17	392
小木西町	S52. 1. 14	第 19 号	7. 80	53°	19	500
庄崎 1 号	S52. 1. 14	第 19 号	0. 82	60° ～85°	28	204
立壁	S59. 4. 20	第 260 号	1. 05	40° ～70°	6～11	230
小木奈古浦	S 63. 7. 8	第 417 号	0. 66	45° ～90°	5～12	115
姫 2 号	S52. 1. 14	第 19 号	1. 90	60°	18	80
姫 3 号	S52. 1. 14	第 19 号	4. 60	70°	13	150
姫 4 号	S52. 1. 14	第 19 号	3. 80	75°	18	100
川原 1 号	S52. 1. 14	第 19 号	2. 40	75°	25	300
川原 2 号	S52. 1. 14	第 19 号	1. 00	85°	25	200
鵜川	S52. 1. 14	第 19 号	3. 60	70°	10	390
波並	S52. 1. 14	第 19 号	2. 90	65°	15	450
天保島	S52. 1. 14	第 19 号	7. 60	67°	20	900
藤波	S58. 1. 18	第 31 号	3. 20	50° ～70°	15～25	600
漆原	S60. 1. 18	第 30 号	2. 20	30° ～60°	20～55	460
昭和島	S61. 10. 7	第 608 号	0. 20	50°	20	140
間島	S61. 10. 7	第 608 号	2. 30	50°	15	350
栄町	S63. 12. 6	第 669 号	1. 67	30° ～60°	15～35	65
梅ノ木	S63. 12. 6	第 669 号	1. 14	50° ～75°	10～15	26
鵜川	H 元. 6. 16	第 371 号	1. 16	30° ～50°	25～60	60
野田 2 号	S59. 12. 28	第 791 号	1. 01	40° ～50°	20～25	160
小木ノ又	S59. 12. 28	第 791 号	1. 43	30° ～60°	11～45	270
大箱	S61. 10. 7	第 608 号	2. 10	30° ～40°	20～100	400
大箱	S63. 12. 6	第 669 号	0. 30	30° ～40°	20～100	70
久田	S63. 12. 6	第 669 号	5. 28	35°	40	490
石井	H 元. 6. 16	第 371 号	2. 82	30° ～40°	40	510
多々羅	H12. 5. 26	第 340 号	11. 00	30° ～50°	30	1350
五十里	H12. 5. 26	第 340 号	1. 85	30° ～50°	20～50	240
寺分	H12. 5. 26	第 340 号	2. 20	30° ～60°	10～40	270
蓮花坊	H12. 5. 26	第 340 号	3. 01	30° ～60°	5～20	230
笹川	H12. 5. 26	第 340 号	4. 66	30° ～50°	20～35	500
神和住	H13. 1. 12	第 16 号	2. 00	30° ～50°	5～20	300
笹川 2 号	H13. 1. 12	第 16 号	0. 12	40° ～70°	5～8	60
日詰脇 2 号	H13. 1. 12	第 16 号	0. 36	30° ～50°	5～10	168
桐畑	H13. 1. 12	第 16 号	3. 22	30° ～65°	5～20	828
柳倉 2 号	H15. 5. 20	第 320 号	2. 24	45° ～70°	5～20	405
棚木 2 号	H15. 5. 20	第 320 号	0. 87	30° ～45°	5～20	226
波並 1 号	H15. 5. 20	第 320 号	3. 03	40° ～70°	5～10	330

第3章 防災上注意すべき社会条件

第3章 防災上注意すべき社会条件

1 石油類貯蔵取扱所

(1) 給油取扱所

単位：リットル

No.	名称	設置場所	品名及び数量				指定数量 の倍数	埋設 タンク
			第1石油類	第2石油類	第3石油類	第4石油類		
1	有限会社大沢商店	松波26-57乙の1	ガ 19,200	灯 10,000 軽 9,600			115.6	10,000×1 19600×3
2	有限会社広瀬石油店	小木15-21-1	ガ 29,600	灯 19,200 軽 10,000		オイル 1,200	177.4	30,000×1 9,600×3
3	石川県漁業協同組合 小木支所(第一給油所)	小木34字7番地		灯 19,000 軽 46,000	重 476,000	潤 20,000	306.3	
4	石川県漁業協同組合 小木支所(第二給油所)	小木34字8番地			重 300,000		150.0	
5	石川県漁業協同組合 小木支所(第三給油所)	小木34字9番地		軽 30,000	重 100,000		80.0	
6	有限会社 石岡石油店	市ノ瀬11-1-1	ガ 30,000	灯 20,000 軽 10,000			180.0	30,000×2
7	株式会社西中建設	松波29字77番地2		軽 9,500			9.5	9500×1
8	能登急送	布浦コ字14		軽 9,500			9.5	9500×1
9	石川県漁業協同組合 内浦出張所(第一給油所)	松波10-119						
10	石川県漁業協同組合 内浦出張所(第二給油所)	松波10-119		軽 28,500			28.5	
11	内浦農業協同組合 木郎給油所	行延256番地	ガ 24,000	灯・軽 12,000	廃油 1,900		144.95	48000×1 1,900×1
12	石川県漁業協同組合 能都支所	宇出津7字163番地		軽 58,000	重 19,000		67.50	
13	有限会社新崎	崎山3丁目201番地		軽 9,500			9.50	9,500
14	有限会社神谷石油店	藤波15の9番地	ガ 25,000	灯 9,100 軽 30,000	廃油 3,800		166.00	25,000×1 20,000×1 9,600×2 9,500×1
15	五十嵐石油店	七見ろ字8-1	ガ 12,400	灯 9,500 軽 6,600			78.10	9,650×1 9,500×2
16	数馬石油株式会社	宇出津夕字74の9番地	ガ 28,100	灯 19,100 軽 19,200			178.8	9600×3 9500×2 9000×2
17	上野喜八商店	宇出津ウ字79番地	ガ 19,000	灯 9,500 軽 9,500			114	9500×4
18	洲崎順二商店	鶴川21字47番地	ガ 20,000	灯・軽 10,000			120	10000×4
19	能登砕石株式会社	山田ヌ部17の1		灯 1,750 軽 7,750			9.5	9,700×1
20	株式会社中部資源再開発	太田原ヌ字6番地		軽 9,600			9.6	9,600×1
21	通商燃料株式会社	天坂乙2字18番地	ガ 19,100	灯 9,500 軽 9,600			114.6	9,600×2 9,500×2
22	北能産業株式会社	柳田仁部59の3	ガ 12,480	灯 19,200 軽 11,620			93.22	9,600×4 4,900×1
23	柳田建設株式会社	当目ロ字67-2	ガ 600	軽 600			3.6	
24	おおぞら農業協同組合 上町給油所	天坂へ部17	ガ 30,000	灯 20,000 軽 10,000	廃油、オイル 3,000		181.5	30,000×2 2,000×1

休止中

(2) 一般取扱所

単位：リットル

No.	名称	設置場所	品名及び数量				指定数量 の倍数	埋設 タンク
			第1石油類	第2石油類	第3石油類	第4石油類		
1	石川サンケン株式会社 能登工場	上7-1	メタノール 2,100				10.5	
2	コメリハード&グリーン 内浦店	松波口3-1		灯 29,500			29.5	29,500×1
3	旧能登町立真脇小学校							3000×1
4	能登町立柳田小学校	柳田礼部2番1地		灯 7,000			7.0	7000×1
5	石川県立能登高等学校 鳳柳寮	柳田イ部3番地		灯 3,000			3.0	3000×1
6	石川県漁業協同組合 小木支所	小木34字7番地			重 128,000		64.0	
7	キョーワ株式会社	越坂12字23番1地	シンナー 1,100				5.5	
8	能登町立松波小学校	松波15字80番地		灯 1,900			1.9	1900×1
9	能登七見健康福祉の郷 なごみ	七見ツ字100番地		灯 1,300			1.3	
10	有限会社 大沢商店	松波26-57乙の1		灯 2,000 軽 2,000	重 3,000		5.5	
11	奥能登クリーン組合 (RDF棟)	上町タ字7番地		灯 2,781			2.78	20000×1
12	北能産業株式会社	柳田仁部59の3		灯 4,000 軽 4,000			8.0	
13	株式会社上野喜八商店	宇出津ウ字79番地		灯 7,500 軽 7,500	重 15,000		22.5	
14	公立宇出津総合病院	宇出津タ字97番地		軽 3,365			3.36	
15	能登町役場	宇出津ト字50番地1		軽 1,296			1.29	
16	有限会社 神谷石油	藤波15の9番地		灯 9,500	重 4,000		11.5	
17	能登町立小木中学校	小木1丁目1番地の1		灯 1,900			1.9	1900×1
18	能登町立松波中学校	松波16-26		灯 4,000			4.0	4000×1

休止中

(3) 屋外貯蔵所

単位：リットル

No.	名称	設置場所	品名及び数量				指定数量 の倍数
			第1石油類	第2石油類	第3石油類	第4石油類	
1	有限会社大澤商店	松波26-57乙の1		灯 4,000	重 3,800		5.9
2	石川県漁業協同組合 小木支所	小木34字7番地				ギヤー油 18,000	3.0

(4) 屋内貯蔵所

単位：リットル

No.	名称	設置場所	品名及び数量				指定数量 の倍数
			第1石油類	第2石油類	第3石油類	第4石油類	
1	石川サンケン株式会社 能登工場	上7-1	メタノール 5,000 エタノール 1,000 エタノール混合 300 エタノール廃液 1,200				18.75
2	石川サンケン株式会社 能登工場	上7-1	メタノール 5,600				14.00
3	キョーワ株式会社	越坂12字23番1地	シンナー 1,980				9.9
4	石川県漁業協同組合 能都支所	宇出津7字163番地				潤滑油 6,000	1.0

(5) 地下タンク貯蔵所

単位：リットル

No.	名称	設置場所	品名及び数量				指定数量 の倍数	埋設 タンク
			第1石油類	第2石油類	第3石油類	第4石油類		
1	有限会社大澤商店	松波26-57乙の1		灯 10,420 軽 10,420	重 10,420		26.68	10420×3
2	興能信用金庫 本店	宇出津△字45番ノ1地		灯 6,000			6.0	6,000×1
3	NTT能都営業所→ NTT西日本能都電話交換所	宇出津△字80番地		軽 1,500			1.5	1,500×1
4	県立養護老人ホーム鳳寿荘	藤波井48-1		灯 15,000			15	15,000×1
5	石川県水産総合センター	宇出津新港3丁目7番地		灯 4,000			4.0	4,000×1
6	柳田老人福祉センター 山せみ荘	黒川33-60			重 3,000		1.5	3,000×1
7	グループホーム長寿の郷	布浦ノ字10番地3		灯 1,500			1.5	1,500×1
8	能登七見健康福祉の郷 なごみ	七見ツ字100番地		灯 16,000			16.0	16,000×1
9	ラプロ恋路	恋路3丁目18番地		灯 3,000			3.0	3,000×1
10	能登町老人福祉センター笹 ゆり荘	柳田梅部198番地		灯 5,000			5.0	5,000×1
11	能登町真脇遺跡縄文館	真脇48字100番地		灯 1,900			1.9	1,900×1
12	能登町真脇遺跡研修施設 真脇ボーレボーレ	真脇19字110番		灯 1,950			1.95	1,950×1
13	ホテルのとさんぷら	越坂11字51番地			重 10,000		5.0	10,000×1
14	特別養護老人ホーム第二長 寿園(新館)	布浦ノ字10番地3		灯 1,500			1.5	1,500×1
15	特別養護老人ホーム第二長 寿園(本館)	布浦ノ字10番地3		灯 5,000			5.0	5,000×1
16	能登ショッピングタウンアルブ	宇出津新港2丁目7番地			重 10,000		5.0	10,000×1
17	日本海倶楽部	立壁92		灯 10,000			10.0	10,000×1
18	石川県立能登少年自然の家	九里川尻16-20			重 6,000		3.0	6,000×1
19	国民宿舎 能登やなぎだ荘	柳田知部1番地			重 10,000		5.0	10,000×1
20	能登町屋内テニスコート (ウェーブのと)	藤波23字1の1			重 20,000		10.0	20,000×1
21	榊ホテル ニュー百楽荘	越坂11字34番地			重 10,000		5.0	10,000×1
22	石川県立能登高等学校	宇出津マ字106番地の7		灯 5,000			5.0	5,000×1
23	石川県立能登高等学校 柳 田校舎	柳田イ部3番地			重 10,000		5.0	10,000×1
24	有限会社 神谷石油店	藤波15の9番地		灯 20,000			20.0	20,000×1
25	能登町役場	宇出津ト字50番地1		軽 4,000			4.0	4,000×1
26	公立宇出津総合病院	宇出津△字97番地		軽 10,000	重 20,000		10.0	20,000×1
27	能登三郷生活環境振興組 合 能登三郷斎場	藤ノ瀬二字30番1地		灯 3,000			3.0	3,000×1
28	奥能登クリーン組合(RDF 棟)	上町△字7番地		灯 34,000			34.0	14,000×1

(6) 屋外タンク貯蔵所

単位：リットル

No.	名称	設置場所	品名及び数量				指定数量 の倍数
			第1石油類	第2石油類	第3石油類	第4石油類	
1	石川県漁業協同組合 小木支所 No.4タンク	小木34字7番地			重 990,000		495.0
2	石川県漁業協同組合 小木支所 No.5タンク	小木34字7番地			重 468,000		234.0
3	石川県漁業協同組合 内浦出張所 NO1タンク	松波10-119		軽 28,500			28.5
4	石川県漁業協同組合 内浦出張所 NO2タンク	松波10-119		軽 20,000			20.0
5	有限会社神谷石油	藤波28字209			重 20,000		10.0
6	石川県漁業協同組合 能都支所	宇出津7字163番地		軽 58,000	重 19,000		67.5
7	北能産業株式会社	柳田花部48番地		灯 15,000 軽 15,000			30.0

(7) 移動タンク貯蔵所

単位：リットル

No.	名称	設置場所	品名及び数量				指定数量 の倍数
			第1石油類	第2石油類	第3石油類	第4石油類	
1	株式会社 サンテック	布浦コ字14番地		灯・軽 1,900			1.9
2	五十嵐石油店	鵜川22-58-1		灯 2,000 軽 2,000			4.0
3	上野喜八商店	宇出津ウ字79番地		灯 3,000			3.0
4	上野喜八商店	宇出津ウ字79番地			重 4,000		2.0
5	上野喜八商店	宇出津ウ字79番地		灯 1,900			1.9
6	(有)神谷石油店	藤波60-5		灯 3,000			3.0
7	ひめのや商店	姫10字219番地		灯 1,900			1.9
8	おおぞら農業協同組合 上町給油所	天坂へ部17		軽 3,000			3.0
9	北能産業株式会社 柳田給油所	柳田仁部59の3		軽 2,000			2.0
10	北能産業株式会社 柳田給油所	柳田仁部59の3		灯 1,940			1.9
11	北能産業株式会社 柳田給油所	柳田仁部59の3		灯 1,940			1.9
12	北能産業株式会社 柳田給油所	柳田仁部59の4		軽 2,500			2.5
13	石岡石油店	市ノ瀬11-14-1		灯 1,940			1.9
14	石川県漁業協同組合 小木支所	小木34字7番地			重 16,000		8.0
15	通商燃料株式会社	天坂乙2字18番地		灯 1,000 軽 1,000	重 1,000		2.5
16	通商燃料株式会社	天坂乙2字18番地		灯・軽 2,000	又は重1,000		0.5～2.0
17	数馬石油 株式会社	宇出津タ字70番地7		灯 1,350			1.3
18	数馬石油 株式会社	宇出津タ字70番地7		灯 1,940			1.9
19	内浦農業協同組合 木郎給油所	行延256番地		灯 1,900			1.9

2 高圧ガス貯蔵所

名称	事業所所在地	事務所所在地	事業区分	ガス名	備考
県漁協小木支所	小木34-1-2	小木34-11	製造所(冷凍)	アンモニア	107.92
石川サンケン内浦工場	上7-1	羽咋郡志賀町末吉小崎10	製造所(一般)	窒素	7.3

3 高圧ガス製造所

単位：トン

名称	事業所所在地	事務所所在地	事業区分	ガス名	備考
県水産総合センター	宇出津新港3丁目7番地	金沢市鞍月1丁目1番地	製造所(一般)	フロン22	59.2

4 簡易ガス事業供給地点群

ガス供給者		供 給 先			
名称	所在地	所在地	名称	貯蔵量	対象戸数
北日本プロパンガス	富山市大手町4-8	布浦拓4-6	雇用促進住宅内浦宿舍	1,500㎡	81戸
松村物産(株)	金沢市広岡2-1-27	五郎左エ門分	特別老人ホームこすもす	2,800㎡	
教馬石油(株)	宇出津タ-74-9	上町	柳田温泉病院	5,800㎡	

5 プロパンガス貯蔵取扱所

名称	取扱品目	所在地	電話番号
内浦町農業協同組合農産物直売所	プロパンガス	行 延	72-2678
五十嵐石油	プロパンガス	七 見	67-1516

6 トンネル(延長100m以上)

路線名	箇所(字)	名称	延長(m)	幅(m)	高さ(m)	完成年月	警報装置数	電話数	消火器	備考
町道小木市之瀬1号線	小木	小木トンネル	158.3	6	3.6	S40				
町道小木市之瀬1号線	小木～市之瀬	市之瀬トンネル	136.0	6.6	4.0	H10				
(主)能都内浦線	小木	九十九湾トンネル	309.0	10.0	4.7	H3				
町道1級姫1号線	小木～姫	姫小木トンネル	160.0	9.75	4.7	H7				
町道1級 藤波宇出津2号線	宇出津	宇出津第1 ずい道	137.0	5.5	4	S33				
町道1級 藤波宇出津2号線	宇出津	宇出津第1歩道 ずい道	155.0	3.5	3.2	S47	1			押釦4 カメラ4
町道1級 宇出津8号線	宇出津	宇出津第2 ずい道	125.0	7.3	4	S40				
町道真脇姫1号線	姫	姫ずい道	175.3	4.7	4.6	S42				
(国)249号	宇出津山分	松峰ずい道	156.0	7.5	4.5	S35				
(国)249号	藤波	新宇出津ずい道	680.0	9.5	4.7	S63	1	4	0	
(主)珠洲穴水線	太田原	能都太田原1号トンネル	262.0	10.8	4.7	H8				
(主)珠洲穴水線	太田原	能都太田原2号トンネル	159.0	10.8	4.7	H8				
(国)249号	小垣	高鳥トンネル	146.0	10.7	4.7	H16				
(主)能都内浦線	真脇	真脇トンネル	311.0	8.5	4.5	H30				
(一)五十里深見線	五十里～北河内	北河内トンネル	806.0	8.0	4.7	H17.6	6	9		

7 土砂災害（特別）警戒区域内の教育施設

地区	施設名	所在地	対象となる土砂災害(特別)警戒区域名	備考
小木地区	小木小学校	能登町字小木4字16番地	東町(急)	
柳田地区	柳田小学校	能登町字柳田礼部2番1地	笹川(急)	
	柳田中学校	能登町字柳田礼部3番地	笹川(急)	
宇出津地区	宇出津小学校	能登町字宇出津ム字1番地	仙人町(急)	
	能都中学校	能登町字藤波14字35番地	藤波2号(急)	
鶴川地区	鶴川小学校	能登町字鶴川25字28番地	鶴川1号(急)、天神町3号(土)	

凡例

(土砂災害の種類) 区

(土)・・・土石流

(急)・・・がけ崩れ

(地)・・・地すべり

8 土砂災害（特別）警戒区域内の要配慮者利用施設

地区	施設名	所在地	対象となる土砂災害(特別)警戒区域名	備考
小木地区	小木デイサービスセンター	能登町字小木15字42番地2	東町(急)	
柳田地区	柳田保育所	能登町字柳田口部245-1	野田(地)	
	老人福祉センター 笹ゆり荘	能登町字柳田梅部198番地	笹川(急)	
上町地区	特別養護老人ホームこすもす	能登町字五郎左エ門分藤17番地	影田川3号(土)	
高倉地区	ケアホームいるか乃里	能登町字姫3丁目18番地	姫2号(土)、姫7号(土)	
宇出津地区	しらさぎ保育所	能登町字宇出津二字22番地	昭和町(急)	
	就労継続支援センターおおとり	能登町字宇出津ウ字10番地1	田の浦(急)	

凡例

(土砂災害の種類) 区

(土)・・・土石流

(急)・・・がけ崩れ

(地)・・・地すべり

9 洪水浸水想定区域内の教育施設

地区	施設名	所在地	対象河川	備考
柳田地区	柳田小学校	能登町字柳田礼部1002番1地	町野川	

10 洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設

地区	施設名	所在地	対象河川	備考
柳田地区	老人福祉センター 笹ゆり荘	能登町字柳田梅部198番地	町野川	
	能登就労支援事業所 やなぎだハウス	能登町字柳田梅部104番地	町野川	

第4章 消防に関する資料

第4章 消防に関する資料

1 消防職員の構成及び人員

令和4年4月1日現在

能登消防署	階級	消防司令長	消防司令	消防司令補	消防士長	消防副士長	消防士	計
	人員	1	2	4	2	4	3	16
内浦分署	階級	消防司令長	消防司令	消防司令補	消防士長	消防副士長	消防士	計
	人員		2	2	2	3	1	10
宇出津分署	階級	消防司令長	消防司令	消防司令補	消防士長	消防副士長	消防士	計
	人員	1	3	3	1	4	6	18
消防本部出向	階級	消防司令長	消防司令	消防司令補	消防士長	消防副士長	消防士	計
	人員		1	1	2	2		6

2 消防団の組織及び人員

令和4年4月1日現在

階級 配地	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	機能別	計
団本部	1	3			2	1	7		14
小計	1	3	0	0	2	1	7	0	14

階級 配地	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	機能別	計
宇出津1			1	1	1	2	11	1	17
宇出津2			1	1	1	2	11	2	18
三波			1	1	1	2	12	2	19
鶴川			1	1	2	4	13	1	22
山田			1	1	1	1	5		9
神野			1	1	1	1	7	1	12
高倉			1	1	2	3	15		22
小計			7	7	9	15	74	7	119
松波			1	1	1	3	18	1	25
小木			1	1	2	3	12		19
白丸			1	1	1	2	5		10
秋吉			1	1	1	3	8		14
不動寺			1	1	1	2	8		13
小計			5	5	6	13	51	1	81
柳田			1	1	1	3	10	1	17
上町			1	1	2	2	11	1	18
岩井戸			1	1	1	2	11		16
小間生			1	1	1	2	10	1	16
小計			4	4	5	9	42	3	67
合計	1	3	16	16	22	38	174	11	281

3 消防団担当区域

人口：令和5年2月1日現在

分団名	世帯数	人 口	担 当 区 域
松波分団	868	1899	松波、恋路、布浦（九ノ里を除く）、上、福光、滝之坊、田代、駒渡
小木分団	945	2038	小木、市之瀬、越坂、明野
白丸分団	303	591	立壁、四方山、白丸、内浦長尾、新保
秋吉分団	121	264	九里川尻、秋吉、清真、河ヶ谷、布浦（九ノ里）
不動寺分団	195	445	宮犬、不動寺、行延、時長、泉、山中、満泉寺、国重
宇出津第一分団	1,778	3,783	宇出津、宇出津新、宇出津山分、崎山一丁目、崎山二丁目、崎山三丁目、崎山四丁目、宇出津新港一丁目、宇出津新港二丁目、宇出津新港三丁目
宇出津第二分団			
三波分団	302	619	藤波、波並、矢波、猪平、黒郷
高倉分団	492	1,007	姫、真脇、小浦、羽根、大沢、羽生
神野分団	222	434	藤ノ瀬、宇加塚、鶴町、曾又、吉野
鶴川分団	429	891	七見、鶴川、柿生天、小垣
山田分団	350	701	柿生地、柿生人、瑞穂、俎倉、山田、宮地、鮭尾、柏木、太田原、本木、武連
柳田分団	559	1,321	柳田、笹川、石井、国光、鴨川、十郎原
上町分団	377	876	上町、天坂、合鹿、寺分、五郎左エ門分、神和住、中斉、斉和
小間生分団	162	352	小間生、上長尾、鈴ヶ嶺、久田、桐畑
岩井戸分団	151	337	五十里、当目、北河内、黒川、大箱

4 町内配置ポンプ自動車等

令和4年4月1日現在

【消防署】

所属	車種	登録番号	車体メーカー	総排気量(L)	型式	ポンプ性能級別	登録年月	車齢	備 考
能登消防署	水槽付ポンプ車	石川 800 は 871	日野	6.40	水-Ⅱ型	A-2	H29.3	5.1	4WD・水2000L・小型ポンプ・手動ホースカー・圧縮空気泡装置
	救急車	石川 800 す 15	トヨタ	2.69	高規格	-	H30.3	4.1	4WD
	林野工作車	石川 800 さ 972	いすゞ	4.98	林野工作	-	H12.3	22.1	4WD・クレーン2.9t
宇出津分署	普通ポンプ車	石川 800 さ 7983	日野	4.00	CD-1型	A-2	H22.12	11.4	4WD・小型ポンプ・電動ホースカー
	水槽付ポンプ車	石川 800 は 1001	日野	5.12	水-Ⅱ型	A-2	R3.12.20	0.4	4WD・水2000L・小型ポンプ・手動ホースカー
	救急車	石川 800 さ 8234	トヨタ	2.69	高規格	-	H24.2	10.2	4WD
	救急車	石川 800 す 877	ニッサン	2.48	高規格	-	R3.3.12	1.1	4WD(パートタイム)
内浦分署	水槽付ポンプ車	石川 800 は 834	日野	6.40	水-Ⅱ型	A-2	H28.3	6.1	4WD・水2000L・小型ポンプ
	救急車	石川800さ 8543	トヨタ	2.69	高規格	-	H25.2	9.2	4WD

【消防団】

所属	車種	登録番号	車体 メーカー	総排 気量 (L)	型式	ポンプ 性能 級別	登録 年月	車齢	備 考
松波	普通 ポンプ車	石川 830 さ 1901	日野	4.00	CD-1型	A-2	H19.01	15.3	4WD・小型ポンプ
小木	普通 ポンプ車	石川 830 さ 1612	日野	4.00	CD-1型	A-2	H16.12	17.4	4WD・小型ポンプ
白丸	普通 ポンプ車	石川 830 さ 3002	日野	4.00	CD-1型	A-2	H30.2	4.2	4WD・小型ポンプ
秋吉	普通 ポンプ車	石川 830 さ 2903	トヨタ	4.00	CD-1型	A-2	H29.3	5.1	4WD・小型ポンプ
不動寺	普通 ポンプ車	石川 800 さ 1712	日野	4.00	CD-1型	A-2	H17.12	16.4	4WD・小型ポンプ
宇出津1	普通 ポンプ車	石川 830 さ 1911	日野	4.00	CD-1型	A-2	H19.11	14.5	4WD・小型ポンプ
宇出津2	普通 ポンプ車	石川 830 さ 2312	日野	4.00	CD-1型	A-2	H23.12	10.4	4WD・小型ポンプ
高倉	普通 ポンプ車	石川 830 さ 2010	日野	4.00	CD-1型	A-2	H20.10	13.6	4WD・小型ポンプ
三波	普通 ポンプ車	石川 830 そ 373	トヨタ	4.00	CD-1型	A-2	H26.12	8.4	4WD・小型ポンプ
鶴川	普通 ポンプ車	石川 830 さ 2210	日野	4.00	CD-1型	A-2	H22.10	11.6	4WD・小型ポンプ
山田	普通 ポンプ車	石川 800 さ 5564	トヨタ	4.00	CD-1型	A-2	H17.2	17.2	4WD・小型ポンプ
神野	普通 ポンプ車	石川 830 ち 2603	トヨタ	4.00	CD-1型	A-2	H26.3	8.1	4WD・小型ポンプ
柳田	普通 ポンプ車	石川 830 さ 2108	日野	4.00	CD-1型	A-2	H21.8	11.8	4WD・小型ポンプ
上町	普通 ポンプ車	石川 830 さ 2803	トヨタ	5.24	CD-1型	A-2	H28.3	6.1	4WD・小型ポンプ
小間生	普通 ポンプ車	石川 830 さ 3132	日野	5.24	CD-1型	A-2	H31.2.26	3.2	4WD・小型ポンプ
岩井戸	普通 ポンプ車	石川 830 さ 2411	トヨタ	4.00	CD-1型	A-2	H24.11	10.5	4WD・小型ポンプ

所属	車種	登録番号	車体 メーカー	総排 気量 (L)	型式	ポンプ 性能 級別	登録 年月	車齢	備 考
能登指令1	指揮 広報車	石川 800 さ 9751	トヨタ	2.69	-	-	H29.3	5.1	4WD
宇出津広報1	広報車	石川 800 す 859	ニッサン	2.48	-	-	R3.2.24	1.2	4WD
能登広報1	広報車	石川 480 さ 9452	ダイハツ	0.65	-	-	H29.8	4.8	4WD
内浦広報1	広報車	石川 400 ち 3351	トヨタ	1.49	-	-	H30.5.31	4.9	4WD
宇出津広報2	防災 活動車	石川 880 あ 386	ニッサン	0.65	-	-	H25.02	9.2	4WD
予備車	普通 ポンプ車	石川 800 さ 4424	三菱	5.24	CD-1型	A-2	H15.9	18.6	4WD

5 消防用器具一覧表

令和4年4月1日現在

区分・種別		内浦 分署	内浦地区 消防団	宇出津 分署	能都地区 消防団	能登 消防署	柳田地区 消防団	合計
小型動力ポンプ		2	5	2	15	1	5	30
山林火災用消火ポンプ		0	5	0				5
可搬式散水装置		3	88	6	79	9	60	245
組立水槽		5	5	12	7	9		38
発電機		2	5	3		3	5	18
携帯電話充電器		3		4		3		10
ラインプロポーションナー		1		2		1		4
化学消火服		0						0
発泡器		2	5	3		1		11
油中和剤(㍑)		54		17		36		107
油吸着マット(枚)		230		500		200		930
蛋白系泡消火薬剤(㍑)	3%		400		780			1180
界面活性系泡消火剤(㍑)	3%	260		120	500	140	160	1180
水性膜消火薬剤(㍑)		40		320				360
ホース65mm		41	303	82	467	73	228	1194
ホース50mm		28		42	60	35		165
充電器		1		0		1		2
刈払機		1	5	4	7	1	0	18
一般救助用	三連梯子	2	5	2		4		13
	かざ付梯子	0		1				1
	救助用マット			0				0
	救命縛帯	2		1		4		7
	平担架			2		0	0	2
重量物排除用	油圧ジャッキ			0		1		1
	油圧スプレッダー	1		0		1		2
	可搬式ウインチ	1		0		2		3
	エアージャッキ	2		0		1		3
切断用	エンジンカッター	1		1		2		4
	チェーンソー	2		2	7	3	0	14
	油圧カッター	1		0		2		3
破壊用	万能斧	3	2	4		3		12
	ハンマー	1		3		3	0	7
測定用	可燃性ガス測定器					1		1
呼吸器保護用	空気呼吸器	4		8		9		21
	呼吸器用ボンベ	6		27		11		44
水難用	救命胴衣	6	25	11		11	25	78
	救命浮輪	3		5		4		12
	ゴムボート			1				1
	船外機			2				2
	潜水用具一式			10				10
	潜水用予備ポンベ			11				11
その他	投光器	3	5	4	7	4	7	30
	携帯拡声器	2		4		2	2	10
	エアータント			1				1
	滑車			0		2		2

6 消防水利の現況

令和4年4月1日現在

区分 地区別	防火水槽 (消防水利の基準)				消火栓 (消防水利の基準)		その他	
	40m ³ 以上		60m ³ 以上		管径150mm 以上	管径150mm 未満	河川海水 ため池	プール
	有蓋	無蓋	有蓋	無蓋				
松波地区	17			1	4	35	2	1
小木地区	13				11	43	4	1
白丸地区	8				5	22	4	
秋吉地区	6				0	5		
不動寺地区	13				2	18	1	
小計	57	0	0	1	22	123	11	
宇出津地区	27	1	0		18	126	7	
高倉地区	9				14	44	4	
三波地区	11		0		16	40	3	
鵜川地区	8				2	49	3	
山田地区	29				14	78	2	
神野地区	16				14	75		
小計	100	1	0	0	78	412	19	
柳田地区	42				47	63	3	1
上町地区	33				13	63	2	
小間生地区	26				2	26		
岩井戸地区	24		0		16	23		
小計	125	0	0	0	78	175	5	
合計	282	1	0	1	178	710	35	3
総合計	284							

- ・消防水利の基準改正（平成17年6月13日）
- ・消防水利の基準において、消火栓は配管口径150mm以上のものをいう。
- ・準市街地における河川等の取水可能距離は140m
- ・各地区は分団管轄区域とする。

第5章 防災上必要な施設及び設備等

第5章 防災上必要な施設及び設備等

1 指定避難所

番号	地区	避難所名	開放予定場所	所在地	避難を要する地域	連絡先
1	内浦	松波小学校	体育館	松波15字80番地	松波・秋吉・白丸・不動寺地区	72-0051
2		松波中学校	体育館	松波16字26番地	松波・秋吉・白丸・不動寺地区	72-0004
3		松波公民館	和室/調理室	松波13字75番地1	松波地区	72-1819
4		石川県立能登産業技術専門校	体育館	松波3-60-3	松波地区	72-0184
5		内浦体育館	体育館	布浦拓20番地4	松波地区	72-0200
6		秋吉公民館	館内	秋吉7字57番地	秋吉地区	72-0006
7		白丸コミュニティ施設	館内	白丸2字17番地	白丸地区	72-0279
8		不動寺公民館	施設内	不動寺8字200番地1	不動寺地区	72-0059
9		小木小学校	体育館	小木4字16番地	小木地区	74-0040
10		小木中学校	体育館	小木1丁目1番地1	小木地区	74-0064
11		小木地域交流センター	多目的ホール	小木15字30番地1	小木地区	74-0194
12		能登勤労者プラザ	体育館	越坂11-51	小木地区	74-0051
13	能都	旧真脇小学校	施設内	真脇33字25番地	高倉地区	62-8537
14		姫交流センター	館内	姫10字250番地	高倉地区	—
15		高倉公民館	体育館	姫12字36番地	高倉地区	62-0625
16		宇出津小学校	所内	宇出津ム字1番地	宇出津・神野地区	62-0037
17		能都中学校	施設内	藤波14字35番地	宇出津・神野地区	62-0163
18		能都体育館	施設内	崎山1丁目1番	宇出津・神野地区	62-3567
19		ひばり保育所(仮設園舎)	ホール	崎山4丁目1番地	宇出津地区	62-1502
20		しらさぎ保育所	施設内	宇出津二字22番地	宇出津地区	62-0304
21		崎山山村開発センター	体育館	崎山1丁目1番地	宇出津地区	62-3567
22		こどもみらいセンター	体育館	宇出津タ字46番地1	宇出津地区	62-1503
23		コンセールのと	体育館	宇出津ト字29-2	宇出津地区	62-3458
24		老人憩いの家たなぎ荘	所内	宇出津ウ字1010番地1	宇出津地区	62-3562
25		石川県立能登高等学校	第1・2体育館	宇出津マ字106番地7	宇出津地区	62-0544
26		神野公民館	体育館	鶴町11字13番地1	神野地区	62-0898
27		屋内テニスコート(ウェーブのと)	館内	藤波23字1番地	三波地区	62-3884
28		三波公民館	館内	波並3字113番地	三波地区	62-0807
29		鵜川小学校	館内	鵜川25字28番地	鵜川・瑞穂地区	67-1122
30		鵜川公民館	施設内	鵜川18字128番地	鵜川地区	67-1919
31		鵜川保育所	所内	鵜川20字24番地	鵜川地区	67-1623
32		能登七見健康福祉の郷「なごみ」	体育館	七見ツ字100番地	鵜川地区	67-8200
33		瑞穂公民館	ホール	瑞穂10字166番地	瑞穂地区	67-2941
34	柳田	柳田小学校	体育館	柳田礼部2番1地	柳田・上町・岩井戸・小間生地区	76-0015
35		柳田中学校	体育館	柳田礼部3番地	柳田・上町・岩井戸・小間生地区	76-1215
36		柳田体育館	体育館	柳田梅部55番地	柳田・上町・岩井戸・小間生地区	76-1559
37		柳田保育所	所内	柳田口部245-1	柳田地区	76-0154
38		柳田公民館	館内	柳田仁部54番地	柳田地区	76-0313
39		上町公民館	館内	上町8字505番地	上町地区	76-0249
40		上町公民館合鹿分館	館内	合鹿28字65番地	上町地区	—
41		岩井戸公民館	館内	黒川26号11番地	岩井戸地区	76-0226
42		小間生公民館	館内	小間生梅部89番地1	小間生地区	76-0275

(注) 指定避難所は上記のとおりとするが、災害の規模及び状況等によりその他の施設として、保育所、公民館、地区集会所、小・中学校、屋外運動場及び公園等を使用する。

2 指定緊急避難場所

NO	施設・場所名	住所	管理担当 連絡先	対象とする異常な現象の種類					指定避難所 との重複	想定収容人 数
				洪水	土砂 災害	高潮	地震	津波		
1	恋路集会所周辺	恋路6-22付近	—	○		○		○		509
2	ラプロ恋路駐車場	恋路3-18	72-1234	○	○	○	○	○		2,025
3	松岡寺駐車場	松波3-80	72-0048	○	○	○		○		767
4	石川県立能登産業技術専門校	松波3-60-3	72-0184	○	○	○		○	○	333
5	松波城址公園	松波3付近	—	○				○		2,266
6	松波公民館	松波13字75番地1	72-1819	○	○	○	○	○	○	54
7	御坊山(平尻町)	松波12付近	—					○		850
8	松波キッズセンター	松波13字50番地の2	72-0269	○	○	○		○		121
9	光明院	上23-28	72-0290	○	○	／		／		100
10	もちの木田地周辺	布浦又23付近	—					○		650
11	赤崎コミュニティセンター周辺	布浦二字36-1	—	○	○	○	○	○		274
12	能登自動車学校横交差点	布浦夕付近	—					○		762
13	松波小学校	松波15-80	72-0051	○	○	○	○	○	○	2,835
14	松波中学校	松波16-26	72-0004	○	○	○	○	○	○	3,456
15	比那神社周辺	布浦ム付近	—	○	○	○		○		540
16	白山神社周辺高台	布浦才付近	—	○	○			○		249
17	内浦体育館	布浦拓20-1	72-0200		○	○			○	1,482
18	火葬場跡地周辺	九里川尻付近	—					○		694
19	秋吉公民館	秋吉7字57番地	72-0006	○	○	○		○	○	1,178
20	立壁・四方山台地	立壁1付近	—					○		895
21	遍照寺周辺	白丸5-72	72-1841	○	○	○		○		1,004
22	菅原神社周辺	白丸9付近	72-0806	○	○	○		○		360
23	白丸コミュニティ施設周辺	白丸2-17	72-0279	○	○	○	○	○	○	1,260
24	内浦長尾台地	内浦長尾7付近	—					○		852
25	五色ヶ浜周辺高台	新保6-19	—					○		757
26	新保大山周辺	新保0付近	—					○		557
27	弥勒院	宮犬16-33-甲	72-0710	○	○	／		／		85
28	不動寺公民館	不動寺8字200番地1	72-0059	○		／		／	○	108
29	越坂、越坂口バス停周辺	新保6付近	—					○		1,476
30	新保集会所周辺	新保1付近	—	○	○	○		○		335
31	吹上登り口周辺	新保12付近	—					○		746
32	能登勤労者プラザ	越坂11-51	74-0051	○	○	○	○	○	○	441
33	小本浄化センター周辺	小本十字5-1	—					○		1,514
34	高瀬台地	小本1付近	—					○		3,066
35	日和山公園	小本十九-7付近	—					○		412
36	小本中学校	小本1-1-1	74-0064	○	○	○	○	○	○	941
37	小本短トンネル交差点	小本四周辺	—					○		1,926
38	小本地域交流センター	小本15-30-1	74-0194	○		○	○	○	○	327
39	小本小学校	小本4-16	74-0040	○	○	○	○	○	○	433
40	犬山灯台周辺	小本十三付近	—					○		329
41	法融寺周辺	小本十-100	74-0035	○	○	○		○		288
42	石川県漁協協同組合小本漁協無線局周辺	小本八-48	—	○	○	○		○		3,256
43	姫上野台地	姫2付近	—					○		3,669
44	姫交流センター	姫10-250	—	○	○				○	366
45	高倉公民館	姫12-36	62-0625	○	○				○	235
46	旧真脇小学校	真脇33-25	62-8537	○		○	○	○	○	2,071
47	真脇集会所周辺	真脇43-24	—	○		○		○		1,127
48	旧鉄道小浦駅周辺	小浦7-30	—					○		178
49	小浦崎山	小浦12付近	—					○		295
50	旧鉄道羽根駅周辺	羽根8付近	—					○		724
51	遠島山公園	宇出津イ112付近	62-8532					○		1,019
52	老人憩いの家たなぎ荘	宇出津ウ字10-1	62-3562	○	○	○		○	○	246
53	しらさぎ保育所	宇出津二字22	62-0304			○		○	○	463
54	万寿山公園	宇出津へ108付近	—					○		416
55	こどもみらいセンター	宇出津夕字46-1	62-1503		○	○	○		○	517
56	公立宇出津総合病院	宇出津夕-97	62-1311		○	○	○	○		1,500
57	錦町周辺	宇出津イ-5付近	—					○		1,049
58	宇出津港いやさか広場	宇出津新1字197-1	—		○					967
59	コンセールのと	宇出津ト字29-2	62-3458		○		○		○	120
60	宇出津小学校	宇出津ム字1	62-0037	○	○	○	○	○	○	3,159
61	能都体育館	崎山1-1	62-3567	○	○	○	○	○	○	749
62	ひばり保育所(仮設園舎)	崎山4-1	62-1502	○	○	○		○	○	196
63	崎山台地	崎山4	—					○		2,546
64	崎山山村開発センター	崎山1-1	62-3567	○	○	○		○	○	323
65	能都中学校	藤波14-35	62-0163	○	○	○	○	○	○	1,197
66	石川県立能登高等学校	宇出津マ字106番地7	62-0544	○	○	○	○		○	824
67	農免道路(藤波～鶴川)	藤波～鶴川	—					○		24,018
68	藤波台運動公園	藤波23-1-1	62-3884	○	○	○	○	○	○	4,643
69	三波公民館	波並3-113	62-0807	○		○		○	○	59
70	旧三波小学校	波並21-2-1	—	○				○		389
71	新聞農地周辺	矢波4周辺	—					○		1,085
72	能都七見健康福祉の郷なごみ	七見ツ字100	67-8200	○	○	○	○	○	○	50
73	旧鶴川小学校跡	鶴川29-1	62-8537	○	○	○		○		2,978
74	鶴川小学校	鶴川25-28	67-1122	○		○	○	○	○	620
75	鶴川保育所	鶴川20-24	67-1623		○	○	○	○	○	248
76	浄覚寺周辺	鶴川117-35周辺	67-1510	○	○	○		○		400
77	鶴川公民館	鶴川118-128	67-1919	○	○	○			○	443
78	神野公民館	鶴町11-13-1	62-0898	○	○	／		／	○	402
79	旧瑞穂小中学校跡	瑞穂10-120	62-8537		○	／		／		461
80	瑞穂公民館	瑞穂10-166	67-2941		○	／		／	○	362
81	洞雲寺	瑞穂14-29	67-1456	○	○	／		／		92
82	最安寺	瑞穂5-91	67-1957	○	○	／		／		150
83	長龍寺	山田11-51	67-2568	○		／		／		35

84	上長尾集会所	上長尾ル2	—	○						53
85	小間生公民館	小間生梅部89番地1	76-0275		○			○		61
86	鈴ヶ嶺集会所	鈴ヶ嶺へ-29	—	○						54
87	鴨川集会所	鴨川ワ20-1	—	○	○			○		55
88	国光集会所	国光ル65-1	—	○	○			○		58
89	石井集会所	石井リ-3	—	○	○			○		66
90	笹川集会所	笹川井-20	—	○				○		67
91	柳田小学校	柳田礼部2-1	76-0015		○			○		663
92	柳田保育所	柳田口部245-1	76-0154	○				○	○	379
93	重年集会所	柳田3-26-1	—	○	○			○		55
94	五十里集会所	五十里ウ77	—					○		84
95	柳田中学校	柳田礼部3	76-1215	○				○	○	698
96	柳田体育館	柳田梅部55	76-1559		○				○	458
97	柳田公民館	柳田仁部54	76-0313		○			○	○	624
98	上町公民館	上町8-505	76-0249	○	○			○	○	657
99	旧上町保育所グラウンド	天坂い部65	—		○			○		234
100	上町公民館合鹿分館	合鹿28字65番地	—	○					○	100
101	岩井戸公民館	黒川26-11	76-0226	○	○				○	390
102	長福寺跡	柳田コ23	—	○						143
103	本両寺	小間生ル14	76-0269	○	○					144
104	願成寺	上長尾ト42	76-0273	○						75
105	能登町多目的交流センター	藤ノ瀬二字29番1地	62-4600	○	○					356
106	能登町ハーモニーセンター	宇出津ウ字13番地2	—	○						434
107	本木地区集会所	本木28字33番地3	—	○						37
108	矢波地区集会所	矢波25字32番地4	—	○	○	○				85
109	藤ノ瀬地区集会所	藤ノ瀬3字110番地7	—	○	○					87
110	城野町地区集会所	宇出津山分5字26番地	—	○	○	○		○		50
111	七見地区集会所	七見7字7番地	—	○		○				76
112	柿生地区集会所	柿生地4字12番地1	—		○					94
113	間島集会所	藤波27字115番地1	—	○						21
114	辺田の浜地区集会所	藤波ノ字66番地	—	○		○				52
115	宮地生活改善センター	宮地1字17番地1	—	○						40
116	大平地区集会所	宇出津山分25字218番地	—	○		○				25
117	宇加塚集落センター	宇加塚2字82番地2	—	○	○					33
118	猪平地区集会所	猪平53字1番地	—	○	○					23
119	羽根地区集会所	羽根8字7番地	—	○		○				27
120	鯉尾多目的集会所	鯉尾6字(下代)220番地	—	○	○					31
121	源平多目的集会所	宇出津山分17字68番地	—	○	○					13
122	柏木多目的集会所	柏木69番地	—	○	○					17
123	曾又多目的集会所	曾又7字158番地8	—	○	○					35
124	漆原多目的集会所	宇出津又字8番地7	—	○				○		82
125	小浦地区集会所	小浦10字28番地1	—	○	○					36
126	太田原地区集会所	太田原16字19の乙	—	○						9
127	畑倉地区集会所	畑倉44番地	—	○	○					14
128	田町地区集会所	宇出津ウ字23番地	—	○		○		○		94
129	当目多目的研修センター	当目38字153番地	—	○						95
130	十郎原地区集落センター	十郎原ウ部50番地	—	○						28
131	寺五地区生活改善センター	五郎左エ門分竹部20番地2	—	○						47
132	久田農業集会所	久田21字49番地	—	○	○					38
133	大箱集会所	大箱1字65番地	—	○						24
134	天坂集会所	天坂い部75番地	—	○						54
135	北河内集会所	北河内夕部55番地	—	○	○					20
136	中ノ又集会所	上町リ部123番地1	—	○	○					23
137	河ヶ谷集会所	河ヶ谷3字19番地乙	—	○	○					17
138	宮犬地区生活改善センター	宮犬12字43番地	—	○						40
139	木住多目的集会所	山田1住字45番地	—		○					28
140	斉和多目的集会所	中斉ア字77番地	—	○						75
141	野田コミュニティセンター	柳田梅部35番地1	—		○					90
142	下市之瀬集会場	市之瀬1字57番地3	—	○		○				53
143	四明ヶ丘集会所	藤波ノ字55番地70	—	○	○	○		○		55
144	程谷集会所	時長55字16番地	—	○	○					17
145	日詰集会所	柳田井部107番地	—					○		21
146	立壁集会所	立壁1字122番地	—	○	○	○		○		38
147	内浦長尾集会所	内浦長尾65番地	—	○	○			○		42
148	比那集会所	布浦ム字50番地1	—	○	○	○	○	○		40
149	旧内浦クリーンセンター車庫棟前	越坂13字6番地1	—	○	○	○	○	○		392

3 各種指定避難所運営表

(1) 能都地区

避難所種類		能 都 地 区					
広域避難所	家屋の全壊等により、居住できない方が多数となった場合の避難生活の場所以下記要件を満たす場所 ・津波浸水想定区域外 ・ヘリポート適地に隣接 ・災害備蓄品を常備又は早期配備可能 ・耐震施設	高倉地区	宇出津・神野地区		三波地区	鵜川・瑞穂地区	
		13 旧真脇小学校	16 宇出津小学校 17 能都中学校	18 能都体育館	27 屋内テニスコート	29 鵜川小学校	
準広域避難所	家屋の全壊等により、居住できない場合の避難生活の場所以上記以外の公共施設	高倉地区	宇出津地区	神野地区	三波地区	鵜川地区	瑞穂地区
		14 姫交流センター 15 高倉公民館	19 ひばり保育所(仮設園舎) 20 しらさぎ保育所 21 崎山山村開発センター 22 こどもみらいセンター 23 コンセールのと 24 老人憩いの家たなぎ荘	26 神野公民館	28 三波公民館	30 鵜川公民館 31 鵜川保育所 能登七見健 32 康福祉の郷なこみ	40 瑞穂公民館
地域一時避難所	広域・準広域避難所へ避難する前の一時的に避難する場所、地域で管理する施設(集会所等)	真脇地区集会所 羽根地区集会所 小浦地区集会所	漆原地区集会所 田町地区集会所 源平多目的集会所 大平集会所 四明ヶ丘集会所	宇加塚集落センター 藤ノ瀬地区集会所 曾又多目的集会所	辺田の浜地区集会所 間島集会所 矢波集会所 猪平地区集会所	七見地区集会所 能登町高齢者等活動施設	木住集会所 本木地区集会所 姐倉地区集会所 鮭尾多目的集会所 柏木多目的集会所
自主避難対応避難所	自主避難する方へ対応する避難場所	15 高倉公民館	21 崎山山村開発センター 23 コンセールのと	26 神野公民館	28 三波公民館	30 鵜川公民館	33 瑞穂公民館

(2) 内浦地区

避難所種類		内 浦 地 区				
広域避難所	家屋の全壊等により、居住できない方が多数となった場合の避難生活の場所以下記要件を満たす場所 ・津波浸水想定区域外 ・ヘリポート適地に隣接 ・災害備蓄品を常備又は早期配備可能 ・耐震施設	松波・秋吉・白丸・不動寺地区				小木地区
		1 松波小学校	2 松波中学校			9 小木小学校 10 小木中学校
準広域避難所	家屋の全壊等により、居住できない場合の避難生活の場所以上記以外の公共施設	松波地区	秋吉地区	白丸地区	不動寺地区	小木地区
		3 松波公民館 石川県立能登 4 産業技術専門学校 5 内浦体育館	6 秋吉公民館	7 白丸コミュニティ施設	8 不動寺公民館	11 小木地域交流センター 12 能登勤労者プラザ
地域一時避難所	広域・準広域避難所へ避難する前の一時的に避難する場所以、地域で管理する施設（集会所等）	赤崎コミュニティセンター	河ヶ谷地区集会場		宮犬地区生活改善センター	
自主避難対応避難所	自主避難する方へ対応する避難場所	3 松波公民館	6 秋吉公民館	7 白丸コミュニティ施設	8 不動寺公民館	11 小木地域交流センター

(3) 柳田地区

避難所種類		柳 田 地 区				
広域避難所	家屋の全壊等により、居住できない方が多数となった場合の避難生活の場所以下記要件を満たす場所 ・津波浸水想定区域外 ・ヘリポート適地に隣接 ・災害備蓄品を常備又は早期配備可能 ・耐震施設	柳田・上町・岩井戸・小間生地区				
		34 柳田小学校	35 柳田中学校	36 柳田体育館		
準広域避難所	家屋の全壊等により、居住できない場合の避難生活の場所以で上記以外の公共施設	柳田地区		上町地区	岩井戸地区	小間生地区
		37 柳田保育所	38 柳田公民館	39 上町公民館 40 上町公民館合鹿分館	41 岩井戸公民館	42 小間生公民館
地域一時避難所	広域・準広域避難所へ避難する前の一時的に避難する場所以で、地域で管理する施設(集会所等)	野田コミュニティセンター	重年集会所	上町地区生活改善センター	北河内集会所	久田農事集会所
		笹川集会所	石井集会所	中ノ又集会所	大箱集会所	鈴ヶ嶺集会所
		国光集会所	鴨川集会所	天坂集会所	当目多目的研修センター	上長尾集会所
		五十里集会所	十郎原集落センター	寺五地区生活改善センター 齊和多目的集会所		
自主避難対応避難所	自主避難する方へ対応する避難場所	38 柳田公民館		39 上町公民館	41 岩井戸公民館	42 小間生公民館

4 医療機関一覧

	名称	所在地	診察科目	収容能力	電話番号
能都	公立宇出津総合病院	宇出津	内科・循環器科・外科・婦人科・整形外科・耳鼻咽喉科・小児科・小児外科・眼科・神経科精神科・泌尿器科・皮膚科・脳神経外科・心臓血管外科・検診科・リハビリテーション科	100	62-1311
	公立宇出津総合病院瑞穂診療所	瑞穂	内科・外科	0	67-1647
	千間内科クリニック	宇出津	内科・循環器科	0	62-1001
	はしもとクリニック	崎山	内科・外科・リハビリ科・胃腸科	0	62-8300
	持木メディカルクリニック	宇出津	内科・外科	0	62-1210
内浦	小木クリニック	小木	内科・外科・消化器内科	0	74-1711
	升谷医院	松波	内科・小児科	0	72-1151
柳田	生垣医院	柳田	内科・小児科	0	76-0001
	柳田温泉病院	上町	内科・外科・整形外科	180	76-1223

(歯科医院)

	名称	所在地	診察科目	収容能力	電話番号
能都	岡本歯科医院	崎山	歯科	0	62-3377
	はしもとデンタルクリニック	宇出津新港	歯科	0	62-2123
	持木歯科医院	宇出津	歯科	0	62-0525
内浦	草山歯科医院	小木	歯科	0	74-1108
柳田	宮本歯科医院	柳田	歯科	0	76-0216

5 ヘリポート適地

整理 番号	所在地	ヘリポート等の名称		施設管理者 又は占有者	施設規模			広さ 幅×長さ	備考
		専用	名 称		大型	中型	小型		
1	布浦		内浦 陸上競技場	(株)能登町 ふれあい公社	○			120 × 180	場外 離着陸場
2	松波		松波小学校 運動場	能登町		○		65 × 100	
3	松波		松波中学校 運動場	能登町	○			130 × 140	
4	小木		小木小学校 運動場	能登町		○		70 × 100	
5	小木		小木中学校運動場	能登町	○			90 × 140	
6	宇出津		宇出津小学校 運動場	能登町	○			100 × 100	
7	宇出津		能登高校 運動場	石川県	○			150 × 100	
8	藤波		能都中学校 運動場	能登町	○			100 × 120	
9	鵜川		鵜川小学校 運動場	能登町	○			100 × 100	
10	藤波		藤波台 運動公園駐車場	能登町			○	50 × 80	場外 離着陸場
11	宇出津新港		宇出津新港広場	能登町			○	50 × 90	
12	柳田		町営 柳田野球場	能登町	○			90 × 110	場外 離着陸場
13	上町		柳田植物公園 駐車場	能登町	○			145 × 170	
14	上町		能登消防署	能登町		○		56 × 43	場外 離着陸場
15	宇出津		能登町営 野球場	能登町	○			127 × 109	場外 離着陸場

① 梶川、その他河川

河川名	倉庫所在地 倉庫の名称	所有者	水防倉庫担当区域		備蓄資器材		
			区域	延長	資器材名		数量
梶川 その他河川	能登町字 宇出津ハ字 128 番地 旧宇出津分署 水防倉庫	能登町	宇出津	m 両 3, 300 両 1, 700	鉄線蛇籠	本	
					玉石	m³	
					鉄線	kg	30
					たたみ（むしろ）	枚	
					麻袋	〃	320
					ナイロン土のう	〃	4, 470
					大型土のう	〃	50
					二子縄	玉	18
					杭	本	10
					丸太	〃	
					ロープ	丸	6
					ワイヤロープ	〃	2
					厚板	枚	
					釘	kg	30
					シート	枚	15
					鉄杭	本	120
					カケヤ	丁	13
					ハンマー	〃	12
					スコップ	〃	100
					ツルハシ	〃	13
一輪車	車	9					
ノコギリ	丁	10					
オノ	〃	10					
ナタ	〃	8					

② 町野川、その他河川

河川名	倉庫所在地 倉庫の名称	所有者	水防倉庫担当区域		備蓄資器材		
			区域	延長	資器材名		数量
町野川 その他河川	能登町字 柳田礼部 4 6 番地	能登町	町 野 川 水系流域	m 両 10, 000	鉄線蛇籠	本	
					玉石	m³	
	鉄線				kg	30	
	たたみ（むしろ）				枚		
	麻袋				〃	150	
	ナイロン土のう				〃	3, 700	
	大型土のう				〃		
	二子縄				玉	13	
	杭				本	60	
	丸太				〃		
	ロープ				丸	8	
	ワイヤロープ				〃	3	
	厚板				枚		
	釘				kg		
	シート				枚	10	
	鉄杭				本	60	
	カケヤ				丁	15	
	ハンマー				〃	5	
	スコップ				〃	43	
	ツルハシ				〃	5	
	一輪車				車	5	
	ノコギリ				丁	2	
	オノ				〃	2	
	ナタ				〃	25	

④ 山田川

河川名	倉庫所在地 倉庫の名称	所有者	水防倉庫担当区域		備蓄資器材		
			区域	延長	資器材名		数量
山田川	能登町字 鵜川 19 字 5-甲 能登町消防団 鵜川分団 (水防倉庫)	能登町	自 能 登 町 柿 生 (高鳥橋) 至 河口	両 2, 500 ^m	鉄線蛇籠	本	
					玉石	m ³	
					鉄線	kg	30
					たたみ (むしろ)	枚	
					麻袋	〃	360
					ナイロン土のう	〃	2, 200
					大型土のう	〃	
					二子縄	玉	5
					杭	本	
					丸太	〃	
					ロープ	丸	10
					ワイヤロープ	〃	1
					厚板	枚	
					釘	kg	30
					シート	枚	30
					鉄杭	本	102
					カケヤ	丁	10
					ハンマー	〃	10
					スコップ	〃	80
					ツルハシ	〃	15
					一輪車	車	3
					ノコギリ	丁	10
					オノ	〃	10
					ナタ	〃	5

⑤ 山田川

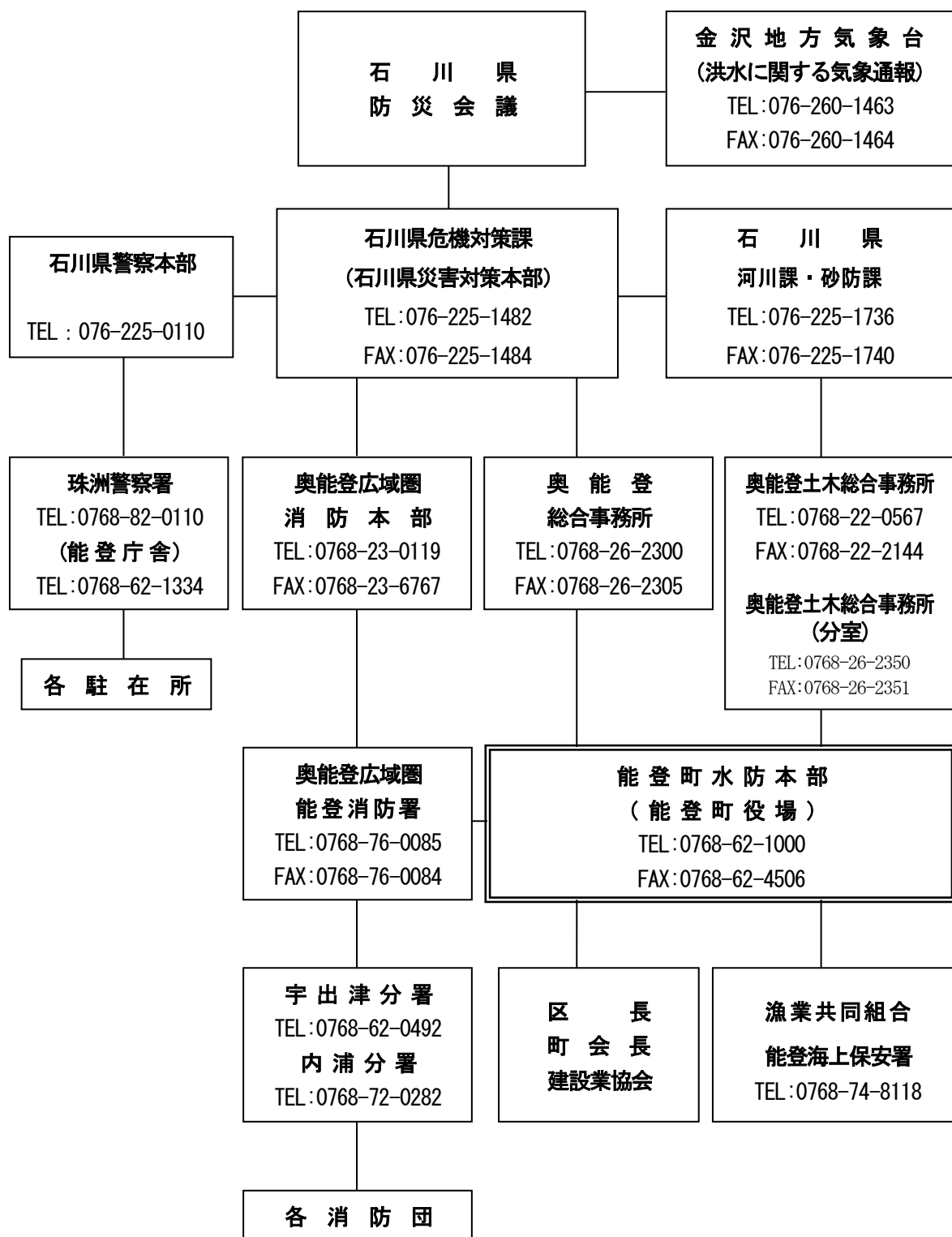
河川名	倉庫所在地 倉庫の名称	所有者	水防倉庫担当区域		備蓄資器材		
			区域	延長	資器材名		数量
山田川	能登町字瑞穂10字117-6 能登町消防団山田分団 (水防倉庫)	能登町	自能登町瑞穂 (瑞穂橋) 至能登町柿生 (高鳥橋)	m 両2,500	鉄線蛇籠	本	
					玉石	m ³	
					鉄線	kg	27
					たたみ(むしろ)	枚	
					麻袋	〃	300
					ナイロン土のう	〃	1,400
					大型土のう	〃	
					二子縄	玉	5
					杭	本	
					丸太	〃	
					ロープ	丸	11
					ワイヤロープ	〃	1
					厚板	枚	
					釘	kg	30
					シート	枚	60
					鉄杭	本	100
					カケヤ	丁	10
					ハンマー	〃	10
					スコップ	〃	71
					ツルハシ	〃	15
一輪車	車	4					
ノコギリ	丁	10					
オノ	〃	10					
ナタ	〃	5					

7 水防上重要な水門、桶門、桶管及びため池等

河川名 (水系名)	名 称	所在地	構 造	管理者	摘要
河 内 川	北河内ダム	五 十 里	自 由 越 流	奥能登土木総合事務所	
上 町 川	藤ノ瀬用水	藤 ノ 瀬	転倒ゲート	下藤ノ瀬区長	手動
〃	大 笹 池	笹 川	土 堰 堤	笹 川 区 長	
〃	羽 根 木	〃	〃	〃	
寺 田 川	矢 波	矢 波	〃	矢波生産組合	
〃	寺田川ダム	俎 倉	フィルダム	能 登 町	
薬 師 川	間 島 第 1	藤 波	土 堰 堤	藤波生産組合	
〃	間 島 第 2	〃	〃	〃	
松 波 川	せ ん 堤	坪 根	〃	坪 根 区 長	
九里川尻川	立 壁 の 池	立 壁	〃	立 壁 区 長	
真 脇 川	真 脇	真 脇	〃	真 脇 区 長	
九里川尻川	末次用水堰	不 動 寺	転倒ゲート	能 登 町	半自動
〃	緑山用水堰	九里川尻	ゴ ム 堰	〃	〃
〃	山口防災ダム	山 口	ロックフィルダム	〃	
松 波 川	福 光 ダ ム	福 光	〃	〃	

8 水防上必要な予報、警報及び通信等の連絡体制

伝達は、下記の系統により行う。



9 雨量、水位の観測所

(1) 雨量

河川名	観測所名	所在地	観測人名	電話番号
梶 川	宇 出 津	能登町 字 宇出津	奥能登土木総合事務所 テレメーター	0768-22-0567
上 町 川	柳 田	能登町 字 笹川	奥能登土木総合事務所 テレメーター	0768-22-0567
河 内 川	北河内ダム	能登町 字 五十里	奥能登土木総合事務所 テレメーター	0768-22-0567
町 野 川	黒 川	能登町 字 黒川	奥能登土木総合事務所 テレメーター	0768-22-0567
山 田 川	太 田 原	能登町 字 太田原	奥能登土木総合事務所 テレメーター	0768-22-0567
山 田 川	瑞 穂 橋	能登町 字 瑞穂	奥能登土木総合事務所 テレメーター	0768-22-0567
上 町 川	鶴 町	能登町 字 鶴町	奥能登土木総合事務所 テレメーター	0768-22-0567
松 波 川	多喜尾橋	能登町 字 松波	奥能登土木総合事務所 テレメーター	0768-22-0567
九里川尻川	末 次 橋	能登町 字 行延	奥能登土木総合事務所 テレメーター	0768-22-0567

(2) 水位の観測所

河川名	観測所名	所在地	水位の状況					付近の 堤防高 (m)	観 測 方 法	観測人名
			水防団 待機 水位 (m)	氾濫 注意 水位 (m)	避難 判断 水位 (m)	氾濫 危険 水位 (m)	危険 水位 (m)			
町野川	石井橋	能登町字石井	1.70	2.10	2.10	2.50	3.20	4.70	常 時	奥能登土木 テレメーター
上町川	笹川橋	能登町字笹川	1.60	2.20				3.10	常 時	奥能登土木 テレメーター
山田川	瑞穂橋	能登町字瑞穂	1.20	1.50				3.60	常 時	奥能登土木 テレメーター
松波川	多喜尾橋	能登町字松波	1.00	1.20				3.90	常 時	奥能登土木 テレメーター
九里川尻川	末次橋	能登町字行延	1.00	1.40				2.40	常 時	奥能登土木 テレメーター

10 ダム一覧

ダム名	用途	受益面積 (ha)	位置	建設年度	堤長 (m)	堤高 (m)	有効 貯水量(t)	左うち 防災分	管理 主体
山口防災ダム	防災	137	時長	S40～S45	110	27	348,000	348,000	能登町
福光ダム	灌漑	235	福光	S55～S63	144	37	405,000		能登町
寺田川ダム	灌漑 水道	245	俎倉	H8～H19	103.8	26.7	420,000		能登町

11 上水道施設一覧

施設名	所在地	備考
内浦浄水場	行延地内	
山口加圧ポンプ場	時長地内	
中部配水池	秋吉地内	
南部配水池	明野地内	
明野配水池（明野・羽生配水ポンプ場）	明野地内	
小木高区配水池	小木地内	
小木低区配水池	小木地内	
時長減圧槽	時長地内	
十八束加圧ポンプ場	時長地内	
羽生接合井	羽生地内	
高倉減圧槽	真脇地内	
高倉配水池	真脇地内	
姫接合井	姫地内	
姫配水池	姫地内	
小浦分水桝	小浦地内 赤坂林道沿	
小浦第1減圧槽	小浦地内 赤坂林道沿	
小浦第2減圧槽	小浦地内 赤坂林道沿	
小浦配水池	小浦地内	
矢波浄水場	矢波地内	
第1接合井	矢波地内	
鵜川配水池（瑞穂送水ポンプ場）	七見地内 林道鵜川線沿	
瑞穂第1配水池	小垣地内 林道谷屋線沿	
瑞穂第2配水池	瑞穂地内	
吉谷配水池（吉谷送水ポンプ場）	柿生地内	
武連配水池	武連地内	
本木送水ポンプ場	本木地内	
本木配水池	本木地内	
猪平配水池（神野送水ポンプ場）	猪平地内 県道矢波鈴ヶ嶺線沿	
神野配水池	鶴町地内	
藤ノ瀬配水池	鶴町地内	
第2接合井	黒郷地内	
宇出津高区配水池	宇出津地内	
宇出津高区接合井	藤波地内	
宇出津低区配水池	崎山地内	
城山配水池	宇出津山分地内 赤坂林道沿	
羽根配水池	羽根地内	
五十里浄水場	五十里地内	
五十里配水池	五十里地内	
黒川加圧ポンプ場	黒川地内	
当日送水ポンプ場	当日地内	
当日配水池	黒川地内	
大箱送水ポンプ場	大箱地内	
北河内配水池	大箱地内	
小又送水ポンプ場	北河内地内	
小又配水池	北河内地内	
極楽寺送水ポンプ場	当日地内	
極楽寺配水池（兜地送水ポンプ場）	当日地内	
兜地配水池	当日地内	
笹川送水ポンプ場	笹川地内	
笹川配水池	久田地内	
久田加圧ポンプ場	久田地内	
平床配水池	久田地内	
百万脇送水ポンプ場	柳田地内	
柳田浄水場	柳田地内	
十郎原第1配水池（送水ポンプ場）	十郎原地内	
十郎原第2配水池	十郎原地内	
中斉送水ポンプ場	十郎原地内	
中斉配水池	中斉地内	
斉和配水池	中斉地内	
谷地村加圧ポンプ場	中斉地内	
神和住送水ポンプ場	神和住地内	
神和住配水池	神和住地内	
北部配水池	石井地内	
桐畑加圧ポンプ場	小間生地内	
桐畑配水池（配水ポンプ場）	桐畑地内	
南部加圧ポンプ場	天坂地内	
南部配水池	天坂地内	
上町第1送水ポンプ場	上町地内	
上町第2送水ポンプ場	上町地内	
植物公園配水池	上町地内 柳田植物公園内	
大平受水槽	上町地内 柳田植物公園内	
合鹿第1送水ポンプ場	上町地内	
合鹿第1配水池（合鹿第2送水ポンプ場）	上町地内	
畜産総合センター送水ポンプ場	上町地内	
国重配水池	国重地内	
平体配水池	宇出津山分地内	

12 上水道指定業者一覧

令和4年11月30日現在

整理番号	指 定 事 業 者 名	住 所	電話番号 (0768)
1	鈴平建設 (株)	能登町字宇出津山分2-93	6 2 - 0 6 3 7
2	(株) 三宅配管	能登町字宇出津ノ字33-1	6 2 - 1 8 1 5
3	山道設備	能登町字宇出津7111	6 2 - 2 8 4 1
4	(有) 水上設備	能登町字宇出津山分2-35-1	6 2 - 2 8 3 9
5	蒲田金物店	能登町字宇出津新-4	6 2 - 0 3 2 4
6	(株) 鼎建設	能登町字藤波19-108	6 2 - 0 1 6 5
7	数馬石油 (株)	能登町字宇出津タ-74-9	6 2 - 0 2 3 3
8	たばた電化	能登町字宇出津△-55	6 2 - 2 1 6 5
9	上田配管	能登町字藤波1 7 - 1 8 - 1	6 2 - 3 6 0 0
10	新谷住宅設備	能登町字宇出津山分25-104	6 2 - 1 6 7 1
11	山本鉄工所	能登町字鶴川17-15-5	6 7 - 1 4 2 0
12	須美矢建設 (株)	能登町字鶴川25-5-5	6 7 - 1 0 1 1
13	(株) 蔦土木	能登町字鶴川20字1番地1	6 7 - 1 0 1 4
14	ヤマザキ工業	能登町字本木18字84番地	6 7 - 1 3 1 5
15	柳田建設 (株)	能登町字当目口字64-1	7 6 - 0 2 5 2
16	四辻管工業 (株)	能登町字笹川余部36	7 6 - 0 6 0 1
17	(有) 信田住設	能登町字柳田仁部71-1	7 6 - 0 1 5 2
18	(有) 西谷工業	能登町字柳田主部4-1	7 6 - 0 4 0 3
19	北能産業(株)	能登町字柳田仁部70番地	7 6 - 1 2 0 0
20	(有) 干場重機建設	能登町字鴨川4-1	7 6 - 1 4 6 9
21	寺西建設 (株)	能登町字柳田梅26番地1	7 6 - 0 0 1 2
22	(有) 新村商会	能登町字小木13-44	7 4 - 0 0 1 6
23	(有) アーキコミュニケーションズ	能登町字市ノ瀬1-84	7 4 - 1 1 1 4
24	金田設備	能登町字小木14-2-1	7 4 - 0 1 7 2
25	南山工務店	能登町字市之瀬5-5-1	7 4 - 1 6 1 9
26	武田設備	能登町字布浦チ-38	7 2 - 1 1 9 0
27	梶設備 (株)	能登町字新保2-19	7 2 - 0 1 7 1
28	藪下設備	能登町字新保1-18-3	7 2 - 1 2 5 2
29	天野設備	能登町字秋吉6-70	7 2 - 8 0 8 0
30	縄門設備	能登町字国重レ58	6 2 - 2 0 5 5
31	椿原工業	能登町字時長43-10-12	7 2 - 0 8 5 1
32	(有) 和光建設	能登町字松波23-30-2	7 2 - 0 0 6 8
33	イナミセツビ	能登町字松波イ-29-3	7 2 - 1 8 1 3
34	山口興建	能登町字松波イ-2-3	7 2 - 0 4 9 3
35	(株) 丸中組	珠洲市上戸町南方い-51	8 2 - 1 2 6 1
36	(株) サンユウワークス	珠洲市飯田町7-76	8 2 - 2 1 1 8
37	(株) 三百苅管工	珠洲市正院町小路と-55-2	8 2 - 1 0 7 1
38	(株) 大樹工建	珠洲市宝立町鶴飼辰部6-1	8 4 - 1 4 2 1
39	(有) 上野管工	珠洲市三崎町伏見ワ部32番地	8 8 - 2 9 0 1
40	谷設備	珠洲市上戸町南方ヨ字12番地	8 2 - 0 9 3 3
41	能登建設 (株)	珠洲市三崎町宇治ヨ部129番地1	8 2 - 8 8 0 0
42	(有) 佐竹商店	輪島市町野町曾々木724-1	(0768) 32-0146
43	北陸電気工事 (株) 七尾支店	七尾市寿町112-2	(0767) 52-3421
44	第一工業 (株)	七尾市八幡町へ部 7 2 番地 1	(0767) 57-1511
45	(有) カサハラ住設	津幡町南中条4-31-6	(076) 288-8377
46	アムズ株式会社	金沢市西泉3丁目92番地	(076) 241-6181
47	(有) 大黒設備	金沢市久安 1 丁目420番地	(076) 245-2003
48	(株) 北川設備	金沢市米泉町 3 丁目 1 番地	(076) 287-6230
49	(株) 加田設備	金沢市黒田 1 丁目 8 0 番地	(076) 249-5319
50	ナカイ設備	金沢市西金沢 1 丁目 3 7 番地	(076) 256-3731
51	(有) 山下管工	金沢市馬替二丁目194番地	(076) 294-1180
52	(株) テクノ管工	小松市安宅町ヌ48番地5	(0761) 24-6085

13 給水用機材器具保有状況

種 類	数 量	容 量(リットル)	自給水ポンプの有無	備 考
給水タンク	2	1,000	無	矢波浄水場
給水袋	100	10	—	矢波浄水場
給水タンク	1	1,000	無	内浦浄水場
簡易水槽	1	350	—	内浦浄水場
給水袋	200	10	—	内浦浄水場
ポリ容器	50	6	—	内浦浄水場
給水タンク	1	1,000	無	五十里浄水場
給水袋	100	10	—	五十里浄水場
給水袋	100	10	—	役場庁舎
給水袋	200	6	—	役場庁舎
給水袋	300	6	—	恋路倉庫

14 下水道施設一覧

施 設 名	所 在 地	事 業 名
恋路浄化センター	恋路地内	公共下水道
国重処理場	国重地内	農業集落排水
内浦南部処理場	清真地内	
不動寺浄化センター	不動寺地内	
赤崎浄化センター	布浦（鹿泊地区）地内	漁業集落排水
能都町水質浄化センター	藤波地内	公共下水道
新港中継ポンプセンター	宇出津新港地内	
柳田中央処理場	柳田地内	農業集落排水
柳田右岸処理場	笹川地内	
上町処理場	上町地内	
小間生処理場	上長尾地内	
寺五処理場	寺分地内	
岩井戸処理場	当日地内	
黒川処理場	黒川地内	
瑞穂処理場	瑞穂地内	
宇加塚処理場	宇加塚地内	
羽根小浦処理場	小浦地内	漁業集落排水
松波処理場	松波地内	公共下水道
小木処理場	小木地内	

15 下水道排水設備指定業者一覧

令和5年1月31日現在

整理番号	商号又は法人名	所 在 地	電話番号
1	山本鉄工所	能登町字鶴川17-15-5	67-1420
2	水本設備	能登町字宇出津山分4-89-2	62-2897
3	株式会社鼎建設	能登町字藤波19-108	62-0165
4	須美矢建設株式会社	能登町字鶴川25-5-5	67-1011
5	有限会社アーキコミュニケーションズ	能登町字市之瀬1-84	74-1114
6	日栄商事株式会社	金沢市南新保町ロ-35	(076)237-4325
7	有限会社森忠建設	能登町字本木8-20	67-2010
8	有限会社釣谷組	能登町字鶴川21-33	67-2157
9	ヤマザキ工業	能登町字本木18-84	67-1315
10	和田内潜建株式会社	七尾市万行町1-24	(0767)53-0773
11	有限会社佐竹商店	輪島市町野町曾々木ア-24-1	(0768)32-0146
12	ムカイ建設株式会社	能登町字松波10-21-1	72-0401
13	有限会社カサハラ住設	河北郡津幡町字南中条4-31-6	(076)288-8377
14	山道設備	能登町字宇出津ヲ-111	62-2841
15	株式会社三宅配管	能登町字宇出津レ-33-1	62-1815
16	新谷住宅設備	能登町字宇出津山分25-104	62-1671
17	藤田建設運送有限会社	能登町字宇出津ニ-27	62-0473
18	有限会社木村建設	能登町字宇出津リ-93-1	62-0198
19	蛸島工務店	能登町字宇出津ヘ-63-3	62-2551
20	四辻管工業株式会社	能登町字笹川余部36	76-0601
21	北陸電気工事株式会社 七尾支店	七尾市寿町112番2号	(0767)52-3421
22	上田配管	能登町字藤波17-18-1	62-4113
23	有限会社大黒設備	金沢市久安1丁目420	(076)245-2003
24	有限会社干場重機建設	能登町字鴨川4-1	76-1469
25	株式会社丸中組	珠洲市上戸町南方い-51	(0768)82-1261
26	梶設備株式会社	能登町字新保2字19番地	72-0171
27	椿原工業	能登町字時長43-10-22	72-0851
28	株式会社サンユークワークス	珠洲市飯田町7-76	(0768)82-2118
29	アムズ株式会社	金沢市西泉3丁目92	(076)241-6181
30	株式会社西中建設	能登町字松波29-78-2	72-1100
31	株式会社大樹工建	珠洲市宝立町鶴飼辰6番1地	(0768)84-1421
32	蒲田金物店	能登町字宇出津新4番地	62-0324
33	武田設備	能登町字布浦チ字38番地	72-1190
34	有限会社水上設備	能登町字宇出津山分2字35番地1	62-2839
35	縄門設備	能登町字国重レ字58	62-2055
36	株式会社門寺建設	珠洲市長橋町12字17番地1	(0768)87-2631
37	藪下設備	能登町字白丸2字16-3	72-1252
38	坂下設備	能登町字四方山205番地2	72-1852
39	有限会社信田住設	能登町字柳田仁部71番1地	76-0152
40	天野設備	能登町字秋吉6字70番地	72-8080
41	株式会社三百荊管工	珠洲市正院町小路と部55番地2	(0768)82-1071
42	姥浦建設株式会社	七尾市藤橋町申1番地	(0767)53-5962
43	谷設備	珠洲市上戸町南方ヨ字12番地	(0768)82-0933
44	寺西建設株式会社	能登町字柳田梅26番地1	76-0012
45	姥浦管工業	七尾市南ヶ丘町48-43	(0767)53-0272
46	有限会社和光建設	能登町字松波23-30-2	72-0068
47	鈴平建設株式会社	能登町字宇出津山分2-93	62-0637
48	有限会社新村商会	能登町字小木13-44	74-0016
49	アーク建設株式会社	七尾市小丸山台2丁目117番地1	(0767)52-3040
50	金田設備	能登町字小木14字2番地1	74-0172
51	株式会社葛土木	能登町字鶴川20-1-1	67-1014
52	加藤設備	能登町字藤波16-127	-
53	第一工業株式会社	七尾市八幡町ヘ部72番地1	(0767)57-1511
54	クボ住設	七尾市田鶴浜町ヘ部40番地11	(0767)68-6828
55	杉岡設備	七尾市杉森町に部31番地1	(0767)68-3675
56	株式会社浦建設	鳳珠郡穴水町字麦ヶ浦ハ158-2	(0768)52-0075
57	株式会社加田設備	金沢市黒田1丁目80番地	(076)249-5319
58	有限会社上野管工	珠洲市三崎町伏見ワ部32番地	(0768)88-2901
59	イナミセツビ	能登町字松波イ字29番地3	72-1813
60	出村設備	河北郡津幡町津幡い1番地37	(076)289-3593
61	能登建設株式会社	珠洲市上戸町寺社は部11番地	(0768)88-8800
62	ナカイ設備	金沢市西金沢1丁目37番地	(076)256-3731
63	株式会社テクノ管工	小松市安宅町ヌ48-5	(0761)24-6085
64	山口興建	能登町字松波イ字2-3	72-0493
65	Msystem	かほく市白尾ホ63番地	(076)283-5087
66	有限会社山下管工	金沢市馬替2丁目194番地	(076)294-1180
67	勇巧設備	能登町字新保2-4-甲	72-1741

16 除雪対策施設

(1) 消融雪装置設置箇所

路 線 名	箇 所	延 長	水 源	散水方法
2級瑞穂鶴町1号線	俎倉地内	L=1,098m	河川水	一斉
	俎倉地内	L= 358m	河川水	一斉
松波恋路1号線	松波地内	L= 555m	河川水	一斉
2級黒川1号線	黒川地内	L= 264m	河川水	一斉
1級笹川宇出津1号線	合鹿地内	L= 423m	河川水	一斉
2級柳田3号線	柳田地内	L= 732m	河川水	一斉
宇出津10号線	宇出津地内	L= 369m	河川水	一斉
宇出津1号線～2級宇出津4号線	宇出津地内	L= 305m	河川水	一斉
宇出津62号線	宇出津地内	L= 220m	河川水	一斉
布浦9号線～1級松波布浦1号線	布浦地内	L= 200m	河川水	一斉
松波布浦1号線	松波地内	L= 767m	河川水	一斉
鵜川37号線	鵜川地内	L= 869m	河川水	一斉
計 13 路線	12箇所	L=6,160m		

(2) 雪捨て場指定箇所

設 置 箇 所	摘 要
宇 出 津 港	梶川右岸
宇 出 津 新 港	辺田の浜
松波川河口付近	松波川右岸
小 木 港	海洋深層水施設奥の野積場

(緊急時には状況に応じ、国・県・町協議のうえ公共用地を提供し増設する。)

(3) 凍結防止剤散布用箱設置箇所

路 線 名	箇 所	設置数	備 考
松波布浦 2 号線	松波地内 (第二八幡町)	1	ゴミステーション横
1 級宮犬清真 1 号線	秋吉地内	1	固定式
清真 1 号線	清真地内	1	固定式
駒渡田代 1 号線	田代地内	1	固定式
1 級九里川尻越坂 1 号線	河ヶ谷地内	1	
越坂 6 号線	越坂地内	1	
上滝之坊 1 号線	福光地内	1	
小木 1 2 号線	小木地内 (高浜)	1	固定式
小木 4 号線	小木地内 (庄崎)	2	固定式
1 級真脇小木 1 号線	小木小学校入口	1	固定式
小木 2 0 号線	小木地内 (犬山)	1	固定式
2 級瑞穂鶴町 1 号線	西安寺地内	2	固定式
2 級柿生 1 号線	柿生地内	1	固定式
2 級柳田 2 号線	柳田地内	1	固定式
計 14 路線		N = 16 基	

(4) 気温表示板設置箇所 (町単独設置分)

路 線 名	箇 所	設置年度
一般国道 249 号	鵜川地内	平成 10 年度
主要地方道 能都内浦線	宇出津山分地内	平成 10 年度
主要地方道 宇出津町野線	藤ノ瀬地内	平成 10 年度
町道 1 級当目鶴町 1 号線	鶴町地内	平成 16 年度
町道 1 級天坂藤ノ瀬 1 号線	五郎左エ門分地内	平成 20 年度
計 5 路線		N = 5 基

(5) 雪量観測所設置箇所 (県設置)

観 測 所 名	観 測 箇 所	適 要
本 木	本木チェーン着脱場	積雪センサー
太田原	珠洲道路 太田原交差点	積雪センサー
宇出津	宇出津観測点	積雪センサー
柳 田	柳田観測点	積雪センサー
桐 畑	町道桐畑 1 号線交差点	積雪センサー
小 木	坂東氏 宅地	積雪センサー
十八束	十八束	積雪センサー
駒 渡	駒渡ポケットパーク	積雪センサー

17 能登町除雪実施路線延長及び町所有機械の概要

(1) 除雪延長

ア 車道除雪延長

1 級幹線	88.1 km
2 級幹線	71.2 km
そ の 他	222.9 km
合 計	382.2 km

イ 歩道除雪延長

国 道	1 路線	3.9 km
県 道	7 路線	16.0 km
町 道	23 路線	12.6 km
計	31 路線	32.5 km

凍結防止剤散布車による散布延長

16 路線 L=45.5 km

(2) 町保有除雪機械台数

除雪ドーザー	8 台
除雪トラック	2 台
トラクターショベル	3 台
ロータリー車	1 台
凍結防止剤散布車	1 台
小型除雪機械	13 台 (うち県からの貸与2台)
計	28 台

(3) 民間借上除雪機械台数

除雪ドーザー	24 台
ブルドーザー	6 台
トラクターショベル	49 台
グレーダー系	3 台
ロータリー車	1 台
小型除雪機械	6 台
バックホウ	32 台
排雪ダンプ	36 台
計	157 台

道路除雪作業委託業者名簿

(令和4年度現在)

No.	業 者 名	郵便番号	住 所
1	(株)鼎建設	927-0441	藤波 19 字 108 番地
2	北川ヒューテック(株)	927-0027	穴水町川島へ字 17- 1
3	(有)木村建設	927-0433	宇出津リ字 93- 1
4	(有)S・K・U	928-0034	輪島市長井町 159 番地
5	鈴平建設(株)	927-0431	宇出津山分 2 字 93 番地
6	須美矢建設(株)	927-0302	鶴川 25 字 5 の 5
7	(株)蔦土木	927-0302	鶴川 20- 1 - 1
8	(有)釣谷組	927-0302	鶴川 21 字 33 番地
9	能登砕石(株)	927-0312	本木ト字 8 番地 1
10	(有)能都左官	927-0312	山田 1-6-2
11	藤田建設運送(有)	927-0433	宇出津ニ字 27 番地
12	札木建設	927-0441	宇出津ノ字 10-3
13	(有)松木産業	927-0322	宮地 3 字 87 番地
14	丸建道路(株)	927-0442	波並イ字 16 番地
15	(株)三宅配管	927-0433	宇出津レ字 33- 1
16	(有)森忠建設	927-0312	本木 8 字 20 番地
17	(株)ランドスケープ開発	927-0433	宇出津ラ字 155 番地
18	(有)のとクリーンサービス	927-0433	宇出津マ 106-3
19	小又 久一郎	927-0441	藤波 17-13
20	(株)青木産業	928-0326	斉和の部 5 番地
21	紙谷砕石(株)	928-0322	寺分子 18
22	駒寄重機	928-0334	当目 60-6
23	(有)共栄建設	928-0325	神和住メ-4
24	島屋建設(株)	928-0331	柳田竹部 96- 1
25	(株)ソテック	928-0331	柳田山部 100
26	寺西建設(株)	928-0331	柳田梅 26 番地 1
27	(有)堂坂建設	928-0312	上町久 2 字 2 5 番地 3
28	能登町ふれあい公社	928-0312	上町ロ部 1-1
29	北能産業(株)	928-0331	柳田仁部 72 番 2 地
30	(有)干場重機建設	928-0308	鴨川 4 - 1

No.	業 者 名	郵便番号	住 所
31	松本組	928-0332	五十里子 19
32	(有)向峠重機	928-0312	上町 10-55-甲
33	(有)モアグリーン	928-0326	斉和の- 3
34	諸井重機	928-0305	久田 20 字 71 番地
35	柳田建設(株)	928-0334	当目口部 64 番地 1
36	柳田庭園	928-0323	五郎左エ門分桐部 17-1
37	(有)山本組	928-0305	久田 35 字 24 番地
38	(有)吉田土建	928-0306	石井へ部 67 番地
39	(有)渡瀬建設	928-0334	当目 24 字 33 番地
40	(有)宮口建設	928-0334	当目ハ字 19 番地 1
41	能登電業社	928-0312	上町チ-26
42	興信工業(株)	927-0624	時長 45 字 65 番地
43	(株)サンテック	927-0603	布浦コ-21- 1
44	縄門設備	927-0625	国重レ字 58
45	(株)西中建設	927-0602	松波 29-78- 2
46	日本海測量(株)	927-0603	布浦レ字 22 番地
47	(株)橋本建設	927-0624	時長 44-57
48	南山工務店	927-0554	市之瀬 30- 1 - 1
49	(有)和光建設	927-0602	松波 23-30-2
50	末次牧場	927-0627	福光 29-4
51	(有)内浦アグリサービス	927-0611	清真 26-18
52	梶設備(株)	927-0609	新保 2-19
53	恋路観光	927-0602	松波 30-102
54	椿原工業	927-0624	時長 43-10-22

計 54 業者（能都地区：19 業者 柳田地区：22 業者 内浦地区：13 業者）

18 避難路

(1) 国・県道

No.	路 線 名	起 点	終 点
1	主要地方道宇出津町野線	宇出津タ字4番1地先	上長尾ニ-47-1地先
2	主要地方道輪島山田線	太田原ヘ字26番地先	山田7字2番地先
3	主要地方道珠洲穴水線	小間生7字9-4	柏木ニ字2-4

(2) 1・2級町道

No.	路 線 名	起 点	終 点
1	1級藤波宇出津1号線	藤波ヌ字98の2番地先	宇出津ム字19の9番地先
2	1級崎山1号線	崎山2丁目93番地先	崎山4丁目225番地先
3	1級神和住柳田1号線	神和住あ部142番地先	柳田花部6番4地先
4	1級柳田国光1号線	柳田礼之部2番4地先	国光り之部39番1地先
5	2級柳田3号線	柳田梅部73番地先	柳田知部1番地先
6	1級真脇小木1号線	真脇13字3番地先	小木15字2の40番地先
7	1級姫小木1号線	姫ワ字8の1番地先	小木2字39の1番地先
8	1級小木市之瀬1号線	小木2字39の1番地先	市之瀬ロ字11の1番地先
9	1級小木1号線	小木1丁目148番地先	小木ヨ字33の2番地先
10	2級小木1号線	小木タ字60の2番地先	小木ヨ字52の1番地先
11	2級小木2号線	小木13字44の1番地先	小木10字1の1番地先
12	2級小木3号線	小木18字88の2番地先	小木19字2番地先
13	2級小木4号線	小木13字24の1番地先	小木5字3の甲番地先
14	2級柳田1号線	柳田モ部88番地先	柳田子部1番2地先

(3) その他町道

No.	路 線 名	起 点	終 点
1	小木市之瀬1号線	小木18字64番地先	市之瀬30字18番地先
2	小木2号線	小木ナ字2の10番地先	小木ム字4の1番地先
3	小木3号線	小木21字36の3番地先	小木2丁目5番地先
4	小木4号線	小木18字14の3番地先	小木4字22の2番地先
5	小木5号線	小木タ字23の5番地先	小木ヨ字51の4番地先
6	小木9号線	小木18字27の甲番地先	小木18字77の乙番地先
7	小木12号線	小木17字69の2の2番地先	小木1丁目51の1番地先
8	小木13号線	小木17字70の1番地先	小木1丁目79番地先

No.	路 線 名	起 点	終 点
9	小木15号線	小木15字19の1番地先	小木17字82の3番地先
10	小木16号線	小木15字1の11番地先	小木カ字11の15番地先
11	小木20号線	小木13字4の15番地先	小木10字100番地先
12	小木24号線	小木10字129の23番地先	小木10字100番地先
13	小木25号線	小木10字127の4番地先	小木10字103の丙番地先
14	小木26号線	小木10字115の乙番地先	小木10字66番地先
15	小木27号線	小木10字42番地先	小木14字22の2番地先
16	小木29号線	小木ワ字3番地先	小木10字2の3番地先
17	小木38号線	小木15字36の1番地	小木ハ字18の4番地先
18	姫16号線	姫7字25番地先	姫7字4の2番地先
19	柳田7号線	柳田井部51番地先	柳田井部20番地先

第 6 章 参考資料・各種記録簿

第6章 参考資料・各種記録簿

1 災害弔慰金の支払等に関する条例

災害弔慰金の支給等に関する条例

平成 17 年 3 月 1 日

条 例 第 100 号

(目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号。以下「法」という。）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和 48 年政令第 374 号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した町民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた町民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって町民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に掲げるところによる。

(1) 災害 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害を生ずることをいう。

(2) 町民 災害により被害を受けた当時、この町の区域内に住所を有した者をいう。

(災害弔慰金の支給)

第3条 町は、町民が令第1条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

(1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にする。

(2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア 配偶者

イ 子

ウ 父母

エ 孫

オ 祖父母

(3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者。）に対して、災害弔慰金を給付するものとする。

2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母の父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合、その他の事情により、前2項の規定により難しいときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち町長が適当と認める者に支給することができる。

4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてそ

の死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては、500万円とし、その他の場合にあっては、250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に第9条に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場に居合わせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 災害弔慰金は、次に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し、町長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため町長が支給を不適当と認めた場合

(支給の手続)

第8条 町長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 町長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

(災害障害見舞金の支給)

第9条 町は、町民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

(災害援護資金の貸付け)

第12条 町は、令第3条に掲げる災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の町民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1箇月以上である世帯の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合 150万円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円

ウ 住居が半壊した場合 270万円

エ 住居が全壊した場合 350万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

- ア 家財の損害があり、かつ、住居の被害がない場合 150万円
- イ 住居が半壊した場合 170万円
- ウ 住居が全壊した場合（エの場合を除く） 250万円
- エ 住居の全体が滅失し、又は流失した場合 350万円

(3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて 被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には「270 万円」とあるのは「350 万円」と、「170 万円」とあるのは「250 万円」と、「250 万円」とあるのは「350 万円」と読み替えるものとする。

- 2 災害援護資金の償還期間は10年とし、据置期間は、そのうち3年（令第7条第2項括弧書の場合は5年）とする。

(保証人及び利率)

第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

- 2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年1.5パーセントとする。
- 3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

(償還等)

第15条 災害援護資金は、年賦償還とする。

- 2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。
- 3 償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項及び令第8条から第11条までの規定によるものとする。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年3月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年能都町条例第31号）、災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例（昭和49年柳田村条例第24号）又は災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年内浦町条例第31号）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則（平成23年12月22日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第4条第1項の規定は、平成23年3月11日以降に生じた災害により死亡した住民に係る災害弔慰金の支給について適用する。

附 則（平成31年3月18日条例第3号）

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

2 災害弔慰金の支払等に関する施行条例

災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

平成17年3月1日

規則第48号

(趣旨)

第1条 この規則は、災害弔慰金の支給等に関する条例（平成17年能登町条例第100号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(支給の手続)

第2条 町長は、条例第3条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上、災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者(行方不明者を含む。以下同じ。)の氏名、性別及び生年月日
- (2) 死亡(行方不明を含む。)の年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第3条 町長は、この町の区域外で死亡した町民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 町長は、町民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

(支給の手続)

第4条 町長は、条例第9条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障害者の氏名、性別及び生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第5条 町長は、この町の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった町民に対し、負傷し又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 町は、障害者に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書（様式第1号）を提出させるものとする。

(借入れの申込み)

第6条 災害援護資金(以下「資金」という。)の貸付けを受けようとする者(以下「借入申込者」という。)は、次に掲げる事項を記載した災害援護資金借入申込書(様式第2号。以下「借入申込書」という。)を町長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
- (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
- (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の使途についての計画
- (4) 保証人を立てる場合は、保証人となるべき者に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

2 借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあっては、医師の療養見込期間及び療養概算額を

記載した診断書

(2) 被害を受けた日の属する年の前年(当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあっては、前々年とする。以下この号において同じ。)において他の市町村に居住していた借入申込者にあつては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書

(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認めた書類

3 借入申込者は、借入申込書を、その者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。

(調査)

第7条 町長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかにその内容を検討の上、当該世帯の被害の状況、所得その他必要な事項について調査を行うものとする。

(貸付けの決定)

第8条 町長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した災害援護資金貸付決定通知書(様式第3号。以下「貸付決定通知書」という。)を借入申込者に交付するものとする。

2 町長は、借入申込者に対して、資金を貸し付けない旨を決定したときは、災害援護資金貸付不承認決定通知書(様式第4号)を借入申込者に通知するものとする。

(借用書の提出)

第9条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに、借用書(保証人を立てる場合は、保証人の連署した)(様式第5号)に、資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)の印鑑証明書(保証人を立てる場合は、借受人及び保証人の印鑑証明書)を添えて町長に提出しなければならない。

(貸付金の交付)

第10条 町長は、借用書と引換えに貸付金を交付するものとする。

(償還の完了)

第11条 町長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

(繰上償還の申出)

第12条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書(様式第6号)を町長に提出するものとする。

(償還金の支払猶予)

第13条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他町長が必要と認める事項を記載した償還金支払猶予申請書(様式第7号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他町長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認通知書(様式第8号)を当該借受人に交付するものとする。

3 町長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書(様式第9号)を当該借受人に交付するものとする。

(違約金の支払免除)

第14条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した違約金支払免除申請書(様式第10号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、違約金の支払免除した期間及び支払の免除金額を記載した違約金支払免除承認通知書(様式第11号)を当該借受人に交付するものとする。

3 町長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書(様式第12号)を当該借受人に交付するものとする。

(償還免除)

第15条 資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者（以下「償還免除申請者」という。）は、償還免除を受けようとする理由その他町長が必要と認める事項を記載した災害援護資金償還免除申請書（様式第13号）を町長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号のいずれかの書類を添えなければならない。

（1）借受人の死亡を証する書類

（2）借受人が精神又は身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

3 町長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、災害援護資金償還免除承認通知書（様式第14号）を当該償還免除申請者に交付するものとする。

4 町長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、災害援護資金償還免除不承認通知書（様式第15号）を当該償還免除申請者に交付するものとする。

（督促）

第16条 町長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

（氏名又は住所の変更届等）

第17条 借受人又は保証人について氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異動を生じたときは、借受人は、速やかに、その旨を氏名等変更届（様式第16号）により町長に提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代わってその旨を届け出るものとする。

（その他）

第18条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手續に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成17年3月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（昭和49年能都町規則第10号）、災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例施行規則（昭和49年柳田村規則第5号）又は災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（昭和58年内浦町規則第4号）の規定によりなされた手續その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされた手續その他の行為とみなす。

附 則（平成31年3月18日規則第12号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年9月6日規則第24号）

（施行期日）

1 この規則は、令和3年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正前のそれぞれの規則の規定に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、所要の調整をして使用することができる。

様式 略

3 輸送記録簿

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

8 医療・助産台帳

[illegible]

[illegible]

10 防疫活動状況報告書

防疫活動実施場所	
防疫活動実施者名	
活動前の現場状況	
清掃及び消毒方法	
実施後の現場状況	
備 考	

資料編
第6章

[illegible]

[illegible]

14 障害物除去台帳

障害物除去場所	障害物の名称	管理場所	備 考

資料編
第6章

15 応急仮設住宅台帳

[illegible]

[illegible]

[illegible]

18 学用品给与台帳

[illegible]

第7章 各種マニュアル

第7章 各種マニュアル

1 地震直後の手順

(1) 能登消防署の地震直後の対策手順

- 津波予報など津波に関する情報の収集・整理・伝達
- 早期の避難指示と安全な場所での待機の呼びかけ
防災無線などの広報手段や現地での避難誘導
安全が確認されるまで継続
- 地域の災害と避難の状況把握
- 消火・救出・救護・捜索等の開始
- 津波の監視
- 余震・土砂災害に対する注意の呼びかけ
- 県との連絡・本部との連絡
- 非番召集
- 消防団の召集

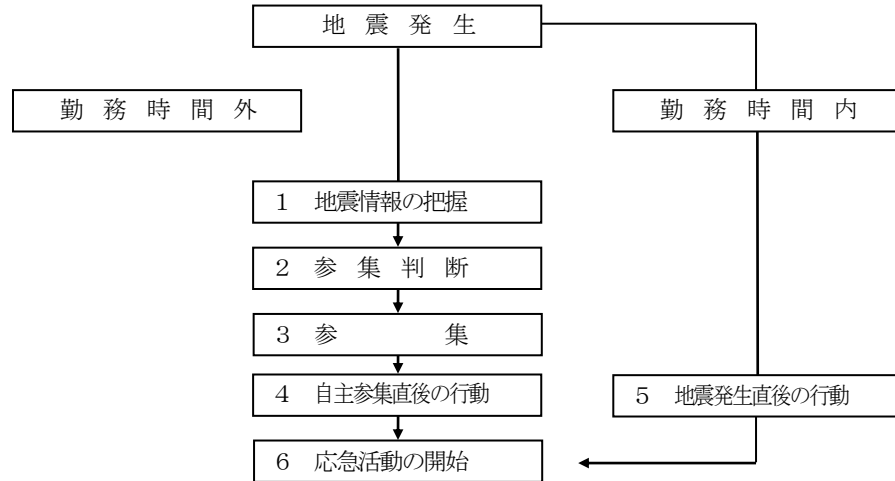
(2) 能登町役場の地震直後の手順

- 津波予報など津波に関する情報の収集・整理・伝達
- 早期の避難指示と安全な場所での待機の呼びかけ
防災無線などの広報手段や現地での避難誘導
安全が確認されるまで継続
- 災害対策本部の設置
- 地域の災害と避難の状況把握
- 津波の監視
- 余震・土砂災害に対する注意の呼びかけ
- 県との連絡・県への救援要請
- 交通の確保（障害物の除去など）
- 津波の収束を持って救出・救護・捜索・場合により消火活動
- 避難所の開設・運営・避難所への誘導
- 安否確認
- 停電・断水・水質汚濁・衛生環境悪化への対応
- 救援物資の受入れ・配分

2 地震発生時の行動

(1) 災害対策行動の流れ

地震が発生した場合は、次のような流れで行動する。



(2) 地震発生時の体制

能登町は、地震が発生した場合、震度に応じ災害警戒体制又は災害対策本部を設置し災害対策にあたる。

【地震災害の配置基準】

配備体制		配備対象職員	基準
災害対策本部 設置前	注意配備体制 情報連絡活動が円滑に行い得る体制とする。	・総務課担当職員 ・建設水道課、農林水産課の担当職員 ・その他町長が必要と認めた課職員	・町区域に震度3の地震が発生したとき。
	警戒配備体制 上記の配備を強化し、災害対策本部の設置の場合に備えるものとする。	・総務課全職員 ・各課長及び担当職員	・町区域に震度4又は震度5弱の地震が発生したとき。
災害対策本部体制		・全職員（自主登庁）	・町区域に震度5強以上の地震が発生したとき。 ・町区域に災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助を適用する災害が発生し、災害対策本部を設置してその対策を要すると町長が認めたとき。 ・町区域に地震災害が発生し、その規模及び範囲等から災害対策本部を設置してその対策を要すると認めたとき。

(3) 地震情報の入手

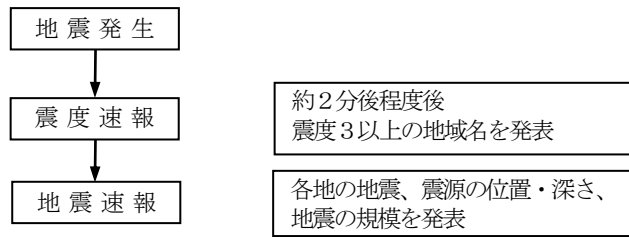
ア. 情報の入手

地震の揺れを感じたら、すぐに情報の入手に勤める。

イ. テレビ、ラジオ、インターネットによる地震情報の確認

- ① 地震が発生した場合、数分後に気象庁から地震に関する情報が発表される。
- ② 気象庁の発表する情報は、各地での観測データが入り次第、次々と変わることがあるので、地震後の10～15分ぐらいはテレビ・ラジオ・インターネットの情報に注意する。

【地震情報の発表】



ウ. 周囲の状況から判断

- ① 停電、家屋の倒壊等でテレビ・ラジオ・インターネットからの地震情報が得られない場合は、周囲の被災状況から判断する。

エ. 周囲の確認

周囲の状況の確認

- ① 家族や自宅周辺の障害者、お年寄り等の安全を確認する。
- ② 支援が必要な場合は、避難活動などの手助けをする。
- ③ 自宅周辺の被害状況。火災の状況を把握する。
- ④ 家屋が倒壊した場合は、電気が復旧したときに電気器具から発火することがあるので、コンセントを抜き、ブレーカーを切る。

(4) 参集判断

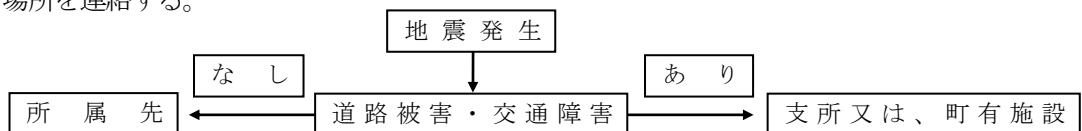
参集の自己判断

- ① 勤務時間外に地震が発生した場合は、迅速な対応を図るため、震度の大きさに応じて各職員が自己判断して参集する。
- ② 参集は、テレビ・ラジオ、周辺の状況と配備基準とを照らし合わせて判断する。
- ③ 震度3～5弱の地震が発生したときは、配備要員以外の職員は、自宅で待機すること。
- ④ 家族が被災した場合は、家族の安全を確保した上で参集または所属に連絡すること。

(5) 参集

ア. 参集場所

- ① 勤務時間外は、原則として所属場所を参集場所とする。ただし、道路・交通の状況により参集できない場合は、支所又は最寄の町の施設に参集するとともに、所属先に参集場所を連絡する。



イ. 参集手段

地震被害

- ① 地震5強以上の地震の場合は、原則として徒歩、自転車、オートバイとする。ただし、瓦礫などによってパンクしやすいことに注意すること。
- ② 自宅周辺の被害や道路渋滞がなくても、被災地や国道、県道などの幹線道路は混雑しているので、自動車での参集は控えること。

ウ. 携行品

- ① 服装は動きやすく機能的なものとする。

【服装例】

- 作業服
 - 帽子
 - 軍手
 - 厚手の靴下
 - 底の厚い靴（ガラス、釘などがあるため）
- ② 携行品として次のものを用意しリュックサックに入れる。2～3日帰れない事もあることを考慮する。

【携行品リスト】

- 職員証
- 運転免許証
- 着替え（下着、タオルなど）
- 食料、飲料水（パン、ビスケット、ペットボトルなど最低1日分）
- 筆記用具（ペン、ノート）
- ティッシュペーパー、ウェットティッシュ
- 携帯ラジオ、電池
- 懐中電灯
- 携帯電話
- 現金（小銭）

エ. 参集途上の情報収集

参集時には、参集経路周辺の大まかな状況に目を配りながら参集する。

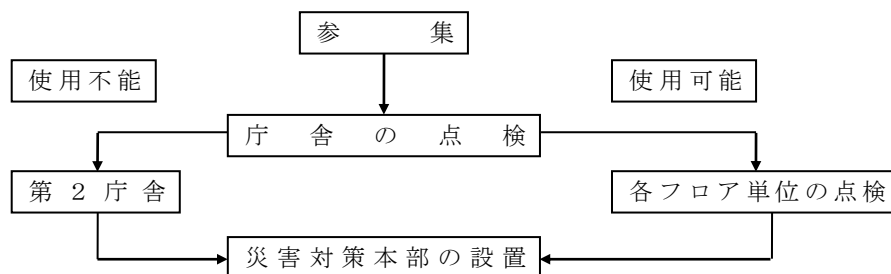
【参集時の情報収集事項】

- 道路の状況・・・道路・架橋の被害、渋滞の発生状況
- 建物被害状況・・・建物被害の集中している地区
- 救助者・・・救助を必要としている者の有無
- 災害の状況・・・火災の発生箇所

(6) 自主参集直後の行動

ア. 庁舎点検・機能確保

【庁舎点検等の流れ】



【点検事項】

- 柱・壁の亀裂の有無
- 窓ガラスの状況
- 暖房の状況
- ガス漏れの有無・・・ガス臭がしたら禁煙にし、窓を開け、元栓を閉める。
- 停電の確認・・・非常電源への切替を行う。

○ 水道の確認・・・断水のときはトイレの使用を制限する。

① 点検結果は、各フロア単位に総務課に報告する。

イ. 参集報告

勤務時間外の場合、参集した職員は、班単位に職員参集記録票に記入し各課でまとめ、総務課に提出する。

ウ. 被害情報の報告

① 参集時に確認した情報は、情報連絡票にまとめ、各部でまとめ総務班に提出する。

② 火災発生、要救出者の情報など、人命や被害拡大に関わる緊急情報は、すぐに所管の担当班へ提出する。

③ 情報は、簡潔かつ迅速に報告する。必ず自分で確認した情報を報告する。

(7) 地震発生直後の行動

ア. 安全確保（勤務時間中）

地震の揺れからの安全確保

① 地震が発生したら、座布団などで頭を防護し、机の下にもぐりこむ。

② 来庁者に対しても、身の回りの机の下へもぐり込むよう呼びかける。

イ. 避難誘導

① 来庁者を庁舎前広場に誘導し、被害の状況がわかるまで一時待機させる。

② 交通の途絶など帰宅手段を失った来庁者には、庁舎内に待機スペースを確保する。

③ 各施設でも入所者、施設利用者等を安全な空地に避難誘導する。

ウ. 負傷者への対応

① 負傷者が発生した場合は、1階ロビーに集め応急手当をする。

② 重傷者は、医療機関へ搬送する。

エ. 庁舎点検・機能確保（勤務時間中）

① 地震の揺れが収まったら庁舎や机周りの点検を行う。

【点検事項】

○ 柱・壁の亀裂の有無

○ 窓ガラスの状況

○ 暖房の状況

○ ガス漏れの有無・・・ガス臭がしたら、窓を開け、元栓を閉める。

○ 停電の確認・・・非常電源への切替を行う。

○ 水道の確認・・・断水のときはトイレの使用を制限する。

① 点検結果は、各フロア単位に総務課に報告する。

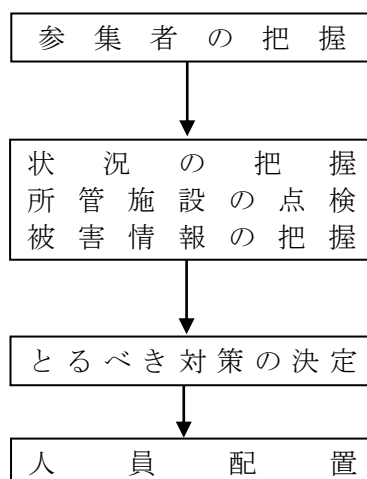
(8) 応急活動の開始

ア. 人員配置

① 勤務時間外の場合は、班単位で参集した中で最も最上位の者が指揮者となり、対策と人員配置を決める。

② 地震災害時には、班単位で対応することを基本とし、必要な対策に人員を集中投入すること。

【指揮者のとるべき措置】



イ. 状況の把握

まず第一に災害の状況や担当する業務に関連のある情報を収集する。詳細が判明しない場合は、とりあえず概要を把握すること。

【把握する情報】

総務班から入手

- 被害発生地域とその概要
- 火災発生状況
- 交通状況
- 避難者の状況（開設した避難所、避難者概数）
- 町有施設の被害状況

ウ. 作戦の立案

- ① 指揮者は把握した情報を基に、災害当初に行うべき対策の作戦を立案する。
- ② 被害当初に行うべき対策は、
 - 第一に人命救助
 - 第二に災害の拡大防止
 - 第三に被災者対応
 であり、概ね次の事項に関連する事である。

【地震災害時の優先事項】

- 町域の情報収集
- 下敷き者の救出
- 消火活動
- 救護所での応急医療
- 負傷者の搬送
- 交通規制
- 避難所の開設
- 避難者の把握
- 備蓄物資の供給
- 所属する班の事務分掌から、優先度の高い対策を選び実施する事。
- 初動活動時に余裕のある班は、積極的に他の班の応援すること。

エ. 報 告

初動活動中の職員は、2～3時間ごとに必ず指揮者に報告すること。

【報告事項】

- 被害状況
- 初動活動の実施状況
- 必要な資機材、人員
- 必要な情報

3 避難所の開設手順

避難所マニュアル

手順	開設から運営までの作業のあらまし	留意すべき事項
1	被害状況の確認	○ ガス、電気等のライフラインの状況を確認する。 ○ 施設周辺の状況（火災や津波、河川氾濫、土砂災害等により、避難所周辺に二次災害の危険がないこと）を確認する。
2	待機スペースの確保	○ 避難してくる町民および帰宅困難者の一時受け入れを開始するための待機スペースを確保する。 ○ 町災害対策本部（または総務課）からの避難所開設指示があるまでは、待機スペースで避難者の安全を確保する。
3	避難所施設の安全点検	○ 避難所被害状況チェックリストを活用して目視による施設の安全点検を行い、避難所として開設可能な範囲を決定する。（可能な限り二人一組で互いの安全を確認しながら実施する。） ○ 明らかに危険と認められる場所は直ちに立入り禁止とする。
4	被害状況の報告	○ 建物および施設周辺の被害状況を確認し、速やかに町災害対策本部（または総務課）へ被害状況を報告する。
5	開設準備への協力要請	○ 避難者に対して、運営協力を呼びかける。（呼びかけは避難者、帰宅困難者問わず広く要請する。） ○ 開設・運営協力者には腕章等を身に付けさせ、区別できるようにする。
6	避難者の安全確保	○ 開設準備中は校庭・駐車場等、施設外での待機を呼びかける。 ○ 待機の際には、避難者の受け入れを考え自主防災組織、町内会組織の班ごとにまとまって待機させるように心がける。 ○ 雨天時や厳寒期には、改めて場所割りすることを前提に施設内に誘導する。
7	負傷者・避難行動要支援者の救護	○ 避難者リーダーは、民生委員等の協力を得て避難行動要支援者の避難状況の確認を行う。 ○ 緊急の救護を要する避難者については、直ちに負傷内容を確認する。 ○ 避難者の中から医師や看護師を募り、協力を要請する。（医師や看護師がいない場合は、町担当職員を通じて町災害対策本部へ連絡し、医療機関への搬送等を手配する。） ○ 介護が必要な避難者がいる場合は、具体的な支援内容を確認し、状況に応じて町担当職員を通じて町災害対策本部へ連絡し、対応を検討する。
8	避難者グループの編成	○ 避難者リーダーが中心となって、避難者グループの編成を行う。 ○ 一つの避難者グループは、居住スペースの部屋（仕切り）単位として、30人程度を目安に編成する。 ○ 原則として、世帯を一つの単位とし、地区ごとにまとめ、できるだけ顔見知り同士で安心できる環境づくりに配慮する。 ○ 通勤・通学者、旅行者等については、あまり長く避難所にはとどまらないと考えられるため、地域の避難者グループとは分けて編成する。 ○ 各避難者グループには、1名ずつ組長をおく。
9	避難スペースの確保	○ 施設管理者、町担当職員、避難所リーダーは、利用可能範囲を確認し、利用する場所には、だれにでも分かるように張り紙を貼り、利用目的やその範囲等を明示する。 ○ 管理運営、救護活動など必要なスペースを確保する。 ○ 長期避難生活に必要なと思われる男女別の更衣室や授乳室、談話室等のスペース確保を考慮する。

手 順	開設から運営までの 作業のあらまし	留 意 す べ き 事 項
9	避難スペースの確保	○ 要配慮者に配慮し、和室や空調設備のある部屋を確保する。 ○ 使用禁止区域には「使用禁止」の張り紙をする。 ○ 避難者の移動経路（敷地入口から建物入口まで）と物資輸送車両の進入経路上は、駐車禁止とする。
10	利用スペースの整理・清掃	○ 施設管理者は避難者の協力を得ながら、破損物や机・いす等の片づけ、利用スペースの整理・清掃を行う。
11	避難所運営設備等の確認	○ 放送設備（使用不能な場合は、メガホン、拡声器等）、通信機器（電話、FAX、パソコン等）、事務機器の利用の可否等、避難所運営に必要な設備を確認する。 ○ 備蓄されている学校施設では、備蓄物資を確認するとともに、保管場所から体育館等1か所へ集める。 ○ 設備や備蓄品が足りない場合は、町災害対策本部へ要請する。
12	避難者の受け入れ	○ 受付窓口を設置し、避難者カード（在宅被災者等を含む）を配布して、世帯ごとに1枚記入してもらう。 ○ 要配慮者を優先して誘導する。 ○ 避難者エリアと帰宅困難者の一時滞在エリアを区別して誘導する。 ○ ペットを同伴してきた避難者がいた場合は、補助犬・盲導犬・介助犬以外は原則として、避難所の居住部分では受け入れられないことを説明し、屋外の飼育専用スペースでの飼育を要請する。

4 避難者名簿

(様式1)

(町名)

避難所収容者名簿（避難所）

【避難所名】

【No. 】

【避難所責任者】

氏 名	性 別	年 令	住 所 (緊急連絡先)	収 容 期 間				職 業	日 数
				自月日・至月日					
			(TEL:)	自	年	月	日		
				至	年	月	日		
			(TEL:)	自	年	月	日		
				至	年	月	日		
			(TEL:)	自	年	月	日		
				至	年	月	日		
			(TEL:)	自	年	月	日		
				至	年	月	日		
			(TEL:)	自	年	月	日		
				至	年	月	日		
			(TEL:)	自	年	月	日		
				至	年	月	日		
			(TEL:)	自	年	月	日		
				至	年	月	日		
			(TEL:)	自	年	月	日		
				至	年	月	日		
			(TEL:)	自	年	月	日		
				至	年	月	日		
			(TEL:)	自	年	月	日		
				至	年	月	日		
			(TEL:)	自	年	月	日		
				至	年	月	日		
			(TEL:)	自	年	月	日		
				至	年	月	日		
			(TEL:)	自	年	月	日		
				至	年	月	日		
			(TEL:)	自	年	月	日		
				至	年	月	日		

5 救助実施記録日計票

(様式2)

(町名)

救助の 種類	避難	炊き出し	飲料水	救出
	修理	死捜	死処	学
	障			

避難所名称	
所在地	
責任者氏名	

月 日 時 分

(NO)

員 数 (世帯)	
品 目 (数量金額)	
受 入 先	
支 払 先	
場 所	
方 法	
記 事	

- (注) 1 各救助の種類ごとに作成する。
 2 欄外の「NO」欄には記録票ごとに一連番号を附すること。
 3 「救助の種類」欄の該当の救助名を○で囲み、欄内該当欄に必要最小限度の事項を記入する。
 4 生活必需品の給与等で、都道府県調達分を町調達分の双方がある場合は、それぞれ別個に記録票を作成すること。

6 避難所設置及び収容状況

様式3

(町名)

避難所の名称	種別	開設機関	実 人員	延 人員	物品使用状況		実 支 出 額	備 考
					品名	数量		
		月 日～ 月 日	人	人				
		月 日～ 月 日	人	人				
		月 日～ 月 日	人	人				
		月 日～ 月 日	人	人				
		月 日～ 月 日	人	人				
		月 日～ 月 日	人	人				
		月 日～ 月 日	人	人				
		月 日～ 月 日	人	人				
		月 日～ 月 日	人	人				
		月 日～ 月 日	人	人				
		月 日～ 月 日	人	人				
		月 日～ 月 日	人	人				
		月 日～ 月 日	人	人				
		月 日～ 月 日	人	人				
		月 日～ 月 日	人	人				
		月 日～ 月 日	人	人				
		月 日～ 月 日	人	人				

- (注) 1 「種別」は、既存建物、野外仮設、テントの別に記入すること。
 2 物品の使用状況は、開設期間中に使用した品目別、使用数量を記入すること。
 3 他市町村の住民を収容したときは、その住所、氏名及び収容期間を「備考」欄に記入すること。

7 救助の種目別物資受払状況

様式4		(町名)						避難所名
救助の種別	年月日	品 名	単位	摘要	受	払	残	備 考
避難所用								
炊き出しその他による 食品給与用								
被服・寝具等								
医薬品衛生材料								
被災者救出用機械 器具燃料								
燃料及び消耗品								

- (注) 1 「摘要」欄に購入又は受入先及び払出先を記入すること。
 2 「備考」欄に購入単価及び購入金額を記入すること。
 3 各救助の種目別最終行欄に受、払、残の計及びそれぞれの金額を明らかにすること。
 なお、物資等において、都道府県よりの受入分及び町調達分がある場合は、それぞれの別に受、払、残の計及びそれぞれの金額を明らかにしておくこと。
 4 救護班による場合は、救護班毎に救護業務従事期間中における品目毎の使用状況を記入すること。
 なお、「備考」欄に払高数量（使用数量）に対する金額を記入すること。

8 災害対策本部の設置

(1) 設置の決定

震度5強以上の地震が発生した場合、自動的に災害対策本部を設置し、震度により配備体制を決定するとともに、応急活動に当たる。

【勤務時間内の場合】

- ① 総務課職員は、町の計測震度計の記録を確認するとともに、気象庁、県からの地震情報を収集する。
- ② 総務課長は、震度等の地震情報及び配備体制について、町長に報告する。
- ③ 総務課長は、町長から災害対策本部設置、配備等の体制の確認及び活動指示を受ける。
- ④ 災害対策本部の活動は、町長の権限により行なわれるが、町長不在等の場合は、次の順位で町長権限が委任される。

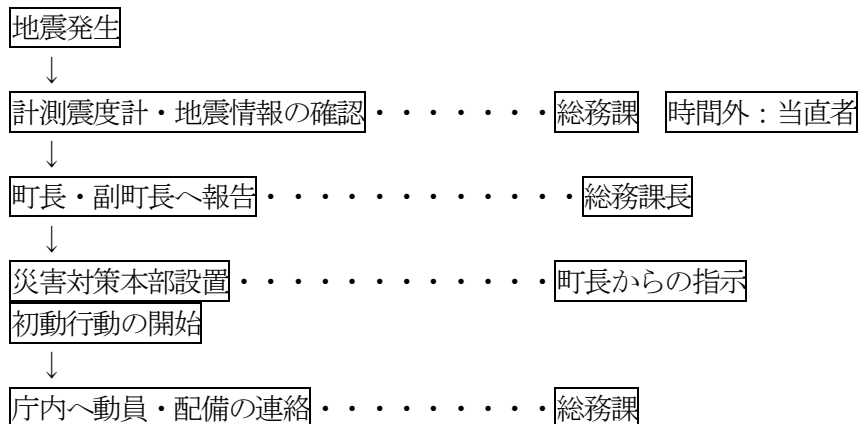
【町長不在のときの判断権者】

- 第1位 副町長、教育長
- 第2位 総務課長
- 第3位 課長（総務課長を除く）の職にあるもの
- ※ 第3位の場合において、その順序は職務の級の上下により、職務の級が同じであるときは号級の多少により、号級が同じであるときは、年齢の多少により定めた順序で代理する。

【勤務時間外の場合】

- ① 配備要員に指名されている職員は、震度に応じて町長の指示があったものとして自主参集する。
- ② 当直者は総務課職員が参集するまでの間、気象庁、県からの地震情報を収集整理する。
- ③ 総務課長は、震度等の地震情報及び配備体制について、町長に報告する。
- ④ 総務課長は、町長から災害対策本部の設置、配備等の体制の確認及び活動指示を受ける。
- ⑤ 町長不在等の場合は、上記の順位で町長権限が委任される。

【災害対策本部設置の判断】



【災害対策本部設置のめやす】

- 震度3 注意配備体制
- 震度4～5弱 警戒配備体制
- 震度5強 災害対策本部体制

(2) 動員配備の連絡

【勤務時間内の場合】

災害対策本部の設置及び配備体制が決定されたら、直ちに職員にその旨を連絡する。

【本部設置・動員配備の連絡先と担当】

- 本部員・・・・・・・・総務課（内線電話・口頭）
- 所属機関・・・・・・・・課長（庁内放送・口頭その他）
- 出先機関・・・・・・・・各課（電話その他）

【勤務時間外の場合】

職員は、連絡がなくても震度に応じて自主参集する。

(3) 関係機関への連絡

- ① 総務課は、県庁、防災関係機関等に災害対策本部の設置の旨を連絡する。

【連絡が必要な機関】

- 危機対策課 076-225-1482
- 珠洲警察署能登庁舎 62-1334
- 消防本部 0768-23-0119
- その他防災会議委員

(4) 庁舎の確認

【勤務時間内の場合】

- ① 庁舎の点検（電気、ガス、電話、水道等の状況）は、各階の在籍職員が実施する。
点検結果は、被害の有無に関係なく総務課長に報告する。
- ② 総務課職員は、災害対策本部室として使用する部屋を点検する。

【勤務時間外の場合】

- ① 庁舎の点検（電気、ガス、電話、水道等の状況）は、参集職員が実施する。
点検結果は、被害の有無に関係なく総務課長に報告する。
- ② 総務課職員は、災害対策本部室として使用する部屋を点検する。

【点検事項】

- 柱・壁の亀裂
- 通信機能の確認
- ガス臭の有無
- 水道の確認
- 暖房の状況
- ガラスの破損状況

9 本部室の設置

(1) 本部室の設置

- ① 災害本部室を設置する。
- ② 本部室には、次の機材を準備し、机、椅子を配置する。

【本部室に必要な機材例】

- 災害対策地図（防災施設等を列記してある地図）
- 住宅地図等地図類
- ホワイトボード・黒板等
- 携帯電話・テレビ・ラジオ・パソコン
- 電話機・ファックス
- 無線機
- ビデオ・テープレコーダ、カメラ等の記録装置
- 防災関係機関一覧表
- 自主防災組織の代表者氏名連絡先
- 各種様式
- 懐中電気その他必要資機材

(2) 本部会議室の設置

- ① 本部会議室を設置する。
- ② 本部会議室には、次の機材を準備し、机、椅子を配置する。

【本部会議室に必要な機材例】

- 災害対策地図（防災施設等を列記してある地図）
- ホワイトボード・黒板等

(3) 防災関係機関連絡室

- ① 防災関係機関の連絡者との調整を行なう防災関係機関連絡室を設置する。

10 初動運営

(1) 地震情報の収集

- ① 防災行政無線によって气象台、県から伝達される地震情報を収集する。また、テレビ・ラジオ・インターネットにも注意する。
- ② 入手した地震情報は、黒板に逐次記載する。

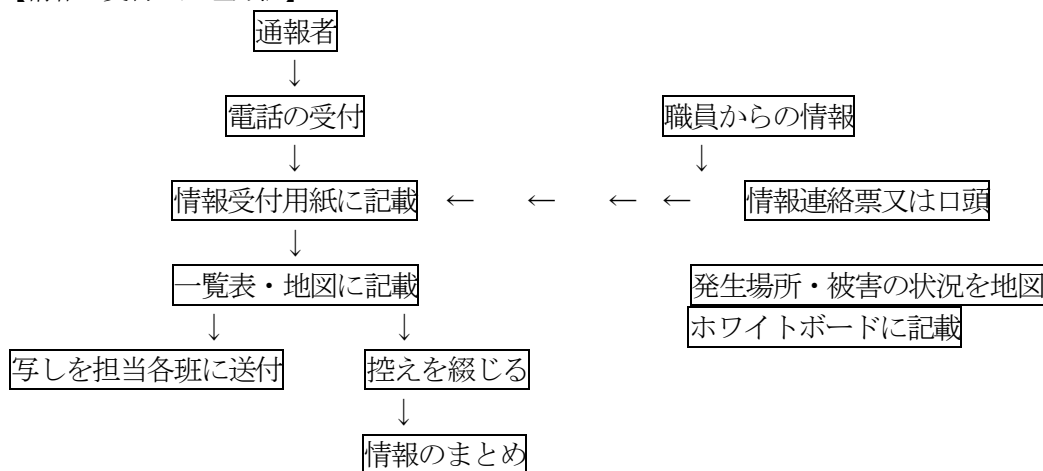
(2) 被害情報の収集

第1に被害の発生地域、被害の程度などの情報を収集する。その中で救出、火災発生などの情報は、迅速に担当班に送付する。

情報が入らない地区は、被害が無いのか、軽微であるか、又は逆に甚大な被害を受けている可能性もあるので要員の派遣などにより状況を確認する。

- ① 現場に出動した消防職員、職員、電話等による通報でよせられる被害の概要を把握する。
- ② 収集した情報は、次のように受付、人命救助、火災発生等の情報は、担当班に送付する。
- ③ 被害情報は被害の発生地点、概要を地図、ホワイトボード等に掲示する。
- ④ 県への報告及び本部会議報告用に被害の状況をまとめる。

【情報の受付・処理方法】



【収集すべき情報】

- 救出情報
- 火災の出火・延焼地区
- 道路被害の状況
- 交通の状況
- 建物等の被害の集中地区
- 避難の状況
- 傷病者、死亡者の発生状況
- 繁華街の状況
- 港の状況

(3) 関係機関からの情報収集

- ① 関係機関から初動時の応急対策に必要な情報を収集する。
- ② 収集方法は、電話等によるが輻輳により使用できないこともあるので、そのときは要員を派遣する。

【関係機関から収集する情報】

- 珠洲警察署
 - * 死傷者等の発生情報
 - * 緊急輸送道路の指定状況（交通規制の状況）
 - * 交通渋滞の情報
- 奥能登土木総合事務所
 - * 国道、県道の被害状況
- 道路公団
 - * 高速道路の被害状況
 - * 道路の交通状況
- 北陸電力
 - * 電気供給施設の被害状況
 - * 電気の供給状況
- NTT
 - * 電話施設の被害
 - * 通話規制の状況
- ガス販売店
 - * ガス施設の被害状況
- 医療機関
 - * 施設の被害状況
 - * 病院の機能

（４）本部会議の開催

地震発生からこれまでに収集した情報を集約し、今後の応急対策の方針や取るべき対策を協議するために、本部会議を開催する。

- ① 総務課長は、本部要員を招集する。召集時には各班で収集した情報、応急対策の概要を報告するよう要請する。
- ② 本部会議室に、被害情報を書き込んだ地図等を準備する。
- ③ 会議では、次の内容を報告、協議する。

【第1回本部会議の議題】

- ① 地震情報（規模、震度等）の報告
- ② 被害状況の報告
 - 被害の集中地区
 - 火災の発生状況
 - 死亡者、傷病者の発生状況
 - 道路等交通機関の状況
 - ライフラインの状況
- ③ 避難者の状況の報告
 - 開設した避難場所
 - 避難者数
 - 避難場所での状況
- ④ 庁舎の状況報告
 - 職員の参集状況
 - 庁舎等の状況
- ⑤ 各班の初動対応の概要と問題点の報告
- ⑥ 災害対策の方針と対応の協議
- ⑦ 災害派遣要請の必要性の協議
 - 自衛隊
 - 県、市町
 - 協定業者
- ⑧ 各班間の職員配置の調整

（5）県への報告

- ① 被害の概要が判明しだい、被害状況報告（通報）を県防災担当課に報告する。

【報告先】

石川県危機管理監室 危機対策課
 TEL 076-225-1482
 FAX 076-225-1484

（6）応援派遣要請

- ① 本部会議で応援が必要となった場合は、自衛隊、県、協定先に応援派遣を要請する。
- ② 甚大な被害が予想される場合は、自衛隊の災害派遣要請及び消防の広域応援要請については、本部会議に諮らず町長の判断で要請を行なう。
- ③ 自衛隊の災害派遣要請は、県庁を通じて行なうが、通信の途絶等により、町長が知事に派遣要請の依頼ができないときは、直接、自衛隊へ災害状況等を通知する。
 また、自衛隊の派遣部隊から災害対策本部防災関係機関連絡室に連絡員の派遣を要請する。
- ④ 協定業者への要請は、各担当班長が本部会議に基づいて要請するようにする。

【自衛隊の災害派遣の要請先】

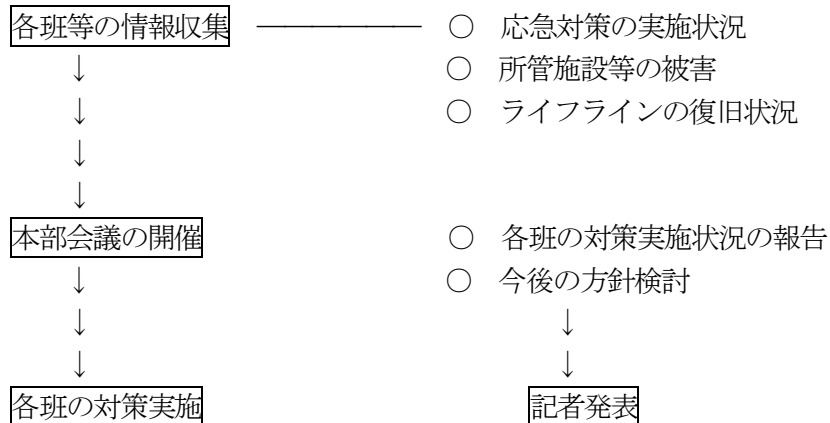
陸上自衛隊 第14普通科連隊 第3科
 TEL 076-241-2171 内線 235～238
 FAX 076-241-2171 内線 269

11 応急活動期の運営

(1) 応急活動期の運営のながれ

初動対応が終了し、応急対策を実施する時期では、原則として次のような本部運営を行なう。

【応急活動期の運営のながれ】



(2) 情報収集

- ① 各班から応急対策の状況、所管の被害状況等の報告の提出を求める。
- ② 防災関係機関、ライフライン機関から被害の状況、応急復旧の状況等の情報を収集する。
県との調整が必要な場合は、連絡員を災害対策本部防災関係機関連絡室に派遣するように要請する。
- ③ 収集した情報は、本部会議用に取りまとめる。

(3) 本部会議の開催

応急対策の状況やこれまでに収集した情報を集約し、今後の方針や対策を協議するために、定期的に本部会議を開催する。

- ① 総務課長は、本部要員を招集する。召集時には応急対策の概要の情報を報告するよう要請する。
- ② 本部会議室に使用する資料を準備する。
- ③ 会議では、次の内容を報告、協議する。

【第2回以降の本部会議の議題】

- ① 所管の被害状況の報告
 - 人的被害
 - 建物被害
 - 町有施設被害
- ② ライフライン等の復旧状況の報告
 - 道路等交通機関の状況
 - ライフラインの状況
- ③ 避難者の状況報告
- ④ 各班の応急対策の状況と問題点の報告
- ⑤ 災害対策の方針と対応の協議
- ⑥ 応援派遣要請の必要性の協議
- ⑦ 各班間の職員配置の調整

(4) 記者発表

被害状況の報告、町民等への要請、町の対応等を広報するため、定期的に記者発表を行なう。

- ① 広報班長は記者発表を行なう。
- ② 庁舎等に記者会見場を開設する。
- ③ 発表内容は、本部会議で承認された内容とする。
- ④ 記者会見場には、ホワイトボード、地図、マイク、発表内容を記載した配布資料等を準備する。

12 災害対策本部の立ち上げ・運営

時間区分	目標像	目標を実現するためにマニュアルに掲載すべき事項
発災 10 分以内	(勤務時間内) ○ 災害対策本部の設置が決定され、本部室の設営が開始されている。	○ 本部室等 (予定施設を使用できない場合の代替施設を含む) の設置要領 レイアウト、配備資機材等 ○ 通信施設運用要領 ○ 非常電源施設運用要領 ○ 施設保守関係業者連絡先リスト
	(勤務時間外) —	—
10 分～30 分	(勤務時間内) —	—
	(勤務時間外) ○ 災害対策本部の設置が決定され、本部室の設営が開始されている。	○ 本部室等 (予定施設を使用できない場合の代替施設を含む) の設置要領 レイアウト、配備資機材等 ○ 通信施設運用要領 ○ 非常電源施設運用要領 ○ 施設保守関係業者連絡先リスト
30 分～2 時間	(勤務時間内) ○ 第1回災害対策本部員会議が開催されている。 議題：①被害状況について ②今後の優先すべき活動について ③自衛隊等への応援要請について ④災害救助法の摘要申請について ⑤住民及び報道機関への広報について等	○ 本部員会議の開催要領 ○ 災害救助法の適用基準
	(勤務時間外) 同 上	同 上
2 時間～24 時間	(勤務時間内) ○ 第2回災害対策本部員会議が開催されている。 議題：①被害状況について ②今後の優先すべき活動について ③住民及び報道機関への広報について等	○ 本部員会議の開催要領
	(勤務時間外) 同 上	同 上
24 時間～3 日目	(勤務時間内) ○ 適時、災害対策本部員会議が開催されている。 議題：①被害状況について ②今後の優先すべき活動について ③住民及び報道機関への広報について等	○ 本部員会議の開催要領
	(勤務時間外) 同 上	同 上
3 日目以降	(勤務時間内) ○ 適時、災害対策本部員会議が開催されている。 議題：①被害状況について ②今後の優先すべき活動について ③住民及び報道機関への広報について等	○ 本部員会議の開催要領
	(勤務時間外) 同 上	同 上

13 職員の動員

時間区分	目標像	目標を実現するためにマニュアルに掲載すべき事項
発災 10 分以内	(勤務時間内) ○ 職員に動員指示が発令されている。	○ 動員配備基準 ○ 伝達案文（庁内放送）
	(勤務時間外) ○ 職員が自主的に登庁を始めている。	○ 動員配備基準（自主参集基準） ○ 勤務時間外に地震が発生した場合の心得 ○ 勤務時間外に地震が発生した場合の初動要員名簿
10 分～30 分	(勤務時間内) ○ 大半の職員が配備についている。	○ 災害対策本部の組織体制基準
	(勤務時間外) ○ 半数以上の職員が配備についている。	同 上
30 分～2 時間	(勤務時間内) —	—
	(勤務時間外) ○ 8 割程度の職員が配備についている。	○ 災害対策本部の組織体制基準
2 時間～24 時間	(勤務時間内) ○ ローテーションを組み、職員の一時帰宅が開始されている。	○ 一時帰宅ローテーション表
	(勤務時間外) —	—
24 時間～3 日目	(勤務時間内) ○ 大半の職員が配備についている。	○ 災害対策本部の組織体制基準
	(勤務時間外) ○ 職員の安否状況の確認が終了している。	○ 職員安否確認票
3 日目以降	(勤務時間内・外) ○ 適時、職員の健康チェックが行われている。	—

14 被害情報の収集・伝達

(1) 収集・伝達体制

時間区分	目標像	目標を実現するためにマニュアルに掲載すべき事項
発災 10 分以内	(勤務時間内) ○ 地区調査チームが概括的被害調査に出動している。	○ 地区調査チーム編成表 ○ 被害調査要領（様式等） ○ 移動系無線等取扱い要領
	(勤務時間外) ○ 職員が参集途上で被害状況を確認している。	○ 被害調査要領（様式等）
10 分～30 分	(勤務時間内) ○ 地区調査チーム情報、119 番通報、110 番通報、住民等からにより概括的被害状況が把握されている。 ○ 概括的被害情報が都道府県に報告されている。 ○ 概括的被害情報が国（消防庁）に報告されている。 ○ 住民からの通報が的確に受理されている。	○ 概括的被害状況取りまとめ（報告）様式 ○ 被害状況等問合せ先一覧表（電力会社等） ○ 報告先一覧表 ○ 無線、災害時優先電話等取扱い要領 ○ 住民等からの通報受付様式及び体制
	(勤務時間外) ○ 参集職員情報、119 番、110 番通報、住民等からの通報等により概括的被害状況が把握されている。 ○ 概括的被害情報が都道府県に報告されている。 ○ 概括的被害情報が国（消防庁）に報告されている。 ○ 住民からの通報が的確に受理されている。	○ 概括的被害状況取りまとめ（報告）様式 ○ 被害状況等問合せ先一覧表（電力会社等） ○ 報告先一覧表 ○ 無線、災害時優先電話等取扱い要領 ○ 住民等からの通報受付様式及び体制
30 分～2 時間	(勤務時間内) ○ 順次被害状況が整理されている。 ○ 被害情報が順次都道府県に報告されている。 ○ 把握した被害状況が消防、警察等との間で共有されている。 ○ 住民からの通報が的確に受理されている。	○ 情報内容別調査分担表 ○ 被害状況取りまとめ（報告）様式 ○ 被害状況等問合せ先一覧表（電力会社等） ○ 上空からの被害概況把握のためのヘリコプター応援要請先及び応援要請様式 ○ 報告先一覧表 ○ 無線、災害時優先電話等取扱い要領 * 連絡会議の開催等により共有 ○ 住民等からの通報受付様式及び体制
	(勤務時間外) 同 上	同 上
2 時間～24 時間	同 上	同 上
24 時間～3 日目	同 上	同 上
3 日目以降	同 上	同 上

(2) 水害時の避難に係る情報

① 避難すべき区域

町野川における避難勧告等の対象となる「避難すべき区域」は下表のとおりである。

避難区域	災害の様相	対象地区	対象避難所
想定浸水深 0.5m未満	床下浸水	五十里、柳田（重年・日詰脇・ 百万脇・野田・米山）、笹川、 石井、鴨川、鈴ヶ嶺、小間生、 上長尾	五十里集会所（地域一時避難所） 重年集会所（地域一時避難所） 柳田公民館（準広域避難所） 柳田保育所（準広域避難所） 柳田小学校（広域避難所） 笹川集会所（地域一時避難所） 石井集会所（地域一時避難所） 国光集会所（地域一時避難所） 鴨川集会所（地域一時避難所） 小間生公民館（準広域避難所） 上長尾集会所（地域一時避難所）
想定浸水深 0.5m以上 1.0m未満	床下浸水 床上浸水	五十里、柳田（重年・日詰脇・ 百万脇・米山）、石井、鴨川、 小間生、上長尾	五十里集会所（地域一時避難所） 重年集会所（地域一時避難所） 柳田公民館（準広域避難所） 柳田保育所（準広域避難所） 石井集会所（地域一時避難所） 国光集会所（地域一時避難所） 鴨川集会所（地域一時避難所） 小間生公民館（準広域避難所） 上長尾集会所（地域一時避難所）
想定浸水深 1.0m以上 2.0m未満	床上浸水 平屋水没	柳田（重年・日詰脇・百万脇・ 米山）、石井、鴨川、小間生、 上長尾	重年集会所（地域一時避難所） 柳田公民館（準広域避難所） 石井集会所（地域一時避難所） 国光集会所（地域一時避難所） 小間生公民館（準広域避難所） 上長尾集会所（地域一時避難所）
想定浸水深 2.0m以上 3.0m未満	2階浸水	柳田（日詰脇・百万脇・米山）、 小間生、上長尾	重年集会所（地域一時避難所） 柳田公民館（準広域避難所） 上長尾集会所（地域一時避難所）

資料：能登町避難情報の判断・伝達マニュアル

② 各河川における避難情報の判断基準水位一覧

避難情報は、以下の基準を参考に、町において今後の気象予測や河川巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。

■ 町野川（観測所：石井橋）

区 分	内 容
高齢者等避難	・観測所の水位が避難判断水位（2.10m）に到達、または到達するおそれがあり、なお水位の上昇が見込まれるとき。 ・観測所の水位が避難判断水位（2.10m）に到達した場合 ・軽微な漏水・浸食等が発見された場合 ・高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風が、夜間～夜明けに接近・通過することが予想される場合
避難指示	・観測所の水位が避難判断水位（2.10m）に到達し、なお水位の上昇が見込まれるとき。 ・河川氾濫のおそれがあるとき。 ・観測所の水位が氾濫危険水位（2.50m）に到達した場合 ・異常な漏水・浸食等が発見された場合 ・避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
緊急安全確保	・付近の堤防高（4.7m）に到達したとき ・堤防が決壊するおそれがあるとき ・決壊や越水・溢水が発生した場合 ・樋門・水門等の施設の機能障害が発見された場合決壊や越水・溢水が発生したとき（水防団等からの報告により把握できた場合）

■ 上町川（観測所：笹川橋）

区 分	内 容
高齢者等避難	① 観測所の水位が氾濫注意水位（2.2m）に到達し、なお水位の上昇が見込まれるとき
避難指示	① 観測所の水位が避難判断水位に到達し、なお水位の上昇が見込まれるとき ② 河川はん濫のおそれがあるとき
緊急安全確保	① 付近の堤防高（3.1m）に到達したとき ② 堤防が決壊するおそれがあるとき （堤防の決壊につながるような大量の漏水や亀裂等が発見される） ③ 決壊や越水・溢水が発生したとき（水防団等からの報告により把握できた場合）

■ 山田川（観測所：瑞穂橋）

区 分	内 容
高齢者等避難	① 観測所の水位が氾濫注意水位（1.5m）に到達し、なお水位の上昇が見込まれるとき
避難指示	① 観測所の水位が避難判断水位に到達し、なお水位の上昇が見込まれるとき ② 河川はん濫のおそれがあるとき
緊急安全確保	① 付近の堤防高（3.6m）に到達したとき ② 堤防が決壊するおそれがあるとき。 （堤防の決壊につながるような大量の漏水や亀裂等が発見される） ③ 決壊や越水・溢水が発生したとき（水防団等からの報告により把握できた場合）

■ 松波川（観測所：多喜尾橋）

区 分	内 容
高齢者等避難	① 観測所の水位が氾濫注意水位（1.2m）に到達し、なお水位の上昇が見込まれるとき
避難指示	① 観測所の水位が避難判断水位に到達し、なお水位の上昇が見込まれるとき ② 河川はん濫のおそれがあるとき
緊急安全確保	① 付近の堤防高（3.9m）に到達したとき ② 堤防が決壊するおそれがあるとき。 （堤防の決壊につながるような大量の漏水や亀裂等が発見される） ③ 決壊や越水・溢水が発生したとき（水防団等からの報告により把握できた場合）

■ 九里川尻川（観測所：末次橋）

区 分	内 容
高齢者等避難	① 観測所の水位がはん濫注意水位（1.4m）に到達し、なお水位の上昇が見込まれるとき
避難指示	① 観測所の水位が避難判断水位に到達し、なお水位の上昇が見込まれるとき。 ② 河川はん濫のおそれがある
緊急安全確保	① 付近の堤防高（2.4m）に到達したとき ② 堤防が決壊するおそれがあるとき （堤防の決壊につながるような大量の漏水や亀裂等が発見される） ③ 決壊や越水・溢水が発生したとき（水防団等からの報告により把握できた場合）

■ 上記以外の河川・内水

区 分	内 容
高齢者等避難	① 洪水警報が発表され、観測点で大量又は強い降雨が見込まれる場合 ② 軽微な漏水・浸食等が発見された場合 ③ 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
避難指示	① 洪水警報が発表され、観測点で大量又は強い降雨が見込まれる場合 ② 異常な漏水・浸食等が発見された場合 ③ 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
緊急安全確保	次のような状況で直ちに避難行動を行う必要があるとき。 ・堤防高到達 ・堤防が決壊 ・堤防の決壊につながるような大量の漏水や亀裂等発見 ・水門等の施設状況（ポンプの停止、水門閉鎖、水門が閉まらない等の事故等） ・決壊や越水・溢水が発生したとき（水防団等からの報告により把握できた場合）

資料：能登町避難情報の判断・伝達マニュアル

③ 避難情報の伝達先・伝達方法

避難情報の伝達先・伝達方法は次のとおりとする。なお、町において避難勧告等を発令したときは、対象地区の町内会長・区長へ電話等により状況を伝達する。その際、高齢者等避難段階では災害時要援護者の避難を、避難指示以降は、地区内住民の避難を依頼するものとする。

■避難勧告等の伝達先・伝達方法

伝達先		伝達方法
住民		
◇住民 ◇町内会長、区長 ◇学校、企業	・防災行政無線 ・広報車、消防車 ・町ホームページ ・テレビ、ラジオ ・電話	
災害時要支援者、福祉関係機関等		
◇避難行動要支援者 ◇町社会福祉協議会 ◇高齢者施設、障がい者施設 ◇保育所（園） ◇病院等	・防災行政無線 ・宣伝広報車、消防車 ・町ホームページ ・電話、FAX ・テレビ、ラジオ	
防災関係機関等		
◇警察署、駐在所 ◇消防署、分署 ◇石川県、県下市町	・防災行政無線 ・宣伝広報車、消防車 ・町ホームページ	

◇ライフライン事業者（北陸電力(株)、西 日本電信電話(株)等） ◇報道機関（テレビ、ラジオ）	・電話、FAX
---	---------

資料：能登町避難情報の判断・伝達マニュアル

(3) 土砂災害時の避難に係る情報

土砂災害における避難勧告等の発令の判断基準は、次のとおりである。

区 分	内 容
高齢者等避難	① 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」となった場合 ② 大雨注意報が発表され、当該注意報の中で夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及されている場合 ③ 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 ④ 数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合
避難指示	① 土砂災害警戒情報が発表された場合 ② 土砂災害の危険度分布で「非常に危険（うす紫）」となった場合 ③ 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 ④ 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合 ⑤ 土砂災害の前兆現象（地鳴り・山鳴り・流木の流出・斜面の亀裂等）が発見された場合
緊急安全確保	① 大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合 ② 土砂災害が発生したとき

資料：能登町避難情報の判断・伝達マニュアル

(4) 高潮時の避難に係る情報

① 警戒すべき箇所

内浦湾（富山湾）沿岸の区域

② 高潮における避難勧告等の発令の判断基準

避難情報は、以下の基準を参考に、今後の気象予測や海岸巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。

区 分	内 容
高齢者等避難	① 高潮注意報の発表において、警報に切り替える可能性が高い旨に言及されたとき ② 高潮注意報が発表されている状況において、台風情報で、台風の暴風域が町にかかると予想されている、又は台風が町に接近することが見込まれるとき ③ 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき ④ 宇出津港の潮位が、2時間後に東京湾平均海面（T.P）上1.0mに到達すると予想されるとき。
避難指示	① 高潮警報あるいは高潮特別警報が発表された場合 ② 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 ③ 宇出津港潮位が、1時間後に東京湾平均海面（T.P）上1.0mに到達したとき。
緊急安全確保	① 水門等の異常が確認されたとき ② 危険潮位を超え、浸水が発生したと推測される場合 ③ 水位周知海岸において、高潮氾濫発生情報が発表された場合 ④ 海岸堤防の倒壊や決壊が発生したとき ⑤ 異常な越波・越流が発生したとき ⑥ 高潮氾濫が発生したとき

資料：能登町避難情報の判断・伝達マニュアル

(5) 津波発生時の避難に係る情報

① 警戒すべき箇所

恋路地区、松波地区、布浦地区、九里川尻地区、秋吉地区、立壁地区、四方山地区、白丸地区、長尾地区、新保地区、越坂地区、市之瀬地区、小木地区、宇出津地区、鵜川地区、高倉地区、三波地区

② 津波における避難勧告等の発令の判断基準

避難指示は、以下の基準を参考に、今後の気象予測や海岸巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。

区 分	内 容
避難指示	① 大津波警報、津波警報、津波注意報が発表されたとき。 ② 震度4以上程度の地震を感じたが、情報伝達システムの異常等により、「津波注意報」、「津波警報」が伝達されないとき。

資料：能登町避難情報の判断・伝達マニュアル

15 消防活動

時間区分	目標像	目標を実現するためにマニュアルに掲載すべき事項
発災 10 分以内	○ 119 番等通報が受理され、出動が開始されている。	○ 同時多発火災対応要領 ○ 同時多発救出現場対応要領 ○ 民間（建設業者等）からの重機等調達先
10 分～30 分	同 上	○ 同時多発火災対応要領 ○ 同時多発救出現場対応要領 ○ 民間（建設業者等）からの重機等調達先
30 分～2 時間	○ 消火、救助、搜索等に関する応援要請の必要性が判断され、必要な場合、緊急応援消防隊、自衛隊等への応援要請がなされている。	○ 応援の要請先・要請系統 ○ 応援隊の受入要領 ○ 応援隊との活動の調整要領 ○ 自衛隊、警察等関係機関との調整要領
2 時間～2 4 時間	○ 応援隊との共同の活動が開始されている。 ○ 行方不明者相談所が開設されている。	同 上 ○ 行方不明者相談所の設置・運営要領
24 時間～3 日目	同 上	同 上
3 日目以降	同 上	同 上

16 地震及び津波に関する情報の収集・伝達

時間区分	目標像	目標を実現するためにマニュアルに掲載すべき事項
発災 10 分以内	(勤務時間内) ○ 気象庁発表の情報を通じて、当該地震及び津波の状況を把握している。	○ 気象庁が発表する「地震及び津波に関する情報」等に関する基礎知識資料
	(勤務時間外) —	—
10 分～30 分	(勤務時間内) ○ 気象庁発表の情報を通じて、当該地震及び津波の状況を把握している。	○ 気象庁が発表する「地震及び津波に関する情報」等に関する基礎知識資料
	(勤務時間外) —	—
30 分～2 時間	(勤務時間内) 同 上	同 上
	(勤務時間外) 同 上	同 上
2 時間～24 時間	(勤務時間内) ○ 余震に関する情報等を把握し、住民等に伝達している。	○ 気象庁が発表する余震に関する情報等に関する基礎知識資料
	(勤務時間外) 同 上	同 上
24 時間～3 日目	同 上	同 上
3 日目以降	同 上	同 上

17 二次災害防止対策

時間区分	目標像	目標を実現するためにマニュアルに掲載すべき事項
発災 10 分以内		
10 分～30 分		
30 分～2 時間		
2 時間～24 時間	○ 災害危険箇所等の点検・応急措置が開始されている。	○ 要点検箇所リスト(土砂災害、河川、危険物等) ○ 危険発見時の連絡系統 ○ 避難指示広報案文
24 時間～3 日目	○ 災害危険箇所等の点検・応急措置が実施されている。 ○ 被災建築物の応急危険度判定が開始されている。	○ 要点検箇所リスト(土砂災害、河川、危険物等) ○ 危険発見時の連絡系統 ○ 斜面判定等専門技術者の要請先 ○ 避難指示広報案文 ○ 応急危険度判定実施要領
3 日目以降	○ 災害危険箇所等の点検・応急措置が実施されている。 ○ 被災建築物の応急危険度判定が開始されている。	○ 要点検箇所リスト(土砂災害、河川、危険物等) ○ 危険発見時の連絡系統 ○ 斜面判定等専門技術者の要請先 ○ 避難指示広報案文 ○ 応急危険度判定実施要領

18 医療救護活動

時間区分	目標像	目標を実現するためにマニュアルに掲載すべき事項
発災 10 分以内		
10 分～30 分	○ 死傷者の発生状況に関する概括的な被害情報が把握されている。 ○ 管内医療機関の概括的な被災状況が把握されている。	* 主要医療機関に職員を派遣している。 ○ 管内医療機関、医師会、保健所リスト
30 分～2 時間	○ 医療救護に関する応援要請の必要性が判断され、必要な場合、医療救護班の応援要請がなされている。 ○ 入院患者の移送、給水等被災医療機関への支援が開始されている。 ○ 住民に診療可能な医療機関が広報されている。	○ 応援の要請先・要請系統 ○ 要請書類様式 ○ 移送車両等依頼先リスト ○ 入院患者等移送先候補地リスト * 広報・報道対応
2 時間～24 時間	○ 医療救護班の受入れが開始されている。 ○ 入院患者の移送、給水等被災医療機関への支援が開始されている。 ○ 必要な患者の後方搬送が開始されている。 ○ 住民に診療可能な医療機関が広報されている。	○ 医療救護班の受入要請 ○ 医療救護班との連絡調整要領 ○ 医薬品、医療用資機材の調達要領及び集積場所 ○ 移送車両等依頼先リスト ○ 入院患者等移送先候補地リスト ○ 後方搬送候補病院リスト ○ ヘリコプター離発着場リスト ○ ヘリコプター要請先 * 広報・報道対応
24 時間～3 日目	○ 医療救護班の活動が行なわれている。 ○ 入院患者の移送、給水等被災医療機関への支援が開始されている。 ○ 必要な患者の後方搬送が開始されている。 ○ 住民に診察可能な医療機関や救護所が広報されている。	○ 医療救護班の受入要請 ○ 医療救護班との連絡調整要領 ○ 医薬品、医療用資機材の調達要領及び集積場所 ○ 移送車両等依頼先リスト ○ 入院患者等移送先候補地リスト ○ 後方搬送候補病院リスト ○ ヘリコプター離発着場リスト ○ ヘリコプター要請先 * 広報・報道対応
3 日目以降	○ 医療救護班の活動が行なわれている。 ○ 入院患者の移送、給水等被災医療機関への支援が開始されている。 ○ 住民に診察可能な医療機関や救護所が広報されている。	○ 医療救護班の受入要請 ○ 医療救護班との連絡調整要領 ○ 医薬品、医療用資機材の調達要領及び集積場所 ○ 移送車両等依頼先リスト ○ 入院患者等移送先候補地リスト * 広報・報道対応

19 応援要請及び受入れ

時間区分	目標像	目標を実現するためにマニュアルに掲載すべき事項
発災 10 分以内		
10 分～30 分		
30 分～2 時間	○ 消火、救助、捜索、医療救護等に関する応援要請の必要性が判断され、必要な場合、緊急消防応援隊、自衛隊等への応援要請がなされている。	○ 応援の要請先・要請系統(協定締結先市町村、都道府県等) ○ 要請書類様式
2 時間～24 時間	○ 応援隊の受入れが開始されている。	○ 応援隊の受入れ要領(拠点施設候補地等) ○ 応援隊との連絡調整要領
24 時間～3 日目	○ 応援隊の活動が開始されている。	○ 応援隊の受入れ要領(拠点施設候補地等) ○ 応援隊との連絡調整要領
3 日目以降	○ 応援隊が活動している。	○ 応援隊の受入れ要領(拠点施設候補地等) ○ 応援隊との連絡調整要領

20 津波災害への対応

時間区分	目標像	目標を実現するためにマニュアルに掲載すべき事項
発災10分以内	(勤務時間内) ○ 津波予報等に基づき、津波警戒情報が同報系無線、サイレン、広報車等により関係住民等に伝達されている。(同報系無線がある場合) ○ 津波予報等に基づき、サイレン、広報車等により関係住民等に伝達されている。(同報系無線がない場合)	* 防災行政無線(同報系)を通じて伝達 ○ 津波警戒(避難指示)広報案文 ○ 広報ルート図及び地区分担表
	(勤務時間外) ○ 津波予報等に基づき、津波警戒情報が同報系無線、サイレン、広報車等により関係住民等に伝達されている。(同報系無線がある場合)	* 防災行政無線(同報系)を通じて自動的に伝達。
10分～30分	(勤務時間内) ○ 関係住民等の避難が完了している。 ○ 安全な場所で潮位観測が始まっている。	○ 津波避難経路及び避難所(場所)一覧表 ○ 潮位観測要領
	(勤務時間外) ○ 津波予報等に基づき、サイレン、広報車等により津波警戒が呼びかけられている。(同報系無線がない場合) ○ 安全な場所で潮位観測が始まっている。	○ 津波警戒(避難指示)広報案文 ○ 広報ルート図及び地区分担表 ○ 潮位観測要領
30分～2時間	(勤務時間内) —	—
	(勤務時間外) ○ 関係住民等の避難が完了している。	○ 津波避難経路及び避難所(場所)一覧表
2時間～24時間	(勤務時間内) —	—
	(勤務時間外) —	—
24時間～3日目		
3日目以降		

